

(版一十第)

CZ
5
0217

市町村雜誌社編纂

訂 增

日用法規便覽

全

明治四十四年十月十五日現行

東京 市町村雜誌社

268
611

市町村雜誌

毎月一回十五日發行
 定價 一部金拾錢
 一ヶ年金壹圓(郵税不要)

市町村雜誌 は自治制施行に當り之が行用を完からしめんことを目的とせる最先唯一の自治研究雜誌なり
市町村雜誌 は内地は勿論清韓方面に及び地方行政廳自治行政廳の参考用とし
 官公吏は勿論公民有志必讀の雜誌として愛讀せらるゝものなり
市町村雜誌 の特色は

- 一、自治制度の目的精神を講究し適切明瞭に法規を解釋すること
- 二、自治行政の實際的活動を研究すること
- 三、行政法規に關する當局者の解釋方針を敏速に報道すること
- 四、自治行政に關し發生する難解の問題に對し適切なる解決を與ふること
- 五、法治國々民として有せざるべからざる一般法律思想の普及を圖ること

東京市芝區田村町六番地

發行所

市町村雜誌社

電話番號 芝 二七七五番
 振替貯金口座番號 八八八七番

日用法規便覽目次

地租條例及關係法規摘要	一五
所得稅法並關係法規摘要	二五
營業稅法並關係法規摘要	三五
登錄稅法並關係法規摘要	四三
相續稅法並關係法規摘要	五三
印紙稅法摘要	五八
內國郵便に關する法規摘要	六九
內國郵便爲替に關する法規摘要	七五
郵便貯金に關する法規摘要	八五
電信に關する法規摘要	九三
徵兵令及關係法規摘要	九三



農會令摘要……………一四

産業組合法並關係法規摘要……………一三〇

漁業法並關係法規摘要……………一三五

地方學事通則摘要……………一四三

小學校令及關係法規摘要……………一四六

傳染病豫防法並消毒に關する法規摘要……………一五四

日用法規便覽目次終

日用法規便覽

市町村雜誌社編纂

●地租條例並關係法規摘要

地租條例(明治十七年三月第七號布告)
 (明治四十三年三月法律二號にて改正)
 租條例施行規則(明治四十三年十二月勅令第四百四十四號)

◎稅率

- 第一條 地租は左の稅率に依り毎年之を賦課す
- 宅地 地價百分の二箇半
 - 田地 地價百分の四箇半
 - 其他の土地 地價百分の五箇半
 - 北海道に於ける宅地以外の土地の地租は當分左の稅率に依る
 - 田畑 地價百分の三箇四
 - 其他の土地 地價百分の四箇
- 本條例に於て地價と稱するは土地臺帳に掲げたる價額を謂ふ
- 第二條 地租は年の豐凶に由りて増減せず

日用の規便覽 地租條例並關係法規

02 持/5
 5 647
 0217

◎納期

第十二條 地租は左の期限に依り之を徴收す

一 宅地

第一期

其年七月一日ヨリ
同七月三十一日限

地租額二分の一

第二期

翌年一月一日ヨリ
同一年一月三十一日限

地租額二分の一

二 田

第一期

其年十二月十六日ヨリ
翌年一月十五日限

地租額四分の一

第二期

翌年二月一日ヨリ
同二月末日限

地租額四分の一

第三期

翌年三月一日ヨリ
同三月三十一日限

地租額四分の一

第四期

翌年五月一日ヨリ
同五月三十一日限

地租額四分の一

三 其他の土地

第一期

其年九月一日ヨリ
同九月三十日限

地租額二分の一

第二期

其年十一月一日ヨリ
同十一月三十日限

地租額二分の一

特殊の事情ある地方にして前項の納期に依り難きものに付ては命令を以て特別の納期を設けることを得

◎土地の種類

第三條 有租地を區別して二類と爲す

第一類 田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地

第二類 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

第一類地を第二類地に變換するものを地類變換と謂ふ

第一類中又は第二類中の各地目變換するものを地目變換と謂ふ

第二類地に勞費を加へ第一類地となすを開墾と謂ふ

第一類地又は第二類地の山崩、川闕、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成の如き天災に罹り地形を變じたるを荒地と謂ふ

第四條 左に掲ぐる土地に付ては地租を免す

一 國府縣郡市町村其他勅令を以て指定する公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地但有料借地は此限に在らず

二 府縣郡市町村其他勅令を以て指定する公共團體に於て公用又は公共の用に供するきものと定めたる其所有地但命令の定むる期間内に於て公用又は公共の用に供せざるときは此限に在らず

三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地但有料借地は此限に在らず

四 墳墓地

五 用惡水路、溜池、堤塘、井溝

六 鐵道用地、軌道用地

七 保安林

八 公衆の用に供する土地

府縣郡市町村其他の公共團體は前項の土地に租稅其他の公課を課することを得ず但所有者以外の者前項第一號又は第二號の土地を使用收益する場合に於て其土地に對し使

用者に租税其他の公課を課するは此限に在らず

軌道用地の區域に關しては私設鐵道法中第四十一條の規定を準用す

◎地價 地價と稱するは土地臺帳に掲けたる價額

第七條 地價は左の場合に該當するに非ざれば之を修正せず

- 一 地目又は地類を變換したるとき
- 二 開墾したるとき
- 三 開拓鉦下年期明に至りたるるとき
- 四 荒地免租年期明に至り原地價に復し難く若くは他の地目に變したるとき又は低價年期明に至り原地價に復し難きとき

施行規則

第一條 土地には番號を附し毎年其の地價を定む

第二條 一筆の土地は其一部分左の各號の一に該當する場合に於て之を分割す

- 一 別地目と爲るとき
- 二 地租を課する土地にして地租を課せざる土地と爲るとき
- 三 地租を課せざる土地にして地租を課する土地と爲るとき
- 四 所有者を異にするとき
- 五 質權の目的と爲るとき
- 六 百年より長き存続期間の定ある地上權の目的と爲るとき
- 七 行政區劃を異にするとき

第八條 一般に地價の改正を要するときは前以て其旨を布告すべし

第九條 地價は其地の品位等級を認定し其所得を審査し尙ほ其土地の情況に應じ之を定む

第十條 地目を變換し又は地類を變換したるときは政府に届出べし

地目を變換し又は地類を變換したるときは直に其地價を修正す但第十六條第六項の場合に此限に在らず

施行規則

第十三條 左の場合に於ては土地の所有者又は納税義務者は三十日以内に稅務署長に届出づべし

- 一 地目を變換し又は地類を變換したるとき
- 二 開墾に着手したるとき、開墾成功したるとき、開墾を廢止したるとき又は開墾の目的を變更したるとき
- 三 地租を課する土地を用ゑ水路、溜池、堤塘、井溝、水道用地、鐵道用地、軌道用地若くは公衆の用に供する道路と爲したるとき又は之が供用を廢止したるとき
- 四 地租を課する土地を公用若くは公共の用に供し又は之が供用を廢止したるとき
- 五 地租を課する土地を地租條例第四條第一項第二號の規定に依り公用若くは公共の用に供すべきものと定めたるとき又は一年内に公用若くは公共の用に供せざるべきものと定めたる場合

前項の場合に於て地價を定め又は修正すべきときは實地の情況に依り近傍の類地と其の地力を比較し其の地價を見積り土地の測量圖と共に書面を差出すべし

◎地種の變更及徵租

第十一條 地租を課する土地を地租を課せざる土地と爲し又は地租を課せざる土地を地租を課する土地と爲したるときは政府に届出べし但之に關し豫め政府の許可を受け又は届出を爲したるものに付ては此限に在らず

地租を課せざる土地を地租を課する土地と爲したるときは其地の現況に依り直に其地の地價を定む但第十六條第四項の場合に此限に在らず

第十三條 地租は左に掲ぐる者より之を徵收す

- 一 質權の目的たる土地に付ては質權者

二 百年より長き存続期間の定ある地上権の目的たる土地に付ては地上権者
三 其他の土地に付ては所有者
前項に於て質権者地上権者所有者と稱するは土地臺帳に質権者地上権者所有者として登録せられたるものを謂ふ

第十四條 地價を修正したる土地に付ては其年より修正地價に依り地租を徴收す但其年に係る地租の全部又は一部の納期開始後地價を修正したるときは翌年分地租より修正地價に依り地租を徴收す

第十五條 地租を課する土地にして地租を課せざる土地となりたるときは其届出ありたる後又は其事實を認めたる後に開始する納期より地租を徴收せず

地租を課せざる土地にして地租を課する土地となりたるときは地價設定後に開始する納期より地租を徴收す但地價設定後に開始する納期に於て前年分地租を徴收すべき場合に於ては其納期分の地租は之を徴收せず

前二項の規定は荒地免租年期若しくは低價年期許可の場合又は荒地免除年期明若しくは新開免租年期明の場合に之を準用す

○開墾

第十六條 開墾を爲さんとするときは政府に届出づべし

前項の開墾地は開墾着手の年より十年目に其成功の部分に對し地價を修正す但地類變換を爲したる後五年以内に開墾したるものに在りては其成功の部分に對し直に其地價を修正す

十年以内に成功し能はざる開墾を爲さんとするときは政府に願出餉下年期の許可を受

くべし餉下年期は三十年以内とす但年期中は原地價に依り地租を徴收す

官有地を開拓して民有に歸せし土地は其素地相當と認むる所の地價を定め尙ほ十年以内の餉下年期を許可す但年期中は現定地價に依り地租を徴收す官有の水面を埋立民有に歸せし土地は五十年以内の新開免除年期を許可す

地目を變換する爲め開墾に等しき勞費を要するものは本條第三項に準し三十年以内の地價据置年期を許可することあるべし

第十七條 前條に依り届出を爲したる土地又は開墾餉下年期若しくは地價据置年期の許可を受けたる土地にして開墾成功し又は地目變換したるときは其旨政府に届出づべし其年より開墾又は變換したる地目に依り其地租を徴收す但其年に係る地租の全部又は一部の納期開始後届出ありたるときは翌年分地租より開墾又は變換したる地目に依り其地租を徴收す

前項の場合に於て開墾又は變換地目の税率か舊地目の税率と同一ならざるときは舊地目に對する地租額を開墾又は變換地目の税率を以て除し之を開墾又は變換地目に對する地價とし修正地價に依り地租を徴收するに至る迄其地價に依り地租を徴收す

○荒地地租

第二十二條 荒地は其被害の年より十五年以内 免租年期を定め年期明に至り原價に復す

海嘯の爲め潮水浸入し作土を損害したるものは其狀況に依り前項に準據することあるべし

第二十一條 土地免租年期明に至り其地の現況原地價に復し難きものは十五年以内七割

以下の低價年明を定め年明期に至り原地價に復すべし

第二十二條 低價年明期に至り尙ほ原地價に復し難きもの及荒地免租年明期に至り原地目に復せず他の地目に變するものは地價を修正す

施行規則

第十五條 荒地免租年明を有する土地にして其年明期に至り他の地目に變したるとき又は低價年明若し免租年明を有する土地にして其年明期に至り原地價に復し難きときは他の地目に變したるときは年明期丁の後六十日以内に土地所有者又は納賦義務者より稅務署長に届出づべし

第二十三條 免租年明期に至り尙ほ荒地の形狀を存するものは更に十五年以内免租年明期を定め其の年明期に至り原地價に復し難きものは第二十一條第二十二條に依り處分す

第二十四條 川成、海成、湖水成にして免租年明期に至り原形に復し難きものは更に二十年以内免租年明を許可す其年明期に至り尙ほ原地目に復せず他の地目に變せざるものは川海湖に歸するものとす

施行規則

第十二條 地租條例第二十二條、第二十三條若し第二十四條の規定又は明治三十四年法律第三十號に依り低價年明荒地免租年明又は年明延長の許可を受けんとする者は年明期丁後六十日以内に稅務署長に申請すべし

◎制裁

第二十五條 土地を欺隠し地租を逋税する者は四圓以上四十圓以下の罰金又は科料に處し現地目に依り地價を定め欺隠年間の地租を追徴す但發覺の日より三年以前に遡ることを得す

第二十六條 第十一條に違犯する者は三圓以上三十圓以下の罰金又は科料に處し且現地

目に依り地價を定め其地租を追徴す但發覺の日より三年以前に遡ることを得す

第二十七條 第十條第一項第十六條第一項に違犯するものは一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す其開墾の届出を爲さざる者は現地目に依り地價を定め其地租増額を追徴す但發覺の日より三年以前に遡ることを得す

第二十八條 第二十五條以下の所犯借地人小作人の所爲に係り所有主其情を知らざるときは其借地人小作人を罰し地租は所有主より追徴す

第二十九條 第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條の刑に當る者自首するときは其罰金科料を免す但其追徴すべき地租は仍之を納めしむ

◎所得稅法並關係法規摘要

所得稅法(三十二年二月法律第十七號)
三十四年法律第十七號、三十八年法律第三十四號を以て改正を經たり
所得稅法施行規則(三十二年三月勅令第七十八號)
三十五年勅令第二百五十四號、三十八年勅令第五十五號を以て改正加除を經たり

◎納稅義務者

第一條 帝國內此の法律施行地に住所を有し又は一箇年以上居所を有する者は此の法律に依り所得稅を納むる義務あるものとす

第二條 前條に該當せざる者此の法律施行地に資産又は營業を有し若は公債社債の利子支拂を受くるときは其の所得に付てのみ所得稅を納むる義務あるものとす

◎稅率

第三條 所得稅は左の稅率に依り之を賦課す

- 第一種 法人の所得 千分の二十五
- 第二種 所得稅法施行地に於て支拂を爲す公債の利子 千分の二十
- 第三種 前各種に屬せざる所得
 - 十萬圓以上 千分の五十五
 - 五萬圓以上 千分の五十
 - 三萬圓以上 千分の四十五
 - 二萬圓以上 千分の四十

一萬五千圓以上

一萬圓以上

五千圓以上

三千圓以上

二千圓以上

千圓以上

五百圓以上

三百圓以上

戶主及其の同居家族の所得は第三種に限り之を合算し其の總額に依り本條の稅率を定む戶主と別居する家族二人以上同居するとき亦同じ

◎増徴稅率 特別稅法に依り所得稅法に依る稅額に對し左記割合の増徴を受く

第一種所得

甲、株主二十一人以上又は株主及社員の數二十一人以上を以て組織したる株式會社又は株式合資會社 十五割

乙、其他の法人

所得額五千圓未滿

同 一萬圓未滿

同 一萬五千圓未滿

同 二萬圓未滿

同 三萬圓未滿

- 八割
- 九割
- 十割
- 十一割
- 十二割
- 十七割

同	五萬圓未滿	二十三割
同	十萬圓未滿	三十割
同	十萬圓以上	四十割

第三種

所得額五百圓未滿	十割
同 千圓未滿	十一割
同 五千圓未滿	十三割
同 一萬圓未滿	十四割
同 一萬五千圓未滿	十五割
同 二萬圓未滿	十七割
同 三萬圓未滿	十九割
同 五萬圓未滿	二十一割
同 十萬圓未滿	二十四割
同 十萬圓以上	二十七割

◎所得算定 算定は算出と決定との二種に區別して之を見ることを得

○算出

第四條 所得は左の區別に従ひ之を算定す

一 第一種の所得は各事業年度總益金より同年度總損金前年度繰越及保險責任準備金を控除したるものに依る但第二條に該當する法人の所得は此の法律施行地に於ける資産又は營業より生ずる各事業年度の益金より同年度損金を控除したるものに依る

二 第二種の所得は其の支拂を受くべき金額に依る

三 第三種の所得は總收入金額より必要の經費を控降したる豫算年額に依る但し此の法律施行地に於て支拂を受けざる公債社債の利子、營業に非ざる貸金預金の利子此の法律に依り所得税を課せられざる法人より受けたる配當金、俸給、給料、手當金、歳費、年金、恩給金は其の收入額の豫算年額に依り山林の所得は前年の所得に依る田畑の所得は前三箇年間の所得平均高を以て算出すべし

前項第一號の場合に於て益金中此の法律に依り所得税を課せられたる法人より受くる配當金及此の法律施行地に於て支拂を受けたる公債社債の利子あるときは之を控除す

施行規則

第一條 所得稅法第四條第一項第三號に依り總收入金額より控除すべきものは種畜糞肥料の購買費家畜其の他の飼養料、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費其の借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料其の他收入を得るに必要なる經費に限る但し家事上の費用及之を關聯するものは之を控除せず

○決定

第九條 第一種の所得金額は損益計算書を調査し政府之を決定し第三種の所得金額は所得調査委員會の調査に依り政府之を決定す

調査委員會閉會後第三種の所得ある者新に納稅義務あることを申出たるときは政府其の所得金額を決定す

第三十五條 政府は第一種及第三種の所得金額を決定したるときは之を納稅義務者に通知すべし

○届出 所得届出方に左の種別あり

第七條 納稅義務ある法人は各事業年度毎に損益計算書を政府に提出すべし但し第二條に該當する法人は各事業年度毎に此の法律施行地に於ける資産又は營業に關する損益を計算し其の計算書を政府に提出すべし

施行規則

第三條 納稅義務ある法人は毎事業年度通常總會後七日以内に損益計算書を所轄稅務署に提出すべし

第八條 第三種の所得に付納稅義務ある者は毎年四月中に所得の種類及金額を詳記し政府に申告すべし

施行規則

第四條 第三種の所得に付納稅義務ある者は所得の種類及金額を所轄稅務署に申告すべし所得稅法第三條第二項に依り同居者の所得を合算すべき場合に於ては所得を區分し同時に申告すべし

○異議の申立

第三十六條 納稅義務者政府の通知したる所得金額に對して異議あるときは通知を受けたる日より二十日以内に不服の事由を具し政府に申出て審査を求むることを得

第三十八條 納稅義務者は第三十六條の場合と雖も通知を受けたる所得金額に依り納稅すべし

第三十九條 所得金額の決定に對し不服ある者は訴願又は行政訴訟を爲すことを得

(納稅義務者より不服の申立ありたる時は審査委員會を開き之を決定する規定なり)

○課稅免除の所得

第五條 左に掲ぐる所得には所得稅を課せず

- 一 軍人從軍中に係る俸給
- 二 扶助料及傷痍疾病者の恩給
- 三 旅費學資金及法定扶養料
- 四 營利を目的とせざる法人の所得
- 五 營利の事業に屬せざる一時の所得
- 六 外國又は此の法律を施行せざる地に於ける資産營業又は職業に依る所得但し此の法律施行地に本店を有する法人の所得を除く
- 七 此の法律に依り所得を課せられたる法人より受くる配當金及割賦賞與金

○所得の更訂

第四十條 山林の所得を除くの外第三種の所得に付納稅義務ある者所得金額四分の一以上を減損したるときは政府に申出て所得金額の更訂を求むることを得但し翌年一月三十一日を過るときは所得金額の更訂を求むることを得ず所得金額決定後贈與を爲したる爲所得金額を減損したる場合には前項を適用せず

○徵稅並徵稅猶豫

第四十二條 第一種の所得に付ては各事業年度毎に所得稅を徵收す

第二種の所得に付ては其の金額支拂の際支拂者 の所得稅を徵收し其の都度之を政府に納むべし

第三種の所得に付ては所得稅の年額を二分し其の年九月及翌年三月之を徵收す但し納稅者納稅管理人を定めずして帝國外に居住若は居所を移すときは其の際直に其の所得

税を徴収することを得
第四十三條の一 第四十條の請求ありたるときは政府は其の確定に至るまで税金の徴収を猶豫することを得

◎納税地

第四十四條 第三種の所得に係る所得税は本人住所の地を以て納税地とし住所なきときは居所の地を以て納税地とす但し納税者は申告して住所又は居所以外の地に於て所得税を納むることを得

此の法律施行地に住所又は居所なき者は納税地を定め政府に申告すべし申告なきときは政府其の納税地を指定す

第四十五條 納税義務者納税地に現住せざるときは其の所得税に關する事項を處理せしむる爲に納税管理人を定め政府に申告すべし

◎制裁

第四十六條 所得金額を隠蔽して逋税したる者は其の逋税金高三倍の罰金に處す但自首する者は其の税金を追徴して其の罪を問はず

第四十七條 所得の調査又は審査に關與する者其の調査又は審査に關する事項を他に漏洩したるときは三十圓以下の罰金に處す

前項に依り處罰せられたる者は其の職を失ふものとす

◎營業税法並關係法規摘要

營業税法(二十九年三月法律第三十三號)
三十五年法律第十八號四十二年四月法律第四十五號四十四年三月法律第三十九號を以て改正を經たり
營業税法施行規則(二十九年七月勅令第二百六十九號)
三十五年勅令第二百二十號、三十六年勅令第九十九號四十二年十二月勅令第四百五十一號を以て改正を經たり

◎營業の種類

第一條 左に掲ぐる營業を爲す者には營業税を課す

- 一、物品販賣業
- 一、保險業
- 一、物品貸付業
- 一、運送業
- 一、運河業
- 一、貨物陸揚場業
- 一、印刷業
- 一、出版業
- 一、貸席業
- 一、料理店業
- 一、代理業
- 一、問屋業

- 一、銀行業
- 一、金貸付業
- 一、製造業
- 一、倉庫業
- 一、棧橋業
- 一、船舶定繋業
- 一、鐵道業
- 一、請負業
- 一、寫眞業
- 一、旅人宿業
- 一、周旋業
- 一、仲立業

一、信託業

第二條 營業税を課すべき物品販賣業は一定の店舗其の他の營業場を設け物品の卸賣又は小賣を爲す者を謂ふ

左の諸業は前項に該當せざるも仍物品販賣業と見做す

一 一定の製造場なく職工を使役することなく原料を供給し工錢を支拂ひ物品を製造せしめて販賣する者

二 一定の製造場を設けず店頭に於て物品を製造し主として小賣をなす者

三 牧場に非ざる場所に於て飼料を購求し家畜又は家禽を飼養し之を賣り又は鶏卵牛乳等その産物を販賣する者

四 魚介類を養殖して之を販賣する者

五 動植物其の他普通に物品と稱せざるものを販賣する者

一箇年の賣上金額千圓未満の者には營業税を課せず

第四條の營業者其の製造場區域内に於て製造品を販賣し及別に營業場を設け其の製造品の卸賣營業を爲すも物品販賣業とせず

第三條 營業税を課すべき金銭貸付業及物品貸付業は一定の店舗其の他の營業場を設け

貸付の業を営むものをいふ普通に物品と稱せざるもの、貸付をなすも亦同じ

運轉資本金額五百圓未満の者には營業税を課せず

第四條 營業税を課すべき製造業は一定の製造場を設け職工勞役者を使役して物品を製造し又は物品製造の一部を助成する者を謂ふ

瓦斯電氣の供給を爲す者及物品の修理を爲し又は穀物を精白搗碎し又は染物を爲す者

は前項製造業と見做す

資本金額五百圓未満の者又は職工勞役者を通じて二人以上を使用せざる者には營業税を課せず

第五條の一 運賃又は手数料を受けて旅客貨物の運送をなし又は其の取扱を爲す者を運送業として營業税を課す但し雇人二人以上を使用せざる者には營業税を課せず

第五條の二 私設鐵道法及輕便鐵道法に依り運送の業を営む者を鐵道業者として營業税を課す

第六條 倉庫を備へて貨物を預り倉敷料其の他の名義を以て報酬を受くる者を倉庫業として營業税を課す

第七條 印刷業出版業寫眞業にして職工を通じて二人以上を使用せざる者土木請負業にして請負金額一箇年千圓未満の者には營業税を課せず

出版業にして新聞紙法に依るものには課税せず

第八條 貸料又は其の他の名義を以て報酬を受け客室又は集會場を貸す者を貸席業として營業税を課す但し建物貸賃價格五十圓未満の者には營業税を課せず

第九條 營業税を課すべき旅人宿業は飲食物を供給すると否とに拘らず旅客を宿泊せしめ又は人を寄宿せしめ雇人三人以上を使用するものとす但木賃宿には營業税を課せず

第十條の一 營業税を課すべき料理店業は雇人三人以上を使用し客室を設けて飲食物を販賣する者とす

第十條の二 營業税を課すべき周旋業代理業仲立業問屋業信託業は一箇年報價金額百圓以上の者とす

第十一條 左に掲ぐる營業には營業税を課せず
 一、政府より發行する印紙、切手類の賣捌
 二、自己の採掘又は採取したる鑛物の販賣
 三、度量衡の製作、修覆、販賣

◎課程標準及稅率
 第十二條 營業税は左の課稅標準及稅率に依り毎年之を賦課す

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金價格	卸賣は萬分の十二 小賣は萬分の三十六 千分の九十 一人毎に金二圓
銀行業	資本價格	千分の五 一人毎に金二圓
保險業	資本價格	千分の五 一人毎に金二圓
金錢貸付業	資本價格	千分の六半
物品貸付業	資本價格	千分の九 一人毎に金二圓
製印刷業	資本價格	千分の三、七
寫真業	資本價格	千分の九 一人毎に金二圓
運送業、河川業、船隻業、陸揚業	資本價格	千分の六 一人毎に金二圓
倉庫業	資本價格	千分の五 一人毎に金二圓
鐵道業	收入金	千分の二十五 一人毎に金二圓
請負業	請負金	千分の五 一人毎に金二圓
料理店業	建物賃賃價	千分の百三十五 一人毎に金二圓
旅人宿業	建物賃賃價	千分の九十 一人毎に金二圓
代理業	報賃金	千分の三十五 一人毎に金二圓
信託業	報賃金	千分の三十七半 一人毎に金二圓

業名	課稅標準	稅率
倉庫業	資本價格	千分の五 一人毎に金二圓
鐵道業	收入金	千分の二十五 一人毎に金二圓
請負業	請負金	千分の五 一人毎に金二圓
料理店業	建物賃賃價	千分の百三十五 一人毎に金二圓
旅人宿業	建物賃賃價	千分の九十 一人毎に金二圓
代理業	報賃金	千分の三十五 一人毎に金二圓
信託業	報賃金	千分の三十七半 一人毎に金二圓

營業者を除くの外從業者中十五歳未満の者に付ては前項稅率の二分の一とす
 第十四條 同一人にして數種の營業を爲すときは第十二條の課稅標準に依り各別に營業
 税を課す但し課稅標準となるべきものを共通して使用するときはその一に就て計算す
 其の稅率異なるときは重きに從ふ
 第十五條 物品販賣業、請負業、貸席業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立

業、問屋業、信託業は各店舗其の他の營業場毎に營業税を課す
前項に掲げざる營業にして店舗其の他の營業場數個所あるとき其の資本を區別したるときは各別に營業税を課す其の資本を區分せざるものは合算して之を課す但し内國と外國とに涉り店舗其の他の營業場數箇所あるとき資本を區分せざるものは内國に於ける各店舗其の他の營業場に於て使用する資本金額を見積り内國の分に限り各別に之を課す

◎課税標準の計算法

第十六條 第十三條に依り届出へき課税標準は左の區別に従ひ之を計算す但し新に開業したる者は豫算を以て之を定む

- 一 賣上金、収入金、請負金及報償金は前年中の總額に依る但し前年中に開業したるものは豫算に依る
 - 二 資本金及建物賃貸價格は前年中の平均額に依る
 - 三 従業者は前年に於ける最多數のときに依る
- 資本金額の算定法は勅令を以て之を定む

△資本金額算定法

施行規則摘要

株式 前年中の各月末に於ける拂込株式金額及名義の何たるを問はず各種の積立金額其の他積立金の性質を有する資産金額とし月割平均を以て之を算定す但し保險會社に於ける保險責任準備金及支拂備金は除く

合資 前年中各月末に於ける出資金額名義の何たるを問はず各種の積立金其他積立金の性質を有する資産金額及借入金あるときは其の出資金額を超過せざる金額とし月割平均を以て之を算定す

株式合 前年中各月末に於ける出資金額、拂込株式金額其他積立金の性質を有する資産金額とし月割平均を以て算定す

合名 前年中各月末に於ける總社員の出資金額名義の何たるを問はず各種の積立金額其他積立金の性質を有する資産金額及借入金あるときは其の出資額を超過せざる金額とし月割平均を以て算定す

個人 他より借入れたるを否かを問はず前年中各月末に於ける固定資本及運轉資本の月割平均を以て算定す

會社 固定資本に直接に營業の用に供する土地建物築造物船舶器具器械の價格時價見積に依る

會社たる個人たるを問はず金銭貸付業又は物品貸付業の課税標準を爲すべき運轉資本金額は前年中各月末に於ける貸付へき金額又は貸付へき物品の見積價格とし月割平均を以て算定す

△建物賃貸價格

第十八條 建物賃貸價格は店舗其の他營業用の土地、家屋の借料に相當するものとす但し住居に供するもの其の他直接に營業に使用せざるものあるも同一區域内にありて自己の所用に係るものは營業用として計算す

借家の場合に於ては何等の名義を用ふるに拘らず土地建物の貸借上借主より貸主に支拂ふものを以て建物賃貸價格を計算す

借家に非ざる場合に於ては近傍借家の借料に照準して建物賃貸價格を定む近傍に照準すべき家なきときは其の土地、家屋の時價を別別に算定し土地は其の百分の五、家屋は百分の十を以て其の賃貸價格を定む無償の借家に付ても亦同し

△従業者

第十九條 名義の何たるを問はず總て營業に従事する者は従事者として之を計算す但し營業者の家族を除く

◎業名及課税標準の届出

第十三條 此の税法に依り納税義務を有する營業者は毎年一月三十一日迄に業名及課税

標準を詳記し政府に届出べし但し新に開業したる者は其の際本條の届出を爲すべし
營業者廢業したるときは其の際政府に届出べし

◎減税の申立及減税

第二十九條 左の場合に於ては營業者は政府に申立つることを得

一 課税標準たる資本金額、賣上金額、収入金額、請負金額、報償金額、又は建物業
貸價格半額以上を減したるとき

二 課税の標準たる從業者の人員届出人員二分の一以下に減したるとき

第三十條 政府は前條の申出に由り營業者の狀況に照し營業税を減額するの必要あり
と認むるときは翌年一月迄税金の徴收を猶豫することを得

第三十一條 政府は第二十九條の申立に對し翌年一月に於て課税標準を査覈し左の場合
に該當するものあるときは税金を減額することを得

一 課税の標準たる賣上金額、収入金額、請負金額、報償金額は前々年中の總資本金
額、建物業貸價格は前々年中の平均額の半額に達せざるとき

二 課税の標準たる從業者の人員其の最多數のときに於て届出人員の二分の一に達せ
ざるるとき

課税標準の課税最低限以下に減したる場合に於ても仍其の割合を以て税金を徴收す

◎納税

第二十條 營業税は年額を二分し其の年五月、十一月を以て納期とす但し廢業するとき
は未納の税金は即納とす

第二十一條 新に營業を開始するものは開業の翌年より其の營業税を徴收す

左に掲ぐる營業を開始するものは開業の翌年より尙三箇年間其の營業税を徴收せず但
し此の税法施行以前より營業する者にして其の開業の翌年より三箇年に満たざるとき
は本項に準據することを得

銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶
碇繋場業、鐵道業

第二十二條 同一の場所に於て六箇月以内に前の營業者と同一の營業を開始する者は其
の月より營業税を徴收す

第二十三條 營業を繼續し又は營業繼續と認むべき事實あるときは納期に於て現に營業
する者より營業税を徴收す

第二十四條 營業者廢業するときはその廢業の月迄營業税を徴收す但し他に其の營業を
繼續する者あるときは前條に依る

第二十五條 第二十二條及第二十三條の場合に於て前の營業者第二十一條の期間内にあ
るときは其の期間は後の營業者に及ぶものとす

◎帳簿及検査

第三十二條 第一條に掲ぐる營業者は貨物の仕入、賣上、受入、貸付、廻送、從業者の
人員及營業に關する金錢の出納を明にする爲帳簿を備へ營業上一切の事實を記載すべ
し

第三十三條 收税官吏は營業に關する帳簿物件を検査し又は營業者に尋問することを得

施行規則

第二十八條 營業税法第三十三條に依り收税官吏營業に關する帳簿物件を検査するときは稅務署の検査章を其

◎制 裁
の營業者に示すべし

第三十四條 第十三條の届出をなさず若は虚偽の届出を爲し又は故意を以て第三十二條の帳簿の記載を怠り若は虚偽の記載を爲したる者は一圓以上一圓九十五錢以下の料料に處す其の脱税したる者は脱税金額三倍の罰金又は科料に處す

第三十五條 此の税法を犯したる者には刑法の不論罪減刑再犯加重數罪俱發の例を用ゐ

◎登録稅法並關係法規摘要

登録稅法(二十九号三月法律第二十七号)
 三十三号法律第八十三号、三十八号法律第九号、同第五十七号、同第五十八号、四十二年三月法律第十四号、
 法律第三十一号、四十二年三月法律第十一号、同六月法律第六十四号を以て一部の改正加除を経たり
 登録稅法施行規則(三十二年五月勅令第二百五号)
 三十八号勅令第七十七号を以て一部の改正を経たり

◎不動産に關する登録

第二條 不動産に關する登記を受くる時は左の區別に従ひ登録稅を納むべし

- 一 法定の家督相續に因る所有權の取得……………不動産價格千分の五
 - 二 第一號以外の家督相續又は遺產相續に因る所有權の所得……………不動産價格千分の五
 - 三 遺言贈與其の他無償名義に因る所有權の取得……………不動産價格千分の六十
但し神社、寺院、祠宇、佛堂、及民法第三十四條に依り設立したる社團又は財團法人が寄附行爲に因り所有權を取得したるときは……………不動産價格千分の三十
 - 四 第一號乃至第三號以外の原因に因る所有權の取得……………不動産價格千分の三十五
 - 五 從來保有せる所有權の保存……………不動産價格……………千分の五
 - 六 共有物の分割……………分割に因りて受くる不動産價格……………千分の五
 - 七 永代の地上權の取得……………不動産價格……………千分の二十五
 - 八 地上權永代小作權の取得……………不動産價格……………千分の二十五
- 存續期間十年未滿……………不動産價格……………千分の二
 存續期間二十年未滿……………不動産價格……………千分の三

存續期間三十年未滿……不動産價格……千分の四
 存續期間三十年以上……不動産價格……千分の五
 存續期間の定めなきもの……不動産價格……千分の五
 但し権利移轉に因る場合に於ては既に経過したる期間を存續期間より控除し其殘期を以て存續期間と看做し登録税を計算す

九、貸借權の取得

存續期間十年未滿……不動産價格……千分の一
 存續期間十年以上……不動産價格……千分の二
 存續期間の定めなきもの……不動産價格……千分の一
 但し権利移轉に因る場合に於ては既に経過したる期間を存續期間より控除し其の殘期を以て存續期間と看做し登録税を計算す

十、地役權の取得……要役地價格……千分の一

十一、華族世襲財産の創設……不動産價格……千分の二十五

十二、先取特權の保存又は取得

債權金額又は不動産工事費用豫算金額……千分の六
 但し債權金額なきときは又は先取特權の目的たるもの、價格が債權金額より寡きときは先取特權の目的たるもの、價格を以て債權金額と看做す

十三、質權抵當權の取得……債權金額……千分の六

但し債權金額なきときは又は質權抵當權の目的たるもの、價格が債權金額より寡きときは質權抵當權の目的たるもの、價格を以て債權金額と看做す

十四、競買強制管理の申立……債權金額……千分の六

但し競買若は強制管理に付すべきもの、價格が債權金額より寡きときは其のもの、價格を以て債權金額とす

十五、假差押、假處分……債權金額……千分の四

但し假差押、假處分に付すべきもの、價格が債權金額より寡きときは其のもの、價格を以て債權金額と看做す

十六、抵當ある債權の差押……債權金額……千分の六

但し差押に付すべきもの、價格が債權金額より寡きときは其のもの、價格を以て債權金額と看做す

十七、相續財産の分離

所有權に付ては……不動産價格……千分の六
 所有權以外の權利に付ては……不動産價格……千分の一

十八、請求又は申立に因り抹削せられたる登記の回復……不動産每一箇……金二十錢

十九、假登記……不動産每一箇……金二十錢

二十、(削除)……不動産每一箇……金十錢

二十一、附記登記……不動産每一箇……金十錢

但し一件に付税額金三十錢を超ゆるときは三十錢とす

二十二、登記の更正、變更又は抹削……不動産每一箇……金十錢

但し一件に付金三十錢を超ゆるときは三十錢とす

第一號乃至第四號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依

○船舶に関する登録

第三條

船舶に関する登記を受くるときは左の區別に従ひ登録稅を納むべし

- 一、法定の家督相続に因る所有權の取得……………船舶價格……………千分の三
- 二、第一號以外の家督相続に因る所有權の取得……………船舶價格……………千分の三
- 三、遺言、贈與その他無償名義に因る所有權の取得……………船舶價格……………千分の五十
- 四、第一號乃至第三號以外の原因に因る所有權の取得……………船舶價格……………千分の二十
- 五、從來保有せる所有權の保存……………船舶價格……………千分の三

六、賃借權の取得……………船舶價格……………千分の一

存續期間十年未満……………船舶價格……………千分の二

存續期間十年以上……………船舶價格……………千分の二

存續期間の定めなきもの……………船舶價格……………千分の一

但し權利移轉に因る場合に於ては既に經過したる期間を存續期間より控除し其の殘期を存續期間と看做し登録稅を計算す

七、質權抵當權の取得……………債權金額……………千分の六

但し債權金額なきとき又は質權抵當權の目的たるもの、價格が債權金額より寡きときは質權抵當權の目的たるもの、價格を以て債權金額と看做す

八、競賣の申立……………債權金額……………千分の六

但し競賣に付すべきもの、價格が債權金額より寡きときは其のもの、價格を以て債權金額と看做す

債金額と看做す

九、假差押假處分……………債權金額……………千分の四

但し假差押假處分に付すべきもの、價格が債權金額より寡きときは其のもの、價格を以て債權金額と看做す

十、抵當ある債權の差押……………債權金額……………千分の六

但し差押に付すべきもの、價格が債權金額より寡きときは其のもの、價格を以て債權金額と看做す

十一、請求又は申立に因り抹消せられたる登記の回復……………船舶每一箇……………金二十錢

十二、假登記……………船舶每一箇……………金二十錢

十三、(削除)……………船舶每一箇……………金二十錢

十四、附記登記……………船舶每一箇……………金二十錢

但し一件に付稅額金三十錢を超ゆる時は三十錢とす

十五、登記の更正、變更又は抹消……………船舶每一箇……………金十錢

但し一件に付稅額金三十錢を超ゆるときは三十錢とす

第一號乃至第四號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る

○不動産又は船舶登録の特例

第十六條 左の場合に於て不動産又は船舶に関する登記を受くるときは左の區別に従ひ登録稅を納むべし

- 一、府縣郡市町村の廢置分合又は境界變更に因る府縣郡市町村の權利の取得……………千分の一
- 不動産又は船舶の價格……………千分の一

- 二 市町村の一部に属する財産を無償名義に因り其の市町村に移す場合に於ける市町村の権利の取得
 - 不動産又は船舶の價格……………千分の一
 - 三 法人の合併又は組織變更に因る法人の権利の取得
 - 不動産又は船舶の價格……………千分の五
- 前項各號に於て税金額十錢未満なるときは十錢とす

○鐵道抵當原簿の登録

第三條の二 鐵道抵當原簿輕便鐵道抵當原簿軌道抵當原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 抵當權の取得……………債權金額……………千分の一
- 二 強制競賣強制管理の申立……………債權金額……………千分の一
- 三 登記の更正變更又は抹消……………每一件……………金二圓

○工場財團登記簿の登録

第三條の三 工場財團登記簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 抵當權の取得……………債權金額……………千分の一
- 二 強制競賣強制管理の申立……………債權金額……………千分の一
- 三 假差押假處分……………債權金額……………千分の一
- 四 登記の更正、變更又は抹消……………每一件……………金二圓

○鑛業財團登記簿の登録

第三條の四 鑛業財團登記簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 抵當權の取得……………債權金額……………千分の一
- 二 強制競賣強制管理の申立……………債權金額……………千分の一
- 三 假差押假處分……………債權金額……………千分の一
- 四 登記の更正、變更又は抹消……………每一件……………金二圓

○船籍の登録

第四條 船籍の登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 新規登録……………噸……………金五十錢
 - 二 轉籍……………每 十 噸……………金十錢
 - 三 除籍……………每 十 噸……………金五錢
 - 四 登記の變更……………船舶每一箇……………金十錢
- 船舶の噸數は總噸數に依る但し十噸未満の端數は十噸として計算す
石數を以て積量を表示する船舶に在ては積石數百石を十噸として計算す

○土地臺帳登録

第五條 土地臺帳に左の事項を登録するときには土地所有者は左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 新規登録……………地價……………千分の二十
- 二 地價の設定……………地價……………千分の十
- 三 地價の修正……………地價……………千分の十
- 四 開墾……………地價……………千分の十
- 五 開墾鐵下年期附與……………地價……………千分の十

- 六 地價据置年期附與……………地價……………千分の十
- 七 新開免租年期延長……………地價……………千分の十
- 八 鐵下年期、地價据置年期の延長……………地價……………千分の十
- 九 低價年期の附與……………地價……………千分の十
- 十 地租條例第二十二條の地價の修正……………地價……………千分の十
- 十一 地價の復舊……………地價……………千分の十

本條中地價未設定の土地は近傍類地地價の比準に依る

◎商事會社其の他營利を目的とする法人の登録

第六條 商事會社其の他營利を目的とする法人にして登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし但し第一號第三號第六號第九號の場合に於て税金額十圓未満なるときは十圓とす

- 一 合名會社、合資會社設立……………財産を目的とする出資の價格……………千分の四
- 二 合名會社、合資會社出資増加……………財産を目的とする増出資の價格……………千分の四
- 三 株式會社設立……………拂込金額……………千分の五
- 四 株式會社資本増加……………増資拂込株金額……………千分の五
- 五 株式會社第二回以後の株金拂込……………毎回拂込金額……………千分の五
- 六 株式合資會社設立……………拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格……………千分の五
- 七 株式合資會社資本増加……………増資拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格……………千分の五

- 八 株式合資會社第二回以後の株金拂込……………毎回拂込株金額……………千分の五
- 九 合併又は組織變更に因る會社の設立……………拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格……………千分の三
- 十 合併に因る會社資本の増加……………増資拂込金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格……………千分の三
- 十一 債券發行……………債權總金額……………千分の二
- 十二 支店設置……………每一箇所……………金十五圓
- 十三 本店又は支店の移轉……………每一件……………金七圓
- 十四 支配人の選任又は代理權の消滅……………每一件……………金七圓
- 十五 登記事項の變更消滅又は廢止……………每一件……………金七圓
- 但し商法施行法に依り新に登記すべき事項の登記は登記事項の變更と看做す
- 十六 登記の更正又は抹消……………每一件……………金七圓
- 十七 解散……………每一件……………金五圓
- 十八 清算人の選任解任又は變更……………每一件……………金一圓五十錢
- 十九 清算の結了……………每一件……………金一圓五十錢

◎財團法人又は營利を目的とせざる法人の登録
第六條第三項 財團法人又は營利を目的とせざる財團法人にして登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

一 法人の設立、法人設立後の事務所設置、事務所の移轉：每一件：金一圓五十錢
 二 登記事項の變更消滅又は廢止、登記の更正又は抹消、解散、清算人の選任解任又は變更、清算の結了：每一件：金七十錢
 主たる事務所にあらざる事務所所在地に於て前項各號の登記を受くる時は每一件金七十錢の登録税を納むべし

第六條第五項 産業組合、産業組合聯合會産業組合中央會又は漁業組合、漁業組合聯合會にして登記を受くる場合には前二項の規定に依る但し産業組合原簿又は産業組合聯合會原簿の記載に付ては登録税を課せず

○商號其の他の登録

第六條の二 左の事項に付登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 商號の新設又は取得……………每一件…金七圓
- 二 支配人の選任又は代理權の消滅……………每一件…金七圓
- 三 船舶管理人の選任又は代理權の消滅……………每一件…金七圓
- 四 商法第五條第七條に依る登記……………每一件…金三圓
- 五 民法第七百九十四條第七百九十五條及第七百九十七條に依る登記……………每一件…金五圓
- 六 登記事項の變更消滅又は廢止……………每一件…金一圓五十錢
- 七 登記の更正又は抹消……………每一件…金一圓五十錢

支店所在地に於て前項各號の登記を受くるときは每一件金七十錢の登録税を納むべし

○辯護士名簿の登録
 第七條 左の事項に付き辯護士名簿に登録を請ふ者は左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 新規登録……………金二十圓
- 二 登録換……………金十圓
- 三 取消の請求……………金一圓

○醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工の登録

第八條 左の事項を官簿に登録するときは醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工は左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 新規登録……………金二十圓
- 醫師……………金十二圓
- 藥劑師……………金十二圓
- 獸醫……………金十二圓
- 蹄鐵工……………金五圓
- 假開業醫師……………金五圓
- 假免許獸醫……………金三圓
- 假免許蹄鐵工……………金一圓
- 二 登記事項の變更……………每一件…金五十錢

○海員の登録

第九條 左の事項を官簿に登録するときは海員は左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 新規登録……………金十五圓
- 甲種船長……………金十五圓
- 甲種一等運轉士……………金十圓

甲種二等運轉士	金六圓
乙種船長	金十圓
乙種一等運轉士	金四圓
乙種二等運轉士	金三圓
丙種船長	金六圓
丙種二等運轉士	金二圓
機關長	金十五圓
一等機關士	金十圓
二等機關士	金六圓
三等機關士	金三圓
水先人	金二十圓
二 登録事項の変更……每一件……	金五十錢

○著作権の登録

第十條 著作権に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 著作権の移轉
 - 相續 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
 - 二 著作権を目的とする質權の設定 每一件 金五圓
 - 三 前號の權利の移轉 債權金額 千分の六
 - 相續 每一件 金五十錢

相續以外の原因に因る移轉

- 四 無名又は變名著作物の著作者の實名登録 每一件 金一圓
- 五 登録の更正變更又は抹消 每一件 金二圓
- 債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるものゝ價格を以て債權金額と看做す

○特許に關する登録

第十一條 特許に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 特許權の移轉
 - 相續 每一件 金一圓
 - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓
 - 二 使用權又は實施權の設定又は保存 每一件 金五圓
 - 三 前二號の權利を目的とする質權の設定 債權金額 千分の六
 - 四 前二號の權利の移轉 相續 每一件 金五十錢
 - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二圓
 - 五 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限 債權金額 千分の四
 - 六 登録の更正變更又は抹消 每一件 金五十錢
- 債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるものゝ價格を以て債權金額と看做す

◎意匠に関する登録

第十二條 意匠に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

一 意匠權の移轉

相續

每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金二圓

二 實施權の設定又は保存

相續

每一件 金一圓

三 前二號の權利を目的とする質權の設定

債權金額 千分の六

相續

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金五十錢

四 前二號の權利の移轉

相續

每一件 金一圓

五 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限

相續

債權金額 千分の四

六 登録の更正變更又は抹消

相續

每一件 金二十錢

債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるものの價格を以て債權金額と看做す

◎實用新案の登録

第十二條の二 實用新案に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

一 實用新案權の移轉

相續

每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金五圓

二 使用權又は實施權の設定又は保存

相續

每一件 金二圓

三 前二號の權利を目的とする質權の設定

相續

每一件 千分の六

四 前二號の權利の移轉

相續

每一件 金五十錢

五 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限

相續

債權金額 千分の四

六 登録の更正變更又は抹消

相續

每一件 金二十錢

債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるものの價格を以て債權金額と看做す

◎商標に関する登録

第十三條 商標に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし但し聯合商標に在りては各其半額とす

一 商標權の移轉

相續

每一件 金一圓

二 登録以外の原因に因る移轉

相續

每一件 金十圓

三 登録の更正變更又は抹消

相續

每一件 金五十錢

◎鑛業の登録

第十四條 鑛業に關し鑛業原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

一 試掘

相續

金 百圓

- 二 探掘……………金二百圓
 - 三 試掘増區及増減區に係る訂正…金四十五圓
 - 四 探掘増區及増減區に係る訂正…金百圓
 - 五 買受讓受……………金七十圓
 - 六 探掘權書入又は試掘延期……………金二十圓
 - 七 減區に係る訂正……………金五圓
 - 八 鑛區の合併又は分割……………金十五圓
 - 九 廢業……………金五圓
- 第十五條 砂鑛業に關し砂鑛業原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし

- 一 砂鑛權の設定
 - 新規登録 採取區域河床は毎二里迄 金十五圓
 - 砂鑛區合併 每一件 金三圓
 - 砂鑛區分割 設定砂鑛區每一箇 金三圓
- 二 砂鑛權の變更
 - 増區 採取區域河床は毎二里迄 金十五圓
 - 減區 其他は毎十萬坪迄 金一圓
- 三 砂鑛權の移轉 每一件 金五圓

- 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十五圓
 - 四 抵當權の設定
 - 新規登録 債權金額 千分の六
 - 砂鑛區の合併又は分割の出願に付砂鑛法に基き爲したる承諾又は協定に因る設定 每一件 金五圓
 - 五 順位の變更に因る抵當權の變更 每一件 金十圓
 - 六 抵當權の移轉
 - 相續 每一件 金五圓
 - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓
 - 七 滯納處分以外の原因に因る砂鑛權又は抵當權の處分の制限 債權金額 千分の四
 - 八 廢業に因る砂鑛權の消滅 每一件 金一圓
 - 九 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金十錢
- 債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるもの、價格を以て債權金額と看做す
- 第十五條の二 漁業權又は入漁權に關し免許原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むべし
- 一 漁業權の移轉
 - 相續 每一件 金一圓
 - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五圓

二	漁業權の持分の移轉	相續	相續以外の原因に因る移轉	每一件	金二十錢
三	入漁權の設定	相續	入漁權の保赤	每一件	金一圓
四	入漁權の移轉	相續	入漁權の移轉	每一件	金三十圓
五	相續	相續	相續以外の原因に因る移轉	每一件	金五十錢
六	入漁權の持分の移轉	相續	入漁權の持分の移轉	每一件	金二圓
七	相續	相續	相續以外の原因に因る移轉	每一件	金五十錢
八	先取特權の保存又は取得	相續	先取特權の保存又は取得	每一件	金五十錢
九	抵當權の設定又は移轉	相續	抵當權の設定又は移轉	每一件	金二圓
十	競賣強制管理の申立	相續	競賣強制管理の申立	每一件	金二圓
十一	假差押假處分	相續	假差押假處分	每一件	金二圓
十二	抵當ある債權の差押	債權金額	抵當ある債權の差押	千分の六	
十三	請求又は申立に因り抹消せられたる登録の回復	債權金額	請求又は申立に因り抹消せられたる登録の回復	每一件	金二十錢
十四	假登録	債權金額	假登録	每一件	金二十錢
十五	附記登録	債權金額	附記登録	每一件	金十錢
十六	登録の更正變更又は抹消	債權金額	登録の更正變更又は抹消	每一件	金十錢
十七	債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるもの價格を以て債權金額を看做す	債權金額	債權金額に因り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるもの價格を以て債權金額を看做す	每一件	金十錢

◎課税免除

- 第十九條の一 左に掲ぐるものには登録税を課せず
- 一 政府自己の爲にする登記
 - 二 府縣郡市町村其他公共團體に於て公用に供する不動産の登記
 - 三 社寺、堂宇の敷地及墳墓地に係る登記
 - 四 明治六年第十八號布告地所質入書入規則及同八年第四百四十八號布告建物書入質入規則に従ひて公證を経たる證書面の權利に付て債權者より申請する登記

◎價格評價

第十九條の二 登記所に於て登記申請者の申告したる課税標準の價格を不當と認むるときは二名以上の評價人を選定し之を評價せしむ評價一致せざるときは其の平均を以て之を定む

前項の評價申請價格より多きときは評價人に給する旅費手當は登記申請人の負擔とす
官吏及當該事件に利害の關係を有する者は評價人となることを得ず

●相續税法並關係法規摘要

相續税法(三十八年一月法律第十號)四十三、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、三十八年三月勅令第六十八號)を以て一部改正
相續税法施行規則(三十八年三月勅令第六十八號)

○課税物件

之を二種に區別することを得べし即ち通則及特則として之を掲ぐ

通則

第二條 被相續人が本法施行地に住所を有するときは左に掲ぐる財産を以て本法施行地に在る相續財産とす

- 一、本法施行地に在る動産及不動産
- 二、本法施行地に在る不動産の上に存する権利
- 三、前二號に掲げたるもの以外の財産権

被相續人が本法施行地に住所を有せざるときは前項第一號及第二號の財産を以て本法施行地に在る相續財産とす

船舶の所在は船籍の所在に依る

相續開始前一年内に本法施行地内より本法施行地外に轉じたるもの、住所又は船籍は本法施行地内に在るものと看做す

特則

第二十三條 左に掲ぐる場合に依て本法施行地に在る不動産及船舶以外の財産に付爲したる贈與の價額が五百圓以上なるときは遺産相續開始したるものと看做し其の財産の價格を課税價格として本法に依る相續税を課す

- 一、被相続人が推定家督相続人又は推定遺産相続人の贈與を爲したるとき
- 二、分家を爲すに際し若は分家を爲したる後本家の戸主又は家族か分家の戸主又は家族に贈與を爲したるとき

前項の遺産相続に關しては第十條を適用せず(第十條は課税免除の部を參看すべし)

◎課税免除

第六號 課税價格が家督相続に在りては千圓遺産相続に在りては五百圓に満たざる時は相続税を課せず

第七條 軍人軍屬の戦死又は戦争の爲め受けたる傷痍疾病に起因したる死亡に因り相続開始したるときは相続税を課せず但し傷痍者又は疾病者にして負傷又は發病後一年を経過したるときは此の限に在らず

第十條 相続税を課せられたる後更に相続開始したるときは前の相続額に對する相続税に相當する相続税を免除す

相続税を課せられたる後五年以内に於て更に相続開始したるときは前の相続額に對する相続税の半額に相當する相続税を免除す

◎相続財産の價額評定標準

第三條 被相続人が本法施行地に住所を有するときは相続開始の際本法施行地に在る相続財産の價額に相続開始前一年以内に被相続人が本法施行地に在る財産に付爲したる贈與の價額を加へ其の中より左の金額を控除したるものを以て課税價格とす

- 一、公課
- 二、被相続人の葬式費用
- 三、債務

被相続人が本法施行地に住所を有せざるときは相続開始の際本法施行地に在る相続財産の價額に相続開始前一年内に被相続人が本法施行地に在る財産に付爲したる贈與の價額を加へたるものより左の金額を控除したるものを以て課税價格とす

- 一、其の財産に係る公課
- 二、其の財産を目的とする留置權、特別の先取特權、質權、又は抵當權を以て擔保せらるる債務
- 三、其の財産に關する贈與の義務

永代借地權は相続税の課税價格に算入せず

第四條

相続財産の價格は相続開始の時の價格に依る

船舶、地上權、永小作權及定期金に付ては政府は左の方法に依り其の價格を評定す

- 一、船舶に付ては其の製造費中より製造後の年數に應じ一年に付其の二十五分の一宛を控除したるものを以て其の價額とす但し製造後二十年を経過したるものは製造費の五分の一を以て其價額とす

一年に満たざる端數は之を一年として計算す

- 二、地上權に付ては左の金額を以て其の價格とす
 - 殘存期間十年以下のもの……………地上權の目的たる土地の賃貸價格……………二倍
 - 殘存期間三十年以下のもの……………地上權の目的たる土地の賃貸價格……………三倍
 - 殘存期間五十年以下のもの又は存続期間の定なきもの……………地上權の目的たる土地の賃貸價格……………五倍
 - ……………地上權の目的たる土地の賃貸價格……………七倍
 - ……………地上權の目的たる土地の賃貸價格……………十二倍
- 三、永小作權に付ては左の金額を以て其の價格とす

殘存期間十年以下なるもの……永小作權の目的たる土地の賃貸價格……二倍
 殘存期間三十年以下なるもの又は存続期間の定めなきもの……
 ……永小作權の目的たる土地の賃貸價格……三倍
 殘存期間五十年以下なるもの……永小作權の目的たる土地の賃貸價格……五倍
 四、有期定期金は其の殘存期間に於ける總金額を以て其の價格とす但し一年の定期金の二十倍を超ゆることを得ず
 五、無期定期金は其の一年の定期金の二十倍を以て其の價格とす
 六、終身定期金は目的とせられたる人の年齢に依り左の期間に於ける定期金の總額を以て其の價格とす
 二十歳未満の者
 三十歳未満の者
 四十歳未満の者
 五十歳未満の者
 六十歳未満の者
 六十歳以上の者
 一 二 四 六 八 十
 年 年 年 年 年 年
 前項に於て土地の賃貸價格と稱するは貸主か公課、修繕費、保険料其他土地の維持に必要なる經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき金額を謂ふ

◎税率
第八條

相續稅は課稅價格を左の各級に區分し其の各區分に對し相續人の種類に従ひ遞

次に各税率を適用して之を課す

家督相續

課稅價格	稅		率
	相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき	相續人が被相續人の指定したる者、民法第九八二條に依り選定せられたる直系卑屬又は家族たる直系卑屬なるとき	
五千圓以下の金額	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ	千分の五
五千圓を超ゆる金額	千分の十	千分の十	千分の十
一萬圓を超ゆる金額	千分の十四	千分の十四	千分の十五
二萬圓を超ゆる金額	千分の十七	千分の十七	千分の十五
三萬圓を超ゆる金額	千分の二十	千分の二十	千分の十五
四萬圓を超ゆる金額	千分の二十五	千分の二十五	千分の十五
五萬圓を超ゆる金額	千分の三十	千分の三十	千分の十五
七萬圓を超ゆる金額	千分の三十五	千分の三十五	千分の十五
十萬圓を超ゆる金額	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ	千分の十五
は其の五萬圓毎に(百萬圓に至るまで)	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ	千分の十五

課税價格	税	
	相續人が直系尊屬なる とき	相續人が配偶者又は直 系尊屬なるとき
千圓以下の金額	千分の五	千分の五
千圓を越ゆる金額	千分の七	千分の七
五千圓を越ゆる金額	千分の十	千分の十
一萬圓を越ゆる金額	千分の十二	千分の十二
二萬圓を越ゆる金額	千分の十五	千分の十五
三萬圓を越ゆる金額	千分の二十	千分の二十
四萬圓を越ゆる金額	千分の二十五	千分の二十五
五萬圓を越ゆる金額	千分の三十	千分の三十
七萬圓を越ゆる金額	千分の三十五	千分の三十五
十萬圓を越ゆる金額	千分の四十	千分の四十
十萬圓を越ゆる金額 に其の五厘毎に (百萬圓に至るまで止む)	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ
	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ
	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ

外國の法律に依り開始したる相續に關しては遺産相続に關する税率を準用す但し相續人二人以上ある場合に於て其の適用すべき税率相異なるときは其の最低き税率を適用す

第十條 相続税を課せられたる後五年以内に於て更に相續開始したるときは前の相續額に對する相続税に相當する相続税を免除す

相続税を課せられたる後七年以内に於て更に相續開始したるときは前の相續額に對する相続税の半額に相當する相続税を免除す

◎書類提出

第十一條 相續人は相續開始を知りたる日より遺言執行者又は相續財産管理人は就職の日より三箇月以内に相續財産の目録及相續財産の價格中より控除せらるべき金額の明細書を政府に提出すべし

相續が帝國外に於て開始したるとき又は前項の書類を提出すべきものが帝國以内に住所を有せざるときは前項の期間は六箇月とす

相續人確定したるときは前二項の書類を提出すると同時に又は其の確定の日より一箇月以内に相續人の相續關係を記載したる書面を政府に提出すべし

施行規則

第一條 相續開始地の稅務署を以て相續税の所轄稅務署とす

相續開始地が相續稅法施行地に在らざるときは同法施行地に在る相續財産所在地の稅務署を以て所轄稅務署とす

第二條 相續財產が二箇以上の稅務署管内に在るときは其の主たる財産の所在地の稅務署を以て所轄稅務署とす

第二條 相續開始したるときは相續人遺言執行者又は相續財産管理人は相續稅法第十一條第一項に定めたる期間内に左に掲ぐる事項を記載したる書面に相續財産目録及相續財産の價格中より控除せらるべき金額の明細書を添附し之を所轄稅務署に提出すべし但し相續人二人以上なる場合に於て其の一人より本條に依る書類を提出したるときは他の相續人は之を提出することを要せず

- 一 被相續人の氏名
- 二 相續開始地
- 三 相續開始の日
- 四 家督相續遺産相続の區別

- 五 被相続人が相続開始前一年内に相続税法施行地に在る財産に付贈與を爲したるときは其の財産の價額及受贈者の住所氏名
 - 六 相続人の住所氏名
 - 七 相続人と被相続人との続柄
- 前項の書類を提出する場合に於て相続人確定せざるときは前項第六號及第七號の代りに相続人の確定せざる理由を記載すべし
- 前項の場合に於て相続人確定したるときは相続人、遺言執行者又は相続財産管理人は第一項第六號及第七號に掲ぐる事項を記載したる書面を所轄稅務署に提出すべし
- 相続税法第二十三條に依り遺産相続の開始と看做さるべき場合に於ては第一項第一號乃至第三號第六號及第七號の事項を記載したる書面を提出するを以て足る

◎催告

第二十二條 相続人遺言執行者又は相続財産管理人期限内に第十一條に依る書類を提出せざるときは政府は期間を定めて催告を爲すことを得

相続人二人以上なる場合に於ては政府は其の一人に對して前項の催告を爲すことを得

前二項の場合に於て相続人遺言執行者又は相続財産管理人其の期間内に書類を提出せざるときは政府の認むる所に依り課稅價格を決定し催告に關する費用及税金の十分の一に相當する金額を相続人遺言執行者又は財産管理人より徵集することを得

相続人二人以上なる場合に於ては各相続人は前項の徵集金に付連帶納付の責に任す

第三項の金額の徵收に關しては國稅徵收法の規定を準用す

價格決定并異議不服の申立

第十三條 課稅價格は政府之を決定す

課稅價格を決定したるときは政府は之を相続人遺言執行者又は相続財産管理人に通知すべし

すべし

第十四條 相続人遺言執行者又は相続財産管理人前條の決定に對し異議あるときは通知を受けたる日より二十日以内に申立て再審査を求むることを得

相続人遺言執行者又は相続財産管理人帝國內に住所を有せざるときは前項の期間は之を三箇月とす

◎課稅

第十六條 課稅價格の決定に對し不服ある者は訴願又は行政訴訟を爲すことを得

第八條第二項 外國の法律に依り開始したる相続に關しては遺産相続に關する規定ヲ準用す

第九條 相続人の廢除若は其の取消に關する裁判の確定前又は相続の承諾若は拋棄前と雖政府は必要に依り其の推定家督相続人又は推定遺産相続人に對する稅率を適用し相続稅を課することを得

相続人あること分明ならざるときは稅率の最高き相続に對する稅率を適用して相続稅を課す

前二項に依り課稅したる後相続人確定したるときは稅率の適用を改訂し税金の差額を追徴し又は還付す

◎納稅

第十七條 相続稅は一時に之を納付すべし但し税金額百圓以上なるときは相続稅に相當する擔保を提供し三年以内の年賦延納を求むることを得

前項に依りて年賦延納を求めむとする者は第十三條の通知を受けたる後二十日以内に

政府に出願すべし

施行規則

第十五條 相續税の年賦延納を求めんとする者は擔保の種類及延納期間を記し相續稅法第十七條の期間内に所轄稅務署に出願すべし

第十六條 擔保の種類は左に掲ぐるものに限る

- 一 稅務署長に於て確實と認むる有價證券
- 二 土地
- 三 建物

四 稅務署長に於て納稅保證に堪ふる實力ありと認むる保證人

第十七條 擔保として有價證券を提供せんとする者は之を供託し其の供託受領書を提出すべし 擔保として土地建物を提供したる者あるときは稅務署長は抵當權の登記を登記所に隔詰すべし

第十八條 審査を求め訴願又は行政訴訟を爲したる場合と雖も相續人選言執行者又は相續財產管理人は通知を受けたる金額に依り稅金を納付すべし

第十九條 相續人選言執行者又は相續財產管理人は相續稅を納付し又は其の延納の許可を受けたる後にあらざれば遺贈の辨濟をなすことを得ず

第二十條 相續財產を以て相續稅を完納すること能はざるときは相續開始前一年内に被相續人より本法施行地に在る財產の贈與を受けたる者は其の限度に於て不足額を納付すべし但し相續稅の延納を許可したる場合は此の限に在らず

◎制裁

第二十四條 第十一條に依り提出したる書類に虚偽の記載を爲したる者其の他不正の所爲を以て相續稅の遁脱を圖り又は遁脱したる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる稅金の三倍に相當する罰金に處す但し自首したる者は其の稅金を徵收し其の罪を問はず

◎印紙稅法摘要

印紙稅法(三十二年三月法律第五十四號)

四十年三月法律第二十七號四十二年五月法律第四十二號四十二年三月法律第十四號四十四年三月法律第四十一號を以て改正を經たり

◎稅率

通則

第一條 財產權の創設移轉變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財產權に關する追認若は承諾を證明すべし證書を作成する者は此の法律に依り印紙稅を納むべし

第二條 證書に關しては一通毎に其の記載金高五圓以上のものに限り記載金高一萬分の五の割合を以て印紙稅を納むべし但し印紙稅額五十圓となるときは五十圓に止め一錢未滿となり又は一錢未滿の端數を生ずるときは一錢に切り上ぐるものとす

金高記載なきも證書面に標記しある價格の單位又は其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其の總金額を以て記載金高と着做す

◎特別

第三條 約束手形に關しては一通毎に其記載金高に應し左の印紙稅を納むべし

- 金高二百圓以下 三錢
- 金高千圓以下 五錢
- 金高五千圓以下 十錢
- 金高二萬圓以下 二十錢
- 金高二萬圓以下 五十錢

金高三萬圓以下
 金高五萬圓以下
 金高十萬圓以下
 金高十萬圓を超ゆるもの

一圓
 二圓
 四圓
 七圓

第四條 左に掲ぐる證書帳簿に關しては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し下に定むる所の印紙税を納むべし

一 委任狀	同	印紙税二錢
一 爲替手形	同	三錢
一 銀行預金證書	同	三錢
一 船荷證券	同	三錢
一 運送貨物引換證	同	三錢
一 倉荷預證券	同	三錢
一 倉荷質入證券	同	三錢
一 保險證券	同	三錢
一 株券	同	三錢
一 債券	同	三錢
一 株式申込證	同	三錢
一 地上權永小作權地役權に關する證書	同	三錢
一 使用貸借、貸貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證書	同	三錢

一 定款及組合契約書	同	三錢
一 權利の變更に關する證書	同	三錢
一 追認承認に關する證書	同	三錢
一 物品切手	同	三錢
一 賣買仕切書	同	三錢
一 送狀	同	三錢
一 受取書	同	三錢
一 金高記載なき證書	同	三錢
一 擔保品差入證書擔保品預證書	同	三錢
一 通帳	同	三錢
一 判取帳	同	二十五錢

◎免稅

第五條 左に掲ぐる證書帳簿に關しては印紙税を納むることを要せず

- 一 官廳又は公署より發する證書帳簿
- 一 官廳又は公署に職を奉する者の職務上發する證書帳簿
- 一 國庫金の取扱に關し發する證書
- 一 慈善又は公共事業の爲にする金員物件の寄附に關し人民より官廳若は公署に提出する證書
- 一 俸給、給料、歳費、手當金、賞與金、年金、恩給、扶助料、旅費及救恤金の受取書

小切手

金高五圓未滿の爲替手形、約束手形

金高一圓未滿の物品切手

金高五圓未滿若は金高記載なき又は運送契約に依らざる送狀

金高五圓未滿若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書

主たる債務の證書に併記したる擔保契約

證書の裏書及手形の裏面に記載したる受取書

株券債券の譲渡を證明すべき裏面記載

手形の引受保證

手形及證券の拒絶證書

手形及證券の複本、謄本

◎納税法

第六條 印紙税は證書、帳簿に印紙を貼用して納むるものとす但し印紙税額に相當する

現金を政府に納付して税印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第七條 一冊の帳簿を一年以上使用するときは別帳簿を調製したるものと看做す

第八條 證書に外國貨幣を以て員數を記載するときは内國貨幣に換算したる印紙を貼用

すべし

第九條 印紙を貼用するときは證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳

簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

◎制裁

第十條 印紙を貼用すべき帳簿、賣買仕切書、送狀は當該官吏之を檢查することあるべ

し

第十一條 證書、帳簿に相當印紙を貼用せず又は第六條但書に依り税印の押捺を受けさ

る者は脱税高二十倍の料料又は罰金に處す

第十二條 第十條の検査を拒みたる者は二圓以上の料料に處す

第十三條 第九條に違背したる者は一圓九十五錢以下の料料に處す

第十四條 此の法律を犯したる者には刑法の不論罪、減輕、再犯加重、數罪俱發の例を

用ゐす

◎内國郵便に關する法規摘要

郵便法(三十三年三月法律第五十四號)
 四十年法律第七號を以て一部改正を經たり
 郵便規則(三十三年九月遞信省令第四十二號)
 三十六年同第十六號、三十七年同第七十號、三十九年同第三十八號、四十年同第六號同第十四號、四十一年同第七號、四十二年同第四十一號、同年同第四十九號、同第五十八號、四十二年同第三十五號、四十二年省令第四十七號を以て一部改正
 私製葉書製式規則(四十二年十月遞信省令第四十五號)
 第三種郵便物認可規則(四十二年八月遞信省令第三十五號)
 約東郵便物取扱規則(四十年八月遞信省令第三十六號)
 通常郵便物市内特別取扱規則(四十二年省令第四十六號)
 郵政私書函使用規則(四十二年九月遞信省令第八十六號)
 集金郵便振替貯金拂込規則(四十四年九月遞信省令第二十四號)

◎通常郵便物の種類及料金

第一種 書

書狀にあらざるも第一種郵便物として取扱はるべきもの
 印刷したる無封の書狀

重量四匁又は其の端數毎に
 重量十匁又は其の端數毎に

企三錢
 企二錢

第二種 郵便葉書

通常葉書

金一錢五厘

往復葉書 封緘葉書

金三錢
 金三錢

(注意)

- 一 四十二年十月遞信省令第四十五號私製葉書製式規則に依り製したる私製葉書は規定の郵便切手を貼用すれば政府發行の葉書と同一の取扱を受く
- 二 葉書の表面には左の事項に限り記載することを得
 - 一、差出人及受取人の住所氏名、身分、職業及商標其の他の稱號等
 - 二、日附及費用、至急、費酬等の價用語
 - 三、送達上郵便局所に必要な注意を示す語辭
 - 四、郵便納葉書の表面に下部三分の一に線を畫するときは其の線内に通信文等
- 三 郵便葉書は原形の儘使用し契約書、委任狀若し受領證を爲さむか爲收入印紙を裏面に貼付する場合は除く外何等の物品を添付することを得ず
- 四 料額印紙を汚染したるものは同額の切手を貼用するにより之を使用することを得

第三種

毎月一回以上刊行の郵便官署認可定期刊行物

重量二十匁又は其の端數毎に

金五厘

(注意)第三種郵便物に非ざる印刷物にして毎月一回以上繼續發行するものは約東郵便物として差出すときに限り其の料金を重量三十匁又は其の端數に一錢とす

第四種

書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品、本、雛形、博物學上の標本、寫眞、書、畫、圖及博物學上の標本は扁額其の他特殊の裝飾を加へざるものをいふ但

重量三十匁又は其の端數

金二錢

し掛軸と爲すは此の限にあらず
第五種

農産物種子

重量三十匁又
は其端數毎に

金一錢

◎容量及重量の制限

○通常郵便物

容量 長一尺三寸 幅八寸五分
重量 第三種乃至第五種郵便物は
商品見本及雛形は

厚五寸
三百匁
百匁

○小包郵便

容量 長、幅、厚各二尺

幅及厚各五寸以内のものは長さを三尺迄伸ばすことを得
重量 一貫六百匁

◎小包郵便及料金

○内地小包郵便料

同一郵便区内(普通)書留

金四錢
金八錢

二百匁まで	四百匁まで	六百匁まで	八百匁まで	一貫まで	一貫二百匁まで	一貫四百匁まで	一貫六百匁まで
八錢	十二錢	十六錢	廿錢	廿四錢	廿八錢	三十二錢	三十六錢
十二錢	十八錢	廿四錢	卅錢	卅六錢	四十二錢	四十八錢	五十四錢

内地、臺灣(普通) 廿錢 卅錢 三十五錢 四十錢 四十五錢 五十錢 五十五錢 六十錢
 樺太相互間(書留) 卅錢 卅五錢 四十五錢 五十錢 五十五錢 六十錢 六十五錢 七十錢
 内地、臺灣、樺太及朝鮮と在清國帝國郵便官署区内又は關東都督府管内との間並内地、
 臺灣及樺太と朝鮮との小包料は前記(内地臺灣樺太相互間)書留小包料に等し

◎郵便物の表記に關する注意

第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物は其の外部に左記の事項に限り之を記入し又は別に記載して添附することを得

- 一、差出人及受取人の宿所氏名
- 二、差出人及受取人の身分、職業、商標其他の商號等
- 三、日附及要用、至急、貴酬等の慣用語
- 四、贈呈、納本、注作品等四字以内の送達上の慣用語
- 五、定期刊行物に前金切れ又は何月何日限り前金満了等の慣用語
- 六、送達上必要な注意を示す語辭

前項郵便物には其内部に前項各號の外尙左の事項に限り之を記入し又は別に記載して添附することを得

- 一、名稱、番號、數量、金額、寸尺、重量
- 二、定期刊行物、書籍、印刷物、書圖書、業務用書類に正誤、注意、點、線、批評の類
- 三、圖、畫及寫真に説明又は着色
- 四、商品見本及雛形、農産物種子及博物學上の標本に生産地及種類を確知する爲め必要の事

項 五、農産物種子に播種の時季及説明 六、名刺に四字以内の慣用語
前二項以外の事項を記入し又は別に記載して添付したる小包郵便物は之を差出人に還付す

○特殊取扱及其料金

○別配達料一箇に付

陸上二里以内は金二十錢二里を超過したるときは一里迄毎に金十五錢を加ふ
船船料は別に其の實費額を受取人より徴收せらる受取人之を納付せざるときは差出人より徴收せらる

○留置通知料一箇に付

金三錢

留置郵便は其表面見易き所に留置又は何局留置通知の文字を記入すべし

○引受證明料一箇に付

金十五錢

書留通常郵便物は引受證明郵便物と爲すことを得

○配達證明料一箇に付

金三錢

配達證明郵便物は其表面見易き所に配達證明の文字を記入すべし

○通常郵便物書留料一箇に付

金七錢

書留郵便物は其表面見易き所に書留の文字を記入すべし

○内容證明料一箇に付

一通の謄本一枚のものは金十錢二枚以上のものは一枚に付金四錢を加ふ
同時に三箇以上同文のものを差出すときは内一箇を除き他は前記料金の半額

封緘したる書留通常郵便物にして文書の内容としたるものは内容證明となすことを得
但し他の物件を封入することを不得

○價格表記料

書留郵便物の料金より普通郵便料を差引たる金額の外通貨は表記金額十圓迄毎に金十錢其の他の物件は表記金額十圓迄毎に金五錢

價格表記郵便物は其表面見易き所に通貨なれば通貨價格表記金額其他の物件なれば品名價格表記何程と記入すべし

○代金引換料一口に付

金五錢

外に取立金送達料として其引換金十圓迄は金五錢、十圓以上百圓迄は其超過したる額に對し十圓迄毎に金四錢、百圓以上千圓迄は其の超過したる額に對し十圓迄毎に金三錢○代金引換委託郵便物は其の表面見易き所に代金引換金額何程と記入すべし

○集金郵便に依る集金委託料

一口に付 現金受領證 金二錢 證券 金五錢

集金取立料として取立ありたるとき其金高に依り三錢以上

○廣告郵便

百通又は其端數毎に 同一郵便區内 金二十錢 同一郵便區外 金三十錢

受取人を指定せずして差出人の指定したる郵便局所に於て其の區域内に送達する廣告引札等各種の印刷物を廣告郵便と稱す
廣告郵便物の重量は一通二匁までとす

○約束郵便

料金は通貨にて一定期末に納む

定期刊行の書籍及印刷物は約束郵便と爲すことを得

約束郵便物は通知を要せざる留置と爲すの外他は特殊取扱と爲すことを得す

○郵便私書函

郵便私書函使用人は郵便局に設置しある郵便私書函に依り料金完納通常郵便物を受取

ることを得

又許可を受くるときは通常郵便物以外の郵便物を郵便官署に於て受取ることを得
郵便私書函を使用するものは別に定めたる使用料等を納むべきものとす

○郵便物留置期間

○代金引換郵便物留置期間

○價格表記金額制限

○代金引換郵便に依る金額制限

○現金取立郵便に依る金額制限

○郵便物名宛變更及取戻請求料

○郵便物差立前なるときは

○郵便物差立後なるときは

○郵便に依るものは

○代金引換郵便物代金引換取消及金額變更料

○電信に依るものは

○轉送郵便物差出期日配達を受けたる日より

○切手の失効

一個に付	三十日
一口に付	十日
一口に付	金千圓
爲替金居宅拂取扱局所と同一なり	金千圓

郵便に依るものは	金五錢
----------	-----

取消の場合	金八錢
金額變更の場合	金四十錢
	金七十錢

取消の場合	金八錢
金額變更の場合	金四十錢
	金七十錢
	十日以内

電信に依るものは

取消の場合
金額變更の場合

金八錢
金四十錢
金七十錢
十日以内

郵便切手其他郵便料を表彰すべき證票の汚損毀損したるものは其効用を失ふ

○郵便禁制品

- 一 公安を害し又は風俗を亂すべき文書圖書其の他の物件
- 二 爆發性、發火性又は危險性の物件其の他郵便吏員に危害を加へ又は他の郵便物に損害を與ふべき物件
- 三 通貨、金銀、寶石、珠玉其の他高價の物件は價格表記と爲すにあらざれば郵便物として差出すを得ず

○郵便物受取方

○郵便料完納の郵便物

- 一 郵便受取人は郵便料の完納せられたる郵便物の受取方を拒むを得ず
- 二 郵便受取人其受取るべからざる郵便物を誤て受取りたる時は速に其事由及居所氏名を記したる付箋を爲し料金を納付することなく再び郵便に差出すか又は郵便局所に持参すべし此場合に於て其郵便物を誤て開封したる時は之を封緘し又は相當の手當を爲したる上に於て如上の手續を爲すべし

○郵便料未納又は不足郵便物

郵便料未納又は不足の郵便物は受取人其不納額二倍の料金を納付して之を受取ることを得

受取人其納付を拒む時は差出人に還付し差出人より之を徴收す

○損害賠償

○賠償する場合

成規に依り差出したる郵税物の取扱に關し郵便官署の損害を賠償するは左の場合に限る但し(一)差出人又は受取人の過失に因りたる時(二)不可抗力に因りたる時(三)其郵便物の性質又は瑕疵に因りたる時は此の限にあらず

○賠償金額

一 書留郵便物を亡失したる時
二 書留小包郵便物若は價格表記郵便物を亡失又は毀損したる時
三 郵便に依る取立金の證券を亡び又は其効力を失はしめたる時
郵便官署に於て損害賠償を爲したる後前記郵便物を發見したる時は之を其の賠償者に通知すべし此場合に於て賠償領受者は其通知を受けたる日より六ヶ月以内に賠償金の全部又は一部を返附して其の郵便物の交付を求むることを得

○賠償金額
郵便物賠償の金額は左の場合に依る

一 書留通常郵便物亡失のときは一箇に付金十圓
二 書留小包郵便物の損害賠償額は

亡失のとき 重量二百匁迄は金二圓、二百匁以上は二百匁又は其の端數を超過する毎に金一圓を加ふ

毀損のとき 總重量に對する減重量の割合に依り重量二百匁迄は金一圓以内、二百匁以上は二百匁又は其の端數を超過する毎に金五十錢以内を加ふ

三 價格表記郵便物全部亡失のときは表記金額、一部亡失又は毀損の時は其表記金額と残存價格との差額但し表記金額市場價格に超過する時は其市場價格に依り算定す此場合に於ける市場價格は引受當時に於る引受郵便局所在地の價格に依る

○料金還付

四 現金取立郵便に依る證券の亡失又は失効のときは其の實損額
五 代金引換郵便物の取立金の取立を爲さずして之を交付したるときは其の實損額
郵便に關する料金にしそ左に記載したるものは其の請求に依り郵便切手を以て還付せらる

一 郵便局所の過失に因り徴收したる郵便に關する料金

二 特殊取扱の請求ありたる郵便物にして郵便局所の過失に依り其取扱を爲さざりし場合に於ける特殊取扱の料金但し書留小包郵便物に在りては普通小包郵便料と書留小包郵便料との差額

三 郵便局所の過失に因り普通郵便に依りて到達し得べき時刻より遅れて受取人に到達したる別配達取扱の料金

四 名宛變更、取戻、代金引換の取消又は代金引換金額變更の請求ありたる郵便物にして郵便局所の過失に因り其の取扱を爲さざりし場合に於ける請求手数料
五 亡失又は失効に因り損害賠償を爲すべき場合の書留郵便物、價格表記郵便物、現金取立郵便物の郵便に關する料金

○郵便切手帖

内國郵便用 三錢切手十八枚
一錢五厘切手三十枚

一冊金壹圓

○通常郵便物市内特別取扱

○同一郵便區市内に發着する左の郵便物を同時に百箇以上差出すときは市内特別取扱と

爲すことを得但連接する數個の郵便市内は之を同一郵便區市内と看做す

- 一 全部又は大部分を印刷したる同文の有封又は無封書狀但し有封書狀には其の全部に對し同様に返信用の郵便葉書郵便切手封筒又は印刷したる各種の用紙並之に必要なる収入印紙を封入する場合に限り之が添附を妨げず
- 二 同一内容の第三種及第四種郵便物

○料金

- 一 有封同文書狀 一箇に付 重量四匁迄金一錢五厘四匁以上は四匁迄毎に金一錢を加ふ
 - 二 無封同文書狀 一箇に付 重量十匁迄金一錢五厘十匁以上は十匁迄毎に金一錢を加ふ
 - 三 第三種郵便物 一箇に付 重量二十匁迄金四厘二十匁以上は二十匁迄毎に金三厘を加ふ
同時に三十匁以上を差出すときは三十匁分よりは重量三十匁迄毎に三厘
 - 四 第四種郵便物 一箇に付 重量三十匁迄金六厘三十匁以上は三十匁迄毎に金五厘を加ふ
同時に三十匁以上を差出すときは三十匁分よりは重量三十匁迄毎に金五厘
- 第三種及第四種市内特別取扱郵便物にして別に定むる原簿配達の方法に依るものは前項の外百箇迄金五錢百一個以上は十箇迄毎に金五厘を加へ徴收す
- 速達郵便物地域反料金 (四十四年二月省令第三號)
東京市内及東京市と横濱市内に取扱開始
同一郵便局區市内相互間 一箇に付 金六錢
二箇郵便局區市内相互間 一箇に付 金十二錢

○内國郵便爲替に關する法規摘要

郵便爲替法(三十三年三月法律第五十五號)
郵便爲替規則(三十三年九月逓信省令第四十五號)
三十七年同第三十三號、同第四十二號、四十一年同第四十八號四十二年同第十九號同年同第五十三號によりて一部の改正を經たり

○金額の制限

○通常爲替 證書一枚に付 金百圓迄
但清國又は韓國に設置の本邦郵便局所相互間又は同局所と其以外の各郵便局所に取組の通常爲替は其證書一枚の金額制限は百圓とす
定期又は無定期に多額の金圓を郵便爲替に依り送付せんとする者は豫め申請して逓信管理局長又は在外郵便局長の認可を受くる時は證書一枚の金額を右制限以上に高むることを得

○電信爲替

證書一枚に付 金百圓迄

○小爲替

通常爲替及小爲替の金額は錢位未滿、電信爲替の金額は圓位未滿の端數を付するを得

又差出人及受取人は各一名に限る

○爲替料

郵便爲替證書一枚の金額は別に定まれるものを除く外左の如し

通常爲替

爲替金額十圓迄

料 金

六 錢

電信爲替

爲替金額十圓迄

料 金

三 十 錢

小爲替

以上爲替金額十圓迄を増す毎に料金を五錢を加徴せらる

料 金

三 錢

△臺灣及内地各郵便局所間

電信爲替

爲替金額十圓迄

料 金

五 十 錢

△樺太と其以外に在る各郵便局所間及韓國と其以外に在る各郵便局所

電信爲替

爲替金額十圓迄

料 金

八 十 錢

△在清國各局所間又は同局所と其以外に在る各郵便局所

通常爲替

爲替金額十圓迄

料 金

十 錢

以上爲替金額十圓迄を増す毎に料金を十錢を加徴せらる

甲、在清國郵便局所間又は同局所と在韓國郵便局所間

電信爲替

以上爲替金額十圓迄を増す毎に料金を十錢を加徴せらる

料 金

四 十 錢

乙、在清國郵便局所と其以外に在る郵便局所（韓國に在る郵便局所を除く）間

電信爲替

以上爲替金額十圓迄を増す毎に料金を十錢を加徴せらる

料 金

八 十 錢

小爲替

料 金

五 錢

在滿州各局所相互間樺太各局所相互間及韓國各局所相互間並に在滿州各局所と在韓國各局所間に取組む電信爲替料

は一般の規定と同なり

對該官署相互間又は當該官署と其官吏との間に受授する官金及通信大臣に於て特に必要と認めたる者の間に受授す

る金員は無料通常爲替と爲すことを得

無料通常爲替に對しては其の證書一枚の金額に制限なし

郵便爲替證書の有効期間

通常爲替 九十日

電信爲替 九十日

小爲替 六十日

千島國、琉球國、小笠原島、伊豆諸島及臺灣に設置の郵便局所と取組みたる郵便爲替

證書の有効期限は百二十日なり但し同一國內又は内一島内に取組みたるものは此限に

在らず又千島國に設置の郵便局所と取組みたる郵便爲替は毎年十二月一日より翌年四

月三十日迄は其有効期間に算入せられざるものとす

郵便官署に於て郵便爲替金の拂渡を遅延したる爲經過したる日數は前條の有効期間に

算入せず

讓渡

小爲替證書にして受取人の指定なきものは隨意に之を讓渡するを得るも其他の郵便爲替

證書は之を讓渡すを得ず

郵便局所の變更

通常爲替の差出人又は受取人は郵便局所の變更を求むることを得

差出人は拂戻局所の變更を求むることを得
○爲替金拂渡の停延

左の場合には爲替金の拂渡を停延す

- 一 通常爲替證書の遺失のとき
- 二 通常爲替振出請求書遺失のとき
- 三 通常爲替振出請求書未達のとき
- 四 通常爲替と通常爲替振出請求書と金額符合せざる時
- 五 拂渡資金缺乏のとき

○郵便爲替の特殊取扱及料金

左記各項は一定の手續に依りて左の取扱を請求することを得

○通常爲替の證書送達料

證書一枚に付

金五錢

○通常爲替證書誤記訂正料

- 一 郵便物差立前に係るときは

- 二 差立後は郵便に依るもの

證書一枚に付

料金不要
金三錢
相當電報料

○通常爲替の拂渡停止及解除の通知料

- 一 郵便物差立前に係るときは

- 二 差立後は郵便に依るもの

證書一枚に付

料金不要
金三錢
相當電報料

通常爲替の差出人爲替金の拂渡停止を請求せんとするときはその請求書を郵便局所に差

出し且其爲替金受領證書を呈示して之を爲すを得此手續は通常爲替の差出人爲替金拂渡停止の解除を請求する場合にも準用せらる

○郵便爲替の拂戻手数料

一口に付 通常爲替 金六錢
小爲替 金三錢

○郵便爲替の拂渡又は拂戻局所の變更手数料一口に付

金六錢

○電信爲替特別取扱至急電報の取扱に依る時は
通常電信爲替料の外に

金四十錢

電信爲替に於て拂渡局所電信を取扱はざる時は爲替の通報は郵便接續の方法に因る故に差出人は此場合に於ては別配達の取扱を求むることを得其料金は郵便別配達の料金に同じ

○爲替證書再度發行請求料

一口に付 通常又は電信爲替 金六錢
小爲替 金三錢

郵便爲替證書の有効期間を經過したる時又は郵便爲替證書を亡失毀損若は汚斑したる時は差出人受取人は命令の定むる所（郵便爲替規則第三十條乃至第三十三條及第五十條乃至第五十四條）の規定に従ひ再渡證書の交付又は拂渡を請求することを得
郵便爲替の有効期間満了の日より満三箇年間此請求を爲さざる時は其爲替金は國庫の所有に歸す

○郵便爲替金拂渡濟通知料

一口に付 郵便に依るもの 金三錢
電信に依るもの 相當電報料

○郵便爲替金の居宅拂手数料

一口に付 郵便又は電信爲替 金五錢
小爲替 金三錢

郵便爲替の差出人又は受取人は爲替金の居宅拂を請求することを得但し差出人は爲替

振出後に於て又は小爲替受取人の爲にその請求を爲すことを得ず

(注)郵便爲替金の居宅拂を取扱ふべき郵便局所及その城は豫め一定せられたるものに限る

○郵便貯金に關する法規摘要

郵便貯金法(三十八年法律第二十三號)

郵便貯金規則(三十八年逓信省令第三十六號)

四十年同第一號四十二年同第三十六號(四十四年三月同第五號、第六號同六月同第十三號を以て一部の改正を経たり)

郵便振替貯金規則(三十九年一月逓信省令第三號)

四十二年同第五十七號を以て一部改正其他一小部の改正は號數を省く

○貯金預入

○通則

- 一 郵便貯金一人一度の預金は十錢以上とし端數は厘位を限とす
- 二 貯金總額は左の各項の場合の外は元利を合せて千圓を超過することを不得す
 - (一)公共団体、社寺、學校又は營業を目的とせざる法人若は團体の預入金 (二)命令の規定に依る共同貯金の預入金 (三)産業組合の預入金 (四)振替計算の爲にする預入金
- 三 預金の金額此制限に超過したる場合に於て貯金預け人之を制限以内に減額さざる

ときは郵便官署は其制限以内に減額するに必要なる限度に於て貯金の一部を以て國債證券を購入し保管す

○通常預入

- 一 新に貯金の預入を爲さんとする者は郵便局所に於て交付する用紙に依り貯金預入申込書を調製し之に現金を添へ郵便局所に差出すべし
- 二 再度以後の預入を爲さんとする時は現金を郵便局所に差出し通帳に預入金の記入

を受くべし

○切手預入

一、預入 郵便切手に依り貯金の預入を爲さんとする者は郵便切手貯金臺紙に郵便切手印面金額と同一種類の郵便切手を臺紙相當欄全部に貼付し郵便局所に差出し通帳に記入を受くべし

二、切手 郵便貯金に預入することを得る郵便切手は左の五種とす

- 一、五厘郵便切手
- 二、一錢郵便切手
- 三、一錢五厘郵便切手
- 四、二錢郵便切手
- 五、三錢郵便切手

三、制限 預入し得る高は一人一箇月一圓を超ゆるを得ず

○證券預入

一、證券種類 預入することを得る證券は左の數種とす

各種國債、新潟、滋賀、山梨、岐阜、福井、石川、富山の各縣々債、東京、京都、大阪、横濱、神戸、長崎、廣島、高松の各市々債、勸業、興業兩銀行の債券、貯蓄券、北海道拓殖銀行債券

但し額面五十圓又は割増金を合算し五十圓を超ゆるものは預入するを得ず

二、預入方法 證券に依り貯金の預入を爲さんとする者は證券を郵便局所に差出し通帳に記入を受くべし

○利率及計算

○利率 郵便貯金の利率は一箇年四分二厘とす但千圓以上の預入金に對しては主務省は命令を以て利率の割合を低減することを得

○計算

利率は三月三十一日を期として之を計算し元金に加へ四月より更に利率を附す郵便貯金は之を預りたる月及び十錢未満の端數には利率を付せず又拂戻の時は拂戻證書發行の月より(拂戻證書を發行せざるものは拂戻金拂渡の月より)利率を付せず貯金利率の計算上厘位未満の端數を生したる時は之を除棄す

貯金預け人は利率の記入を受くる爲め毎年一回通帳を郵便局に差出すべし

○通帳 (通帳は一人一冊を常例とす)

○檢閲

一、貯金預け人は何時にても所持の通帳を郵便局所に差出し郵便爲替貯金管理所又は同支所の檢閲を請求することを得

二、郵便爲替貯金管理所又は同支所に於て通帳の檢閲を爲さんとするときは貯金預け人に其旨を通告す貯金預け人此通告を受けたるときは其指示する方法に依り通帳を郵便局所に差出し又は郵便局所所屬員に交付すべし

三、郵便爲替貯金管理所又は同支所に於て通帳を檢閲したる時は之に檢閲済の證印を爲し先に渡し置きたる通帳受領證と引換に之を預け人に交付す

○通帳再渡

貯金預け人は左の場合に於て郵便爲替貯金管理所又は同支所に再渡通帳の交付を購求することを得

- 一、通帳を亡失したるとき
- 二、通帳を毀損汚斑して不判明となりたるとき
- 三、通帳餘白なきに至りたるとき

右第一號及第二號に依る再渡通帳の請求に對しては通帳一冊に付金五錢を徴收せらる

○貯金の譲渡

郵便貯金は左の場合に限り之を譲渡すことを得

- 一 公共団体社寺學校又は營利を目的とせざる法人若は団体に譲渡す場合
- 二 親族に譲渡す場合
- 三 遺言に依り譲渡す場合

(注意)相續に因りて承継し得べきは勿論なり而して貯金の譲受人反對の申立を爲さざるべきは當該貯金に屬する証券亦譲渡を爲したるものと看做さる

○拂戻

○通常拂戻

- 一 郵便貯金預け人は何時にても郵便貯金の全額又は其一分の拂戻を請求することを得但一分拂戻の場合には五十錢以上の貯金を残し置くべし且十錢未満の端數及未だ元金に加へざる利子を請求するを得ざるものとす
- 二 貯金拂戻の請求は貯金拂戻證書を提出して爲すべきものとす貯金拂戻證書の有効期間は其の發行の日より六十日とす但し郵便局所に於て拂戻を停延したる爲め経過したる日數は此期日中に算入せず
- 三 左の場合に於ては再度拂戻請求書の交付を請求することを得但し此請求に對しては證書一枚に付金一錢の料金を要す
 - 一、拂戻證書を亡失したる時
 - 二、拂戻證書を毀損汚斑して不判明となりたる場合
 - 三、有効期間を経過したる時

○拂渡停延

左の場合に於ては拂戻郵便局所に於て拂戻金の拂渡を停延す

- 一 拂戻證書遺失のとき
- 二 拂戻請求書遺失のとき
- 三 拂戻請求書未達のとき
- 四 拂戻證書と拂戻請求書と金額符合せざること
- 五 拂戻資金缺乏の時

(注意)郵便局所は拂戻證書と拂戻請求書と金額符合せざる場合に於ては其の少なき金額を限度とし又拂渡資金缺乏の場合に於ては其の渡し得る金額を限度とし拂戻請求人の請求に依り拂戻金の假拂を爲す

○特殊拂戻

- 一 即時拂 貯金預人は郵便爲替貯金管理所又は同支所に於て檢閲済の證印を爲したる貯金現在金額に付ては何れの郵便局所に於ても一日三十圓以内一箇月總額百圓迄を限り即時拂を請求することを得通帳に預入金を入記したる郵便局所に對し其記入金額に付拂戻を請求する場合亦同じ
- 二 特別即時拂 貯金預人は郵便局所に於て豫め特別即時拂取扱の承認を受くる時は前記即時拂の場合に於て金額に制限なく當該郵便局所に貯金の即時拂を請求することを得
- 三 局待拂 貯金預人は別に告示する郵便局所に於て其受持郵便爲替貯金管理所又は同支所に屬する貯金の全部又は一部の局待拂を請求することを得

○特別貯金

○規約貯金 組合規約に依り拂戻に制限を付して預入したる貯金は之を規約貯金とす

規約貯金の取扱を受けんとするときは組合代表者に於て組合の名稱所在地並に拂戻及組合脱退の承認に關する證明方法を記載したる請求書二通を郵便局所に差出べし郵便局所に於て前項の請求を承認するときは其旨を代表者に通知す

○据置貯金 一定の期間拂戻を爲さざる條件を以て預入したる貯金は之を据置貯金とす据置貯金の期間は最初預入の日より三箇年乃至十箇年の年限内に於て預入任意之を指定す新に据置貯金の預入を爲さんとするものは貯金預入申込書に其の据置期間を明記すべし

○共同貯金 共同貯金の取扱を受けんとするときは其總代人に於て豫め逓信管局長の承認を受くべし。且左の書類を差出すを要す

- 一 共同貯金を爲さむとする趣意書
- 二 共同預入者の概數調書

總代人に於て共同貯金の承認を受けたるときは指定郵便局所に貯金預入申込書を差出し貯金通帳の受付を受くべし

○振替貯金

(郵便振替貯金も特別貯金中に包含せらるべきものなれども單行規則として三十九年一月逓信省令第三號を以て發布せられたるものなれば特に一項として之を掲ぐ)

○取扱方

- 振替計算の爲にする郵便貯金は之を郵便振替貯金と稱すその取扱左の如し
- 一 加入者又は加入者以外の者より現金又は所定の證券に依る拂込を受入ること
- 二 加入者の請求に依り加入者の口座相互間に於て貯金の振替を爲すこと
- 三 加入者の請求に依り其口座の貯金を振出し當該加入者又は其指定に現金の拂渡を爲すこと

爲すこと

○口座

郵便振替貯金の振替計算を爲す爲郵便貯金局大阪郵便貯金支局及福岡郵便貯金支局統盛府通信管理局に加入者の口座を設けらる

○利子

振替貯金に對しては口座受入の翌日より口座拂出の前月まで之に利子を付せらる但し一圓未満の端數に對しては利子を計算せず國庫金支拂の爲にする口座に對しては總ての利子を付せられず

○料金

口座に對し拂込を爲すこと

一圓迄……………一錢	五圓迄……………二錢	十圓迄……………四錢
五十圓迄……………六錢	百圓迄……………八錢	五百圓迄……………十錢
千圓迄……………十二錢	五千圓迄……………十四錢	一萬圓迄……………十六錢
一萬圓を越ゆるときは其の超過額一萬圓迄毎に四錢を加徴す		
現金拂渡の爲にする振替貯金の拂出に對する料金		
十圓迄……………五錢	五十圓迄……………十錢	
百圓迄……………十五錢	二百圓迄……………二十錢	
三百圓迄……………二十五錢	四百圓迄……………三十錢	
五百圓迄……………三十五錢	六百圓迄……………四十錢	
八百圓迄……………四十五錢	千圓迄……………五十錢	

○加入及脱退

振替貯金口座に加入せんとするときは左の事項を記載したる加入請求書に基本預金二十圓を添へ并用紙若しくは名簿の賣渡を受けんとする者に至りては其料金に相當する郵便切手を帖付し郵便局所に差出し基本預金の受領證を受取るべし

- 一 加入者の住所氏名
- 二 加入者の職業
- 三 振替貯金の口座を設定すべき場所の指定
- 四 加入の際振替貯金に關する用紙及加入者名簿を買受けんとするものなるときは其の名簿及所要數量
- 五 代表者、參加入又は代理人を設定するものは其の住所氏名
- 六 商號、屋號及其他の稱號を別名として登記を受けんとするものなるときは其の名稱

加入者振替貯金より脱退せんとするときは脱退請求書を所屬の郵便爲替貯金管理所又は同支所に差出すものとす以上の請求を爲したる後は貯金の振替現金拂の請求及局待拂拂出書の振出を爲すことを得す

○拂込及拂出

振替貯金の口座に對し現金の拂込を爲さんとする者は其の拂込を受くべき加入者名義の拂込書用紙に依り其の拂込票及拂込通知票に拂込金額拂込人の住所氏名及拂込年月日を記載し之に現金を添へ郵便局所に差出し其受領票を受取るものとす

加入者は郵便爲替貯金管理所(大阪は同支所)より最近送付に係る受拂通知票に表示せる貯金現在方を超過せざる限度に於て之が拂出を請求することを得

加入者自己の貯金を拂出し之を他の加入者の口座に振替へんとするときは拂出書用紙に依り其の拂出票及拂出通知票に拂出金額振替拂込を受くべき加入者の口座番號及氏名等を記載し調印の上免料普通郵便に依り之を郵便爲替貯金管理所(大阪は同支所)に送付すべし

郵便爲替貯金管理所に於ては其の氏名印影を印鑑票に照し相違なきを確め當該口座より貯金拂出の手續を爲し更に指定加入者の口座に之を受入れ拂出通知票は當日の受拂通知票と共に之を拂込を受けたる加入者に送付せらる

加入者自己の貯金を拂出し自ら其の現金を受領し若しくは他人に之を拂渡さんとするときは拂出票及拂出通知票に拂出金額現金受領者の住所氏名及拂渡郵便局所名を記載し尙現金拂の文字を附記し調印の上免料普通郵便に依り之を郵便爲替貯金管理所(大阪は同支所)に送付すべし

郵便爲替貯金管理所に於ては口座拂出の手續を爲したる上振替貯金拂出證書を調製し之を現金受取人に送達し拂出通知票は之を拂渡郵便局所に送付せらる

受取人拂出證書に對する現金の拂渡を受けんとするときは其の相當の部に記名調印の上之を拂渡郵便局所に差出すべし

△局待拂

郵便貯金局に屬する加入者は東京郵便局に於て又大阪郵便貯金局に屬する加入者は大阪郵便局に於て又統監府通信管理局に屬する加入者は京城郵便局に於て指定受取

人をして即時現金の拂渡を受けしむべき局待拂出書を振出すことを得べし然るときは前記郵便局に於ては拂出書に對し相當調査の上即時現金を交付せらるべし

●電信に関する法規摘要

電信法(三十三年五月法律第五十九號)

電信規則(三十三年九月遞信省令第四十六號)

三十五年同第十號、三十六年同第五十四號、三十八年同第十四號四十二年同第十三號四十三年十一

月同九十五號を以て一部の改正を經たり

同報電信規則(四十三年九月省令第八十二號)

◎電報の種類

電報を別て左の三種とす

一、官報 二、局報 三、私報

官報とは官廳及地方自治体の公信並外國の首長皇族大臣陸海軍將帥公使領事より發する電報をいふ但し商人にして領事の事務を取扱ふ者より發する電報は官報發送の資格ある者に宛て且官用に關するものに非ざれば之を官報と爲さず

國庫金取扱に關し金庫より發する電報並に戰時事變に際し日本赤十字社又は軍事輸送の爲政府の使用に供する船舶若は鐵道の所有者より發する電報は遞信大臣の承諾を經て官報と爲すことを得官報發送の資格なきものと雖も受取たる官報を呈示し其の返信を官報として發送することを得

局報とは電信事務に關し電信局所相互間に往復する電報をいふ

前項の外電信、電話、及郵便、郵便爲替、郵便貯金の事務に關し電信電話又は郵便官署相互間に往復する電報は遞信大臣に於て必要と認むるものに限り局報となすことを

得郵便爲替金郵便貯金及郵便取立金の取扱に要する資金の授受に關し金庫相互間に往復する電報亦同し

氣象報告に關し中央氣象臺又は地方測候所其の他の觀測所間に往復する電報は遞信大臣の承認を経て局報と爲すことを得

私報とは官報及局報を除くの外諸般の電報を云ふ

○電報送達の順序

電報は左の順序に依りて送達さるべし

- 一、至急官報
- 二、至急局報
- 三、至急私報
- 四、官報
- 五、局方
- 六、私報

同一順位の電報は受付の順序に依り傳送し中繼及著信局所に於ては受信の前後に依り之を傳送配達すべきものとす

取扱時間外と雖も之を取扱ふものを至急電報時間外電報の二種とす時間外電報は普通料金の外に取扱料として一通に付二十錢を納むるものとす但し郵便電信取扱所、電信取扱所、郵便電信受取所、電信受取所に於ては取扱はざることあるべし

○通常電報料金

通常電報料は別に規定ある場合の外左の如し

同一市區町内のもの	和	十五字以内	金十錢	和	十五字以内	金十錢
	文	以上十五字以内	金三錢	歐	五語以内	金十五錢
官報	和	十五字以内	金二十錢	和	十五字以内	金二十錢
	文	以上十五字以内	金五錢	歐	五語以内	金二十五錢
私報	和	十五字以内	金三十錢	和	十五字以内	金三十錢
	文	以上十五字以内	金五錢	歐	五語以内	金四十五錢
前各號以外のもの	和	十五字以内	金二十錢	和	十五字以内	金二十錢
	文	以上十五字以内	金五錢	歐	五語以内	金二十五錢
内地 <small>小笠原島を除外</small>	和	十五字以内	金二十錢	和	十五字以内	金二十錢
	文	以上十五字以内	金五錢	歐	五語以内	金二十五錢
臺灣樺太間相互	和	十五字以内	金三十錢	和	十五字以内	金三十錢
	文	以上十五字以内	金五錢	歐	五語以内	金四十五錢

- 一、内地小笠原島を除外
- 二、臺灣樺太間相互
- 三、前各號以外のもの

官報	金二十錢	金二十五錢
私報	金三十錢	金四十五錢
私報	金二十錢	金二十五錢
私報	金二十錢	金三錢

(注意)電報は特に規定ある場合の外其の字数又は語數に應じて電報料を課せらる。但し和文電報にして字数に算入すべき文字記載なき場合と雖も十五字以内の電報料を課せらる

○特別電報料金

至急電報料 官報 通常電報料の二倍
私報 通常電報料の三倍

照校電報料 通常電報料の四分の一増徴(但し照校料)

受信電報料 電報受信通知料は一通毎に和文は十五字歐文は五語の通常料金とし郵便受信通知料は一通毎に金三錢とす

追尾電報料 追尾一回毎に新に電報を差出したるものとして其料金を計算す

(注意)左に掲ぐる電報は追尾電報として發送することを得す

- 一、別使料電報通知を要する電報
- 二、別使料郵便通知を要する電報
- 三、返信料前納電報
- 四、受信電報
- 五、同文電報
- 六、外國郵送電報

再送電報料 の料金は新規發信の例に依る

同文電報料 同文電報は原信を除き其他一通毎に同文料として和文は十錢歐文は十五錢を課せらる

外國郵送電報料 郵送料は一通に付二十錢とす

別使配達料

著信局より二里以内は金二十錢とし其二里を超ゆる時は一里以内毎に金十五錢を増す
又島嶼に宛てたる者は里程に拘らず廿錢とし
配達賃實費之に超ゆる時は實費額に依る

船船配達料

一通に付

金二十錢

書留郵便配達料

一通に付

金七錢

◎字數及語數計算

電報中左に記載するものは字數又は語數を算入す

- 一、本文
- 二、歐文電報の受信人居所氏名

但し一市區内に二個以上の電信局所ある場合に著信地名の前に尙著信の電信局所名を記入したる時はその局所名を除く

- 三、和文電報に記入したる第二以下の受信人氏名并に逐書したる追尾電報又は再送電報の第二以下の居所
- 四、傳送を要する發信人居所氏名

- 五、指定事項

- 六、右第二乃至第四の居所氏名に附屬する語字

和文の數字及記號は其の一箇を片假名一字に計算す但し括弧及小括弧は各之を片假名二字に計算す

濁音半濁音を附したる文字は之を片假名二字に計算す

◎料金還付

和文電報中に用ひたる羅馬字刺亞亞數字及歐文記號は其の一字又は一箇を片假名一字に計算す但し括弧轉倒句讀及字下線は各之を片假名二字に計算す

左の電報に關する料金は其の納付人の請求に依り便郵切手を以て還付せらる

- 一、電信局所の過失に因り受信人に到達せざるか又は郵便にて到達し得べき時日より遅れて到達したる電報の料金但し發信人又は受信人が其の不達に歸したる電報の送達を請求し之が送達を受けたるものを除く

- 二、電信局所の過失に因り照校電報に誤謬を生し且用辨を闕きたるものの料金但し尋問の電報に依り校正し得たるものを除く

- 三、電信局所の過失に依り徵收したる過納誤納の電報料金
- 四、發信人の請求に依り配達前停止したる電報に對し前納したる返信料、受信電報料及配達料

- 五、電報直配達區域内にて配達したる電報又は別使、船船、若は書留郵便を以て配達を爲さざりし電報に對し發信人の前納したる配達料

- 六、返信料前納證書を以て發送したる電報の料金前納額に満たざる時は其の殘餘の料金

- 七、第百十四條（第百十四條、受信人返信料前納證書を受領することを拒むときは其證書を使用し著信局所より發信局所に其の旨課金局報を以て通知し更に之を發信人に通知すべし）の場合に於て和文十五字歐

- 文五語の通常電報料を控除したる前納の返信料金

- 八、返信料前納電報に對し返信料前納證書を發行せざりし時又は返信料前納電報を配達

し能はずして發行したる證書の使用期間を過ぎたるるとき若は交付したる返信料前納證書を其の使用期間に使用せざりしときは前納したる返信料金を
 九 發信局所に於て傳送前に返還したる電報の料金
 電報に關する料金還付の請求は其の料金を納付したる局所に之を爲すべし其の期間は六十日間とす

◎電報差出

- 一、電報を發送せんとするときは特に定規ある場合の外電信局所に之を差出すべし
- 一、郵便に依り電報を差出すときは其の封筒の表面に「電報在中」と記載すべし此の場合に於ては其普通郵便料に限り無料となすことを得
- 一、左に掲ぐる電報の配達を受けたる者は配達の時より五分間以内に其の電報配達人に依託して電報を差出すことを得

◎指定事項

電報に用ふる指定事項の略符號は左の如し(但し歐文の分は之を略す)

至急	ウナ	至急親展	ウニ
返信料前納	ナツ	返信至急	ナウ
返信照校	ナム	照校	ムニ
電報受信報知	ツニ	郵便受信報知	ツツ
追尾	ナラ	再送	ナチ
同文	ムヨ	同文連名	ヨイ

外國郵送	ツダ
別使配達	マツ
別使料電報報知	マム
解船料電報報知	ハム
書留郵便配達	ツナ
局待	ヤム

留置	ムナ
解船配達	ハホ
別使料郵便報知	マヨ
解船料郵便報知	ハヨ
無絨配達	ナレ
親展	ニカ

◎電報配達

- 一、電信局所より陸上一里以内及其の局所所在の市區内を電報直配達區域とす但し必要と認むるときは其區域を制限し又は其の區域外の地を區域内に編入することを得
- 一、電報直配達區域外に配達する電報にして配達方の指定なきものは無料の普通郵便を以て送達すべし
- 一、電報直配達區域外に居住する者は電信局所に請求して別使、解船又は書留郵便を以て自己に宛たる配達方指定なき電報の配達を受くることを得但し之を受けたる時は其の配達料を納むべし
- 一、受信人自己の居所氏名に略號を常用せんとし又は電報を受取るべき者若は電報の配達場所を特定せんとするときは著信局所に請求して其の略號又は配達先の登記を受くることを得
- 一、受信人の電報配達を待たず著信局所に於て之を受取らんとするときは其の著信局所に請求して局渡證書の交付を受くることを得

電報局渡料は證書一個に付年額六圓但し之を亡失して更に請求するときは金二十錢

を納付するものとす

一、電報の誤達を受けたる者は其事由を記載したる付箋を爲し直に之を著信局所に返付すべし此の場合に於ては無料郵便物として郵便に付することを得

○尋問改正及停止

一、發信人は既に差出したる電報に關し尋問、改正又は停止を要するときは之を發信局所に請求することを得其の請求時間は發信の時より七十二時間とす

一、受信人は既に受取りたる電報に關し尋問を要するときは之を著信局所に請求することを得其の請求期間は電報を受取りたるより七十二時間とす

右の場合に於てはその電報料を豫納すべし

○閱覽正寫

一、發信人は電報の閱覽又は正寫を請求することを得

一、電報の閱覽正寫は發信にありては其の發信局所著信にありては其の著信局所に請求すべし

二、電報の閱覽又は正寫を請求する者は閱覽料として電報一通に付金三錢正寫料として和文は二百字以内毎に金五錢歐文は五十語以内毎に金十錢を納むべし

○徵兵令及關係法規摘要

(條文を掲げたるは徵兵令なり)

徵兵令(二十二年一月法律第一號)

二十二年同第二十九號、二十六年同第四號、二十八年同第十五號、三十七年勅令(緊急)第二百十二號、三十九年法律第四十三號を以て一部の改正加除を経たり

徵兵事務條例(二十九年三月勅令第百十二號)

三十二年同第百十三號、三十五年同第三十四號、三十六年同第六十四號、三十七年同第四十七號三十九年同第百五十二號、四十年同第二百五十四號を以て一部の改正加除を経たり

徵兵事務條例施行細則(二十九年四月陸軍省令第十號)

三十年同第七號、三十二年同第八號、三十五年同第七號、三十六年同第七號、三十七年同第七號三十八年同第六號、三十九年同第五號、四十年同第二號、四十一年同第十號、四十一年三月同第六號四月同第八號四十二年同第八號を以て一部の改正加除を経たり

陸軍服役條例(二十九年六月勅令第二百三十八號)

三十二年同第四百三十六號、三十五年同第十六號、三十五年同第二百三十三號、三十六年同第百八十四號、三十七年同第三百十三號四十二年同第百十四號を以て一部の改正加除を経たり

徵兵検査規則(四十二年三月三十一日改正陸軍省令第六號)

三十五年同第九號、三十八年同第五號、四十年同第一號を以て一部の改正を経たり

徵兵旅費規則(三十年十月内務省令第三十六號)

三十九年同第五號四十二年同第九號を以て一部の改正を経たり

○兵役の種類及義務年限

○義務年限

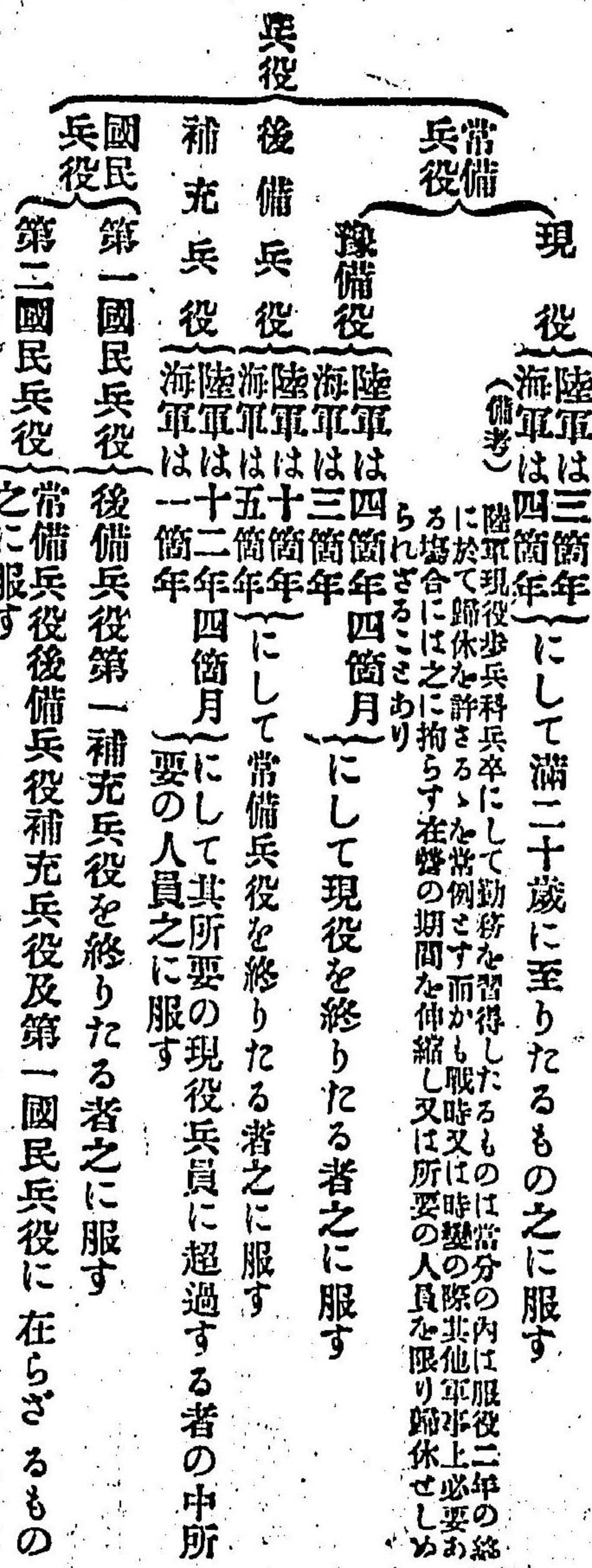
日用法規便覽 徵兵に関する法規摘要

第一條 日本帝國臣民にして満十七歳より満四十迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす

第八條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服するを得ず

○兵役の種類

常備兵役、後備兵役、補充兵役、國民兵役とす即ち左の如し



○服役

注意 各兵役の期限既に満つるも雖も戦時若は事變に際する時若は臨時に演習或は觀兵の要ある時若は航海中或は外國駐劄中は其期を延長せらるゝことあり

服役は陸軍と海軍及警備隊を置きたる島嶼とに因りて稍其趣を異にす即ち左の如し
○一般服役

- △陸軍現役兵及補充兵 毎年所要の人員に應じ壯丁の身材體能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ
- △陸軍現役兵及補充兵 毎年所要の人員に應じ沿海地方及島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵機關兵職工及雜卒に區別し抽籤の法により當籤の者を以て之に充つ但海軍志願兵徵募規則に依り服役するは此限に在らず
- △警備隊所在地の島嶼 此島嶼に於ける壯丁(近衛師團に編入するものを除く)は總て之を警備隊に充て其地に於て服役せしむ但し其期間は一箇年以内とす
- △國民兵 役 抽籤番號の順序に依り其年の補充兵役所要員に超過する者は國民兵役に服せしむ

○特別服役

- △通常志願 二十歳に至らずも滿十七歳以上の者は志願に由り現役に服役することを得
- △一年志願 滿十七歳以上にして官立學校(小學校及摺科等の學科を除く)府縣立師範學校中學校の學科若は文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若は文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し若は陸軍試驗委員の試験に及第し服役中食料被服器具等の費用を自辨し豫備後備將校たる志氣を有する者は志願に由り一箇年間陸軍現役に服役することを得但し費用の全額を自辨し能はざるものには其幾部を官給することを得
- △六週間服役 滿十七歳以上滿二十八歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官立公立小學校の教職にある者は六箇月間陸軍現役に服せしむ其服役に関する費用は官給とす

○歸休

日用法規便覽 徴兵に関する法規摘要

第十五條 現役中殊に勤務に熟し品行方正なる者は歸休を命ずることあるべし

◎届出

第二十五條 毎年一月一日より十一月三十日まで満二十歳となる者は其年一月中旬に十月一日より同月三十一日迄に満二十歳と爲るものは翌年一月中旬に又第二十三條第一項に當る者にして二十八歳迄に事故止み同條第二項に當る者にして三十二歳迄に歸朝したる者は十四日以内に書面を以て(戸主にあらざる者は其戸主より)本籍の市町村長に届出つべし但二十八歳未滿にして現役を終へたる者又は現役中の者は本條の届出を爲すに及ばず

◎免役

第十五條 兵役を免するものは廢疾又は不具等にして徴兵検査規則に照し兵役に堪へざるものに限る

(現役兵入營前に癩疾又は不具と爲り永久兵役に堪へ難き者ある時は聯隊區司令官又は警備隊司令官に於て兵役を免す)

◎徴集延期

第二十條 左に掲ぐる者は徴集を延期す次年に於て仍ほ徴集に適せざる者は國民兵役に服せしむ

第一 体格完全且強壯なるも身幹未だ定尺に滿たざる者

第二 疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者

第二十一條 公權の剝奪若は停止を附加すべき重罪の爲め訊問若は拘留中の者は徴集を延期す

第二十二條 徴集に應ずるときは其家族自活し能はざる者は本人の願に由り徴集を延期す其事故三箇年を過ぐるも仍ほ止まざる者は國民兵役に服せしむ但し分家又は絶家廢家再興の故を以て本條に當る者其他自活し能はざる事故を作爲したる者は其願を許可せず

本條に依り徴集延期を得んとする者は同徴集區内其年の徴集に應ずべき壯丁の戸主二名の保證書を添へ三月一日迄に(三月一日後身體検査前迄に事故を生したる者は其郡度)聯隊區司令官又は警備隊區司令官に届出つべし但事故六箇年以上繼續する者は毎年届出し其三箇年を過ぐるも仍ほ止まざる者は保證書を添へ届出つべし此願書及届書には皆市町村長の奥書證明を受くべきものとす

◎徴集猶豫

第二十三條 第十三條第一項(一年志願の下に收めたり)に掲ぐる學校に在學の者は本人の願に由り滿二十八歳迄徴集を猶豫す其事故滿二十八歳迄に止み又は二十八歳を過ぐるも止まざるものは抽籤の法に依らずして之を徴集す但第十三條第一項に依り一年志願兵を志願する者及第十三條第三項に依り服役する者は此限に在らず

韓國、露國沿海州、露領薩加連、清國、香港、澳門以外の外國に在る者は本人の願に由り徴集を猶豫す滿三十二年迄に歸朝する者は抽籤の法に依らずして之を徴集し三十二年を過ぐる者は國民兵役に服せしむ但し第十三條第一項に依り一年志願兵を志願する者は此限に在らず

公使領事及貿易事務官を置きたる國に在るものと雖も徴集檢査願書を差出すとき未だ公使領事及貿易事務官の證明書を得ざるときは之に換ふるに海外旅券を受取りたる官廳の承認書を添へ差出し置き追て證明書を差出ばも妨げなし

本項の願書には市町村長の奥書證印を受くるを要す

◎召集

第十六條 豫備兵後備兵は戰時若は事變に際し之を召集す平常に在ては毎年一度六十日以内勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼を爲す

第十七條 第一補充兵及び海軍補充兵は現役兵の補缺に充て又戰時若は事變に際し之を召集す但第一補充兵を以て現役兵の補缺に充つるは其服役の初年に限る
第一補充兵は平常に在て百五十日以内教育の爲め之を召集す其他勤務演習及簡閱點呼を爲すことは豫備兵に同じ

第二補充兵は戰時若は事變に際し第一補充兵を召集し仍ほ兵員を要するとき之を召集す

第十八條 國民兵は戰時若は事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときに限り之を召集す

應召中事故に因り歸郷を命ぜられたる者は二日以内に其の在職地又は宿成地を出發し歸郷したるときは到着後二日以内に届出づべし但し本籍地外に十日以上滞在若は寄留せむと欲するとき又は歸郷旅行十日以上を要するとき本籍地町村に於て召集の命あるとき之を通報すべき者(成年者に限る)を定め歸郷を命ぜられたる日より二日以内に届出づべし
前項の届書は將官同相當官に在りては本籍地所管の師團長に、上長官士官及准士官に在りては本籍地所管の町村長及聯隊區司令官を経て其の師團長に下士兵卒及補充員に在りては本籍所管の町村長及郡長を経て其の聯隊區司令官届出づべし

◎召集免除

第二十四條 餘人を以て代ふ可らざる職務を奉する官吏及市町村長助役及收入役は豫備兵後備兵に在ると第一補充兵に在るとを問はず勤務演習簡閱點呼に召集することなし

◎罰金

第三十條 第二十五條の届出を爲さざる者及正當の事故なくして身躰の検査を受けざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第三十一條 兵役を免れんが爲め逃亡し又は潜匿し若くは身躰を毀傷し疾病を作為し其の他詐偽の所爲を用ひたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

明治四十一年勅令第百八十六號

陸海軍の現役兵に決定したる者正當の事由なく徴集の期に後れ十日を過ぎたるときは六月以下の禁錮に處し戦時に在りて五日を過ぎたるときは一年以下の禁錮に處す

前項の規定は志願に依り陸海軍の現役に服する者に之を準用す

◎徴集地

徴集は本籍所在の徴募區に於て之を爲す現役兵入營前に其所屬聯隊區域外に轉籍するも所屬の隊籍は變更せず

◎徴兵區

○徴兵區は師管及聯隊區又は警備隊區の區域に従ふ(聯隊區及警備隊區は更に之を徴募區に分つ)

○徴募區は一郡一市(北海道に在ては支廳の管轄區域又は區、沖繩縣の區に在りては區

を以て一區と爲す)一市にして二聯隊區に分屬するものは各別に一區とし東京、京都、大阪の三市に在ては更に徵募區を検査區に分ち區を以て検査區と爲す

◎徵集

徵集

通則 歩兵の兵員は聯隊毎に其師管の一聯隊區より其他の兵員は其師管各聯隊區より之を徵集す但要員配賦上の必要に依り他の聯隊區又は他の師管より之を徵集することを得
特別 徵兵區を有せざる團体の兵員は各師管又は數師管より之を徵集す警備隊の兵員は其の警備區より之を徵集す
集す 海軍兵員は各師管内沿海及島嶼を包括する聯隊區及沖繩警備隊區より之を徵集す

徵兵區を有せざる兵員の徵集別左の如し

近衛の歩兵隊及騎兵隊の兵員

前項以外の近衛兵員

騎兵第一旅團、野戰砲兵第一旅團の兵員
(近衛兵員を除く)

鐵道隊、電信隊の兵員

第七師團の兵員

各師管

第一師管

第十四師管

各師管

第一師管(伊豆七島及小笠原島を除く) 第二師管、第七師管、

第八師管、第十三師管、第十四師管

第三師管、第四師管、第五師管、第六師管、第九師管、第

十師管、第十一師管、第十二師管、第十五師管、第十六師

管、第十七師管、第十八師管

第十七師管、第五師管、第十二師管、第十八師管

臺灣歩兵隊の兵員

臺灣山砲兵隊の兵員

基隆及澎湖島重砲兵の兵員

◎徵兵署

毎年徵募事務執行の時は各徵募區及検査區に聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署を設く但

土地廣濶若は交通不便若は壯丁の多數なる徵募區に於ては二個以上の地に逐次開設することを得

◎配賦

東京市、京都市、大阪市に於ては抽籤執行の爲め別に徵募區に聯合徵兵署を設く
毎年徵集すべき現役兵及補充兵の員數は上裁を経て陸軍大臣之を各師管に配賦の師團長は其要員を各聯隊區又は警備隊區に聯隊區司令官又は警備隊區司令官は更に之を各徵募區に配賦するものとす
其配賦は壯丁の總數を基準として之を定む

◎検査

兵役の適否を定むる爲め聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に於て壯丁の身躰検査を行ふ此検査は徵兵官及徵兵參事員の面前に於て爲すべきものとす
市町村長(東京市、京都市、大阪市及北海道に於ては區長又市町村制の施行せられざる地に於ては戸長以下之に同じ)は之に立會徵兵官の諮詢に應ず
聯隊區司令官又は警備隊區司令官は検査の事を監督し兵種の選定に任す
池の徵募區に寄宿し其地に於て身躰検査を受けんことを冀望するものは寄留地の島司郡市長に願出で(此願書差出期限は本籍地及寄留地徵募區の検査開始前三十日迄に限る)且其旨を本籍の市町村長に届出つべきものとす更に寄留換を爲し其地に於て身躰検査を受けんとする者亦同じ但此場合に於ては前寄留地の島司郡市長にも届出を爲すべく若し爲さざる時は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せらるべきものとす
寄留地徵募區の身躰検査に於て合格したる者は該徵募區の壯丁と混同して抽籤を行疾ふ

疾病傷痍或は犯罪等のため身躰検査を受け難き者は書面を以て検査當日迄に島司郡市長に届出つべし其疾病傷痍の者は醫師の診断書を添ふべく島司郡長に差出す届書には町村長の奥書證書を受くべきものとす此届出を爲さざる時は五錢以上一圓九十五錢以下の料に處せらるべし

◎検査施行期

身躰検査は毎年四月中旬より九月下旬までの間に行ふを例とす

◎躰格

○徵兵等位

- 一 甲種 身長五尺以上にして身躰強健なる者
 - 二 乙種 身長五尺以上にして身躰甲種に亞く者其の躰格比較的良好なるものを第一乙種とし之に亞くものを第二乙種とす
 - 三 丙種 身長五尺以上にして身躰乙種に亞く者及身長五尺未滿四尺八寸以上にして丁種戊種に當らざる者
 - 四 丁種 前記疾病畸形の者及身長四尺八寸に滿たらざる者
 - 五 戊種 徵兵令第二十條第一第二に當る者
- 甲種乙種丙種を合格とし其甲種乙種は現役に徵すべきもの丙種は國民兵役に置くものとす
 丁種は不合格戊種は徵集延期とす
 ○不合格 左の疾病畸形の者は不合格とす

- 一、悪性腫瘍 二、骨軟化、佝僂病 三、象皮腫病、癩 四、動脈瘤 五、癩瘤 六、白痴 七、癩狂 八、盲 九、耳殼若は鼻の全缺するもの 十、聾 十一、啞 十二、唇、齒牙、口内の疾病にして官能に大なる妨あるもの 十三、食道狹窄 十四、脊梁、骨盤の畸形にして運動に大なる妨あるもの 十五、歇兒尼亞 十六、關節畸形 十七、習癖脱臼 十八、支肢の短縮變曲 十九、指節の強剛にして把握に大なる妨あるもの 二十、拇指若は示指若は二指以上を失したるもの 二十一、翻足 二十二、第一趾を失したるもの若は三趾以上を失したるもの
- 前項の疾病畸形中輕症にして服役し得べきものは合格とし爾餘の疾病畸形と雖も服役し得へからざるものは不合格とす

◎處分

壯丁の身躰検査終るときは聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官は徵集延期、徵集猶豫、徵集免除及兵役免除の處分を爲す

◎抽籤

身躰検査に合格したる壯丁は徵集順序を定め徵集區毎に躰格の等位及兵種を分ち聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に於て抽籤を行ふ但し東京市、京都市、大阪市に於ては聯隊區聯合徵兵署に於て之を行ふ抽籤は徵兵官及徵兵參事員市町長列席の上抽籤總代人之を爲すものとす但東京市、京都市、大阪市の徵兵參事員は各検査區より一名宛出席すべし抽籤總代人は其年の壯丁に就き聯隊區徵兵參事員又は警備隊區徵兵參事員之を選定す其人員は適宜とす

◎裁決

裁決は分つて假決及終決の二種とす

假決 假決は徵集延期及徵集猶豫の事を裁決す

終決 終決は現役兵徵募、補充兵編入、要員超過徵集免除及兵役免除の事を裁決す

徵集延期、徵集猶豫、徵集免除及兵役免除の裁決は聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官之を爲し其の他の裁決は聯隊區司令官又は警備隊區司令官之を爲す

○訴願

壯丁若は其家族に於て徵兵令第二十二條（徵集に應ずる時は家族自活すること能はざるに基く徵集延期の件）及明治二十八年勅令第二百二十六號第二條（北海道徵兵令施行地に轉籍移住し開墾其他一定の生業に従事する者徵集猶豫の件）に關する聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官の裁決に不服あるときは師團徵兵官に、師團徵兵官の裁決に不服あるときは總理徵兵官に訴願するときは得但訴願の爲に裁決の執行を停止せず
此訴願は裁決書を受けたる日より二十日以内に之を爲すべく其期日を過ぐるものは受理せず

徵兵官の裁決に對し訴願を爲さんとする者は其訴願書に同徵募區内其年徵集に應ずべき壯丁の戸主三名の保證書を添へ其裁決を爲したる徵兵官を経由して差出すべきものとす
徵兵官此訴願書を受領したるときは之に前裁決に關する書類を添へ上級徵兵官に差出すべし總理徵兵官又は師團徵兵官は下級徵兵官の處分を違法又は不當と認むる時は之を取消し更に處分を命すべし但師團徵兵官は總理徵兵官の認可を受くべし
徵兵官の裁決に對しては行政裁判所に出訴することを得ず

○轉籍寄留及旅行

現役兵入營前及補充兵轉籍したる時は十四日以内に島司郡市長を経て聯隊區司令官又は警備隊區司令官に届出つべし其轉籍、聯隊區外又は警備隊區外に係る時は舊住地聯隊區司令官又は警備隊區司令官より新住地の聯隊區司令官又は警備隊區司令官に通報すべし
此届出を爲さざる時は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す

現役兵及補充兵入營前寄留若は十四日以上の旅行為爲さんとするときは召集の命あるときは之を通報すべき者を定め市町村長に届出つべし其復歸したるとき亦同し此届出を爲さるゝ者及通報人正當の事由なくして召集の命を通報せず又は其通報を遅延したる時は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す

○入營期日

○一般現役兵 毎年十二月一日但疾病犯罪其他の事故に由り十二月一日に入營し難き者は同月三十一日迄に入營す

○警備隊 第一期 徵募年の十二月一日
第二期 翌年の六月一日

○輜重輸卒	通則	第一期	徵募年の十二月一日
	第二期	翌年の三月一日	
特別	第三期	同 六月一日	
	第四期	同 九月一日	
○砲兵	第一期	徵募年の三月一日	
	第二期	翌年の六月一日	
輸卒	第一期	同 九月一日	
	第二期	翌年の三月一日	
輸卒	第一期	同 六月一日	
	第二期	翌年の九月一日	
輸卒	第一期	同 九月一日	
	第二期	翌年の三月一日	

但し第七第八の兩師管に於ては左の二期に分つ

第一期 徴募年の翌年五月一日
第二期 同 八月一日

○入營手續
服時若し非變の際其他必要の場合に在ては前記入營期日を變更することを得

現役兵を入營せしむる時は聯隊區司令部員又は警備隊司令部員を入營地若し入營兵集合地に派遣し之を當該隊長又は入營兵受領員に文附せしむ入營兵の人員寡少なるとき及入營兵受領員出發後到着したるものは直に入營せしむ
沖細縣警備區より徴集の現役兵入營のときは地方吏員之を引率し第一項の取扱を爲すものとす

○入營集合地

入營兵集合地指定表

師管	聯隊區	海軍兵集合地	第七師管兵集合地	濠洲澎湖島軍隊兵集合地	縫工卒靴工卒集合地
第一	福島 若松	横須賀	仙臺		東京
第二	仙臺 山形	福島	青森		東京 福島
第三		四日市			大阪

第四	京 都 神 戸	神 戸	神 戸	神 戸	大 阪
第五	京 都 吳		門 司 廣 島		
第六	門 司 佐 世 保		長 崎		
第七	福 島 青 森				
第八	福 島 青 森				
第九	東 京 敦 賀		神 戸 大 阪		
第十	鳥 取 福 知 山 姫 路 神 戸	神 戸 舞 鶴	神 戸 廣 島		
第十一	京 都 神 戸		門 司 廣 島		
第十二	門 司 佐 世 保				
第十三	東 京 直 江 津	青 森			
第十四	東 京 横 須 賀	仙 臺			

第十五	東	京	四	日	市	神	戶	東	京
第十六	東	京	舞	鶴		神	戶	大	阪
第十七	京	都	梶			門	司	廣	島
第十八	門	司	佐	世	保	長	崎		

第一師管より鐵道隊電信隊に入隊する兵員は本表に依らす直に入營するものとす
 ◎入營延期

- 一 現役兵入營に際し父母の疾病危篤或は死亡の爲め入營の延期を願ふ者あるふとは聯隊區司令官又は警備隊區司令官に於て二十日以内の延期を許すべし其延期を願ふ者は願書に市町村長の奥書證印を受け其父母疾病危篤の者は醫師の診斷證書を呈出すべし
- 二 現役兵、入營前徴兵令第二十二條に當るべき事故（徴集に應ずるときは家族活路を失ふに至る事）の生ずるときは本人の願に因り聯隊區司令官又は警備隊區司令官に於て徴集を延期す
 其願書には同聯隊區内其年徴集に應すべき現役兵の戸主二名の保證書を添へ島司郡市長を経て聯隊區司令官又は警備隊區司令官に差出すべし市町村長の奥書證印を受くるを要するは前項に同じ
 島司郡市長は其事實を審察し狀況書を作り願書と共に聯隊區司令官又は警備隊區司令官に送付すべし
- 三 疾病犯罪等の爲め期限に際し入營し難き者は翌年之を徴集す此場合に於ては再び身牀検査（若し徴兵區外へ轉籍せる時は其地に於て）を行ひ更に其隊籍を定む
 本項に當る者は書面を以て入營當日迄に聯隊區司令官又は警備隊區司令官に届出つべし其疾病傷痕の者は醫師の診斷書を添ふべく其届書には市町村長の奥書證印を受くべきものとす
 届出を爲さざるものは五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せらる

◎編入順序

- 現役兵及補充兵の編入順序は左の如し
- 一 甲種合格者にして徴兵令第二十八條に當る者（二人以上なるときは年齢の順序同年齡の者は抽籤に依る第二號第三號第四號第六號第七號第八號第十號第十一號第十二號亦同じ）
 - 二 甲種合格者にして徴兵令第十三條第五項及第二十三條に當り抽籤の法に依らすして徴集する者
 - 三 甲種合格者にして徴兵令第二十七條に當り徴集する者
 - 四 第二十一條（徴兵事務條例施行細則即ち身牀検査に合格したる壯丁中讀書並算術を能くし且身元確實なる者にして抽籤の法に依らす現役に服せんことを志願し之を許可したる者）現役志願を許可したる者
 - 五 甲種合格者にして抽籤の者（番號の順序に従ふ第九號第十三號亦同じ）
 - 六 第一乙種合格者にして徴兵令第二十八條に當る者

- 七 第一乙種合格者にして徵兵令第十三條第五項及第二十三條に當り抽籤の法に依らずして徵集する者
- 八 第一乙種合格者にして徵兵令第二十七條に當り徵集する者
- 九 第一乙種合格者にして抽籤の者
- 十 第二乙種合格者にして徵兵令第二十八條に當る者
- 十一 第二乙種合格者にして徵兵令第十三條第五項及第二十三條に當り抽籤の法に依らずして徵集する者
- 十二 第二乙種合格者にして徵兵令第二十七條に當り徵集する者
- 十三 第二乙種合格者にして抽籤の者

◎補充

現役兵入營前若は入營後に於て死亡疾病犯罪其他の事故に依り又は第四十二條第一項但書の期日を過くるも入營し難き者あるに依り缺員を生したるときは徵募年の翌年一月三十一日迄に其の徵募區同兵種の補充兵を以て徵集順序に従ひ補充す但し警備隊兵及輜重輸卒に在りては入營すへき月の十日迄に次期入營すへき者を繰り上げ入營せしめ其の最終期に於ては最後に繰り上げたる缺員を其の期の缺員を補充す又看護卒に在りては入營すへき月の十日迄に補充するものとす

徵令兵第十二條に依り陸軍現役兵に採用したる者缺員を爲りたる場合の補充は之を採用したる聯隊區又は警備隊區内に於ける同兵種の補充兵を以て徵集順序に従ひ補充す

第一項の場合に於て其の徵募區より補充すること能はざるときは聯隊區又は警備隊區内他の徵募區より第一項又は第二項の場合に於て其の聯隊區又は警備隊區より補充すること

と能はざるときは師管内他の聯隊區又は警備隊區より其の師管より補充すること能はざるときは他の師管より之を補充することを得其の補充は總て徵集順序に依るものとす

前二項に依る補充員の配賦は各徵集區、又は警備隊區、各師管同兵種補充兵の總數を率とし比例を以て之を定む

臨時に多數の缺員を生したる場合に於ては第一項の期日に拘らず前諸項の例に依り各年次に於ける現役兵の缺員を補充することを得

◎旅費

旅費は検査入營の二種に分ち之を支給す

○検査旅費 検査旅費は檢丁及呼出に係る檢丁の父兄癡疾不具等の者に同伴したる保護人抽籤人等居地より検査所又は抽籤所に往返の旅費とす

検査旅費は左の規定に依る

- 一 片道三里以上の旅行より里數に應し陸路雜費一里に付金五錢を支給す但一里未満の端數は切捨とす
- 二 官の都合に依り特に滞在を命したるときは日數に應し滞在日當金四拾錢を給す
- 三 川留雪支等にて旅行途中に滞在するときは其地市區町村長及之に準すへき者の證明書を添へ請求するときは滞在日當金四拾錢を支給することを待
- 四 片道三里以上の旅行にして渡航にあらざれば至り難き場所若は地勢上渡航又は汽車乗用を便とすときは第一號の陸路雜費を給せず渡航賃汽車賃の下等實費を支給す
- 五 第四號の場合に於ては尙夜數に應し宿泊料金參拾錢を給す其の徒歩旅行と跨る日

は其の徒歩旅行に對しては第一號の陸路雜費を支給す

六 渡航賃及汽車賃の實費を給する場合に於ては下等賄の實費を給することを得

七 片道三里未滿の旅行と雖も渡航にあらざれば至り難き場所は渡航賃の下等實費を支給することを得

八 片道三里未滿の旅行と雖も官の都合に依り特に宿泊を命したるときは夜數に應し宿泊料を給す

檢丁若し呼出に依る檢丁の父兄癡疾不具等にして歩行し能はざるときは前第一號陸路雜費の外尙ほ片道一里以上より里數に應し金拾錢の車馬賃を給す但し一里未滿の端數は切捨とす

○入營旅費

入營旅費は新兵居住地より營所に至るの旅費とす

入營旅費は左の規定に依る

一 片道三里以上の旅行より里數に應じ陸路雜費一里に付金八錢を支給す但一里未滿の端數は切捨とす

二 前記検査旅費の第二號乃至第八號は入營旅費に適用し滞在日當は金四十五錢宿泊料は金四十錢とす

三 新兵入營の旅行は十日十二里詰とし若し集合上の都合等に依り其見積行程より延着せしめたるときは増日數に應し滞在日當の額を支給す

四 新兵入營旅行中疾病に罹り歩行し能はずして車馬等を要し又は滞在したるときは附添吏員の證明書及醫師の診斷書を添へ請求するときは車馬賃等の實費又は滞在日

費を支給することを得

◎農會令摘要 (三十八年十月勅令第二百二十五條)

四十三年九月勅令第三百五十二號にて一部改正

◎農會の性質及種類

第一條 農會には帝國農會、北海道農會、府縣農會、郡農會又は市町村農會の名稱を附すべし但し島司を置きたる島嶼に在りては島農會、北海道又は沖繩縣の區に在りては區農會町村組合に在りては町村組合農會と稱することを得

本令に依り設立したる農會にあらざれば前項に掲げたる名稱を附することを得す

第二條 農會は法人とす

◎農會の組織

第三條 市町村農會の區域は市町村の區域に依り郡農會の區域は郡の區域に依り北海道農會又は府縣農會の區域は北海道又は府縣の區域に依り帝國農會の區域は全國を以て其の區域とす

但し東京府農會に在りては小笠原及伊豆七島を除く
特別の事情あるときは市町村農會の區域は前項の區域に依らざることを得此の場合に於ては市農會にありては地方長官町村農會に在りては郡長の許可を経て其の區域を定むべし但し市の一部を加へて町村農會となさんとするときは地方長官の許可を受くべし
市と郡との區域に涉りて市町村農會の區域の設定ありたるときは第一項郡農會の區域

も亦自ら之に伴ひ變更ありたるものとす

北海道に於ては數郡を以て一郡農會の區域と爲すことを得此の場合に於ては北海道長官の許可を経て其の區域を定むべし

第四條 市町村農會は其の區域内に於て國及公共團體を除くの外耕地牧場又は原野を所有する者及農業を營む者を以て之を組織し郡農會は其の區域内の町村農會を以て之を組織し北海道農會又は府縣農會は其の區域内の郡農會を以て之を組織し帝國農會は北海道農會及府縣農會を以て組織す

第五條 市町村農會を設立するには左の條件を具備することを要す

一 設立者の數第四條の資格を有する者の三分の二以上なること
二 其の區域内に於て設者立の占有又は所有する耕地及牧場の面積が私用に供する耕地及牧場の總面積の三分の二以上なること

北海道、沖繩縣、小笠原島及伊豆七島に於ては前項第二號の條件を要せず

第六條 郡農會を設立するには之を組織する農會の數其の區域内の町村總數の三分の二以上たることを要す

府縣農會を設立するには之を組織する農會の數其の區域内の郡市總數の三分の二以上たることを要す

北海道に於ける郡農會及北海道農會を組織すべき農會の數は農商務大臣之を定む
帝國農會を設立するには之を組織する農會の數道府縣總數の三分の二以上たることを要す

第七條 農會設立したるときは第四條に依り當該農會を組織すべき者は總て其の農會に

加入したるものと看做す

◎農會設立の手續

第八條 帝國農會以外の農會設立者は會則を定め市町村農會に在りては五名以上の委員其他の農會に在りては之を組織する農會の會長より之を行政廳に差出し農會設立の許可を受くべし

(第八條の二乃至第八條の六の四ヶ條は専ら帝國農會の創立に關する規定なれば之を略す)

第九條 會則には左の事項を記載すべし

- 一 名稱及市町村農會以外の農會に在りては之を組織する農會の名稱
- 二 事業
- 三 事務所
- 四 役員の職務權限選任解任及任期に關する規定
- 五 會議に關する規定
- 六 會費の分賦收入に關する規定
- 七 財産に關する規定
- 八 庶務及會計に關する規定
- 九 會則の變更に關する規定
- 十 解散に關する規定
- 十一 第三條第一項の區域に依らざる農會に在りては其の區域會則の變更は行政廳の認可を受くるに非されは其の効力を生ぜず

◎總會

第十條 總會は市町村農會に在りては其の會員、其の他の農會に在りては其の農會を組織する農會の選舉したる議員及特別議員を以て之を組織す

農會は議員及議員事故あるとき之を代理すべき豫備議員各一名を選舉すべし

第十一條 郡農會の議員及豫備議員は町村農會の總會に於て役員たる會員中より、北海道農會及府縣農會の議員及豫備議員は郡市農會の總會に於て役員たる會員又は議員中より之を選舉す但し役員たる會員又は議員中より選舉すること能はざる場合に於ては市町村農會に在りては其の會員中郡農會に在りては其の議員中より之を選舉すべし帝國農會の議員及豫備議員は北海道農會及び府縣農會の總會に於て其の區域内に於ける市町村農會の會員及北海道農會府縣農會の名譽會員中より之を選舉すべし帝國農會の創立委員は第一回の議員として選舉されたるものと看做す議員及豫備議員の任期は事業年度に従ひ三箇年とす但し補缺の爲選舉されたる者の任期は前任者の殘任期とす議員又は豫備議員の改選期を同一ならしむる爲め必要の場合に於ては農會は會則を以て其の任期を伸縮することを得

◎役員

第十七條 農會には左の役員を置くべし

- 會長 一名
- 副會長 一名

前項の外役員として評議員及幹事を置くことを得

評議員及幹事の員數は會則に於て之を定むべし但し評議員は市町村農會に在りては七名、北海道農會、府縣農會及郡農會に在りては五名、帝國農會に在りては十五名、幹事は二名を超ゆることを得ず

第十八條 會長副會長及評議員は市町村農會に在りては其會員中其他の農會に在りては其の總會を組織する者の中より總會に於て之を選挙す但し會長及副會長は名譽會員中より之を選挙することを妨げず

幹事は市町村農會に在りては會員中、其他の農會にありては代表者中より會長之を選任す但し名譽會員中より之を選任することを妨げず

帝國農會の評議員は議員中より其の三分の二特別議員中より其の三分の一を選挙すべし

幹事は會長之を命す

◎經費

第二十條 農會の會費は市町村農會に在りては其の會員の負擔とし其の他の農會に在りては之を組織する農會の負擔とす

市町村農會は會則の定むる所に依り物件を以て經費の負擔を爲さしむることを得

市町村は必要と認むるときは監督官廳の許可を得て市町村農會に補助を爲すことを得

◎監督

第二十七條 農會の決議又は其の役員の行爲が法令若は會則に違背するとき又は公益を害するの虞ありと認むるときは帝國農會、北海道農會及府縣農會に在りては農商務大臣其の他の農會に在りては地方長官に於て左の處分を爲すことを得

- 一 決議の取消
- 二 役員の解職
- 三 事業の停止
- 四 解散

解職せられたる役員は二箇年間役員たることを得ず

◎解散及清算

第二十八條 農會に於て解散を議決したるときは其の事由を具し行政廳の許可を受くべし

第三十二條 農會は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては尙存續するものと見做す

第三十三條 農會解散したるときは會長及副會長其の清算人と爲る但し會則に別段の定めあるときは又は總會の決議を以て他人を選任したるときは此の限に在らず

前項の規定に依り清算人たる者なきときは行政廳清算人を選任す清算人闕けたるとき亦同し

第三十四條 清算人は清算及財産處分の方法を定めて行政廳の認可を受くべし

清算人は農會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第三十五條 行政廳に於て必要と認むるときは清算及財産處分の變更又は清算人の解職を命ずることを得

第三十六條 清算が終了したるときは清算人は農會に屬する帳簿其の他の書類を添へ其の旨を行政廳に届出づべし

●産業組合法並關係法規摘要

(條文は産業組合法なり)

産業組合法 三十三年四月法律第三十四號

三十九年四月法律第四十五號四十二年法律第二十七號を以て一部の改正加除を経たり

産業組合法施行規則(四十二年八月農商務省令第三十五號改正)

◎組合の性質種類

第一條 本法に於て産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲め左の目的を以て設立する社団法人を謂ふ

- 一 組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむること(信用組合)
- 二 組合員の生産したる物に加工し又は加工せしめて之を賣却すること(販賣組合)
- 三 産業又は生計に必要な物を購買し之に加工し又は加工せしめて組合員に賣却すること(購買組合)

四 組合員の生産したるものに加工し又は組合員をして産業に必要なものを使用せしむること(生産組合)

信用組合は組合加入の豫約を爲したるものの出資一口に達する迄の貯金を取扱ふを得

施行規則第一條 信託組合の区域内に住居する者に非ざれば加入の豫約を爲すことを得ず

前項の豫約者に對する貯金の拂戻は豫約の消滅したるときに限り之を爲すことを得

豫約者は其の貯金が現在組合員の出資一口に對する拂込金額の最小額に達したる後に非ざれば組合員に加入することを不得

豫約者が豫約後三箇年を経過し尙ほ組合員と爲るに至らざるときは組合は豫約の解除を爲すべし

◎組織

第二條 産業組合の組織は無責任有限責任及保證責任の三種とす

無限責任組合に在りては組合の財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が連帶無限責任を負擔し有限責任組合に在りては組合員の全員が其出資額を限度として責任を負擔し保證責任の組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負擔す

第三條 産業組合の住所は其の主たる事務所の所在地に在るものとす

第四條 産業組合の名稱中には其の組織の目的を示すべき文字を用ふべし

産業組合にあらずして其の名稱中に産業組合たることを示すべき文字を用ふることを得ず

第五條 産業組合には本法に別段の規定あるものを除くの外商法及商法施行法中商人に關する規定を準用す

第六條 産業組合には所得税及營業税を課せず

◎設立

第七條 産業組合は七人以上に非ざれば之を設立することを不得

第八條 組合の設立者は定款を作り之を主たる事務所所在地の地方長官に差出し設立の許可を請ふべし

第九條 定款には本法に規定あるものを除くの外左の事項を記載し設立者之に署名捺名すべし

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、組織
- 四、事務所
- 五、出資一口の金額及其の拂込の方法

六、第一回拂込の金額 七、剩餘金處分及損失分擔に關する規定 八、準備金の額及其の積立の方法 九、組合員たる資格に關する規定 十、組合員の加入及脱退に關する規定 十一、組合の目的たる事業の執行に關する規定 十二、存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

信用組合の區域は市町村の區域以内に於て之を定め定款中に記載すべし但し特別の事由あるときは地方長官の認可を得て此の區域に依らざることを得

第十條 産業組合は其の組合員の數を限定することを得す

第十一條 出資一口の金額は均一に之を定むべし

施行規則第三條 出資一口の金額は組合に在りては五十圓聯合會に在りては五百圓を越ゆることを得ず但特別の理由あるものは此の限に在らず

同第三條 第一回拂込の金額は出資一口の十分の一を下ることを得ず

第十二條 組合か其の設立の許可を受けたるときは遅滞なく各組合員をして第一回の拂込を爲さしむべし

第十三條 前條の拂込ありたるときは二週間に各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし

第十四條 登記すべき事項左の如し

一 第九條第一號乃至第九號及第十二號に掲げたる事項

二 設立許可の年月日

三 理事及監事の氏名住所

前項に掲げたる事項中に變更を生したるときは二週間に其の登記を爲すべし登記前

に在りては其の變更を以て第三者に對抗することを得す

第十五條 産業組合は其の設立の登記の申請と共に左の事項を記載したる組合原簿を其の主たる事務所所在地の裁判所に差出すべし

一 出資の總口數

二 拂込みたる出資の總額

三 保證責任組合に在りては各組合員の氏名、住所及保證金額

四 無限責任組合に在りては各組合員の氏名住所

第十四條第二項の規程は組合員名簿の記載に之を準用す但し前項第三號の事項に就いては定款を以て期日を定め事業年度内一回又は數回に取纏めて期日後二週間に記載を爲すことを得

前條第二項の規定は前項に依り差出したる帳簿に之を準用す但し前項第一號及第二號の事項に付ては定款を以て一事業年度内一回又は數回に期日を定めて其の期日後二週間に記載を爲すことを得

裁判所に差出したる組合原簿は之を登記簿の一部と看做し其の記載は之を登記と看做す

第十五條の二 行政區劃又は其の名稱に變更ありたるときは登記簿又は組合原簿に記載したる行政區劃又は其の名稱は當然之を變更したるものと看做す大字若は字又は其の名稱に變更ありたるるとき亦同し

前項大字若は字又は其の名稱の變更ありたるときは組合は遅滞なく之を登記所に通知すべし

前項の通知ありたるときは登記所は登記簿又は組合原簿の記載を變更すへし
第一項の規定は事務所所在地に關する定款の規定に之を準用す

第十六條 民法第四十五條第二項第三項第四十七條及第四十八條の規定は産業組合に之
を準備す但し同規程中一週間とあるを二週間とす

民法第四十五條 法人は其設立の日より二週内内に各事務所の所在地に於て登記を爲すことを要す

法人の設立は其主たる事務所所在地に於て登記を爲すに非ざれば之を以て他人に對抗することを得ず

法人設立の後新に事務所を設けたるときは一週間内に登記を爲すことを要す

同第四十七條 第四十五條第一項及び前條の規定に依り登記すべき事項にして官廳の許可を要するものは其許可
書の到達したる時より登記の期間を起算す

同第四十八條 法人が其事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては一週間内に移轉の登記を爲し新所在地に於
ては同期間に第四十六條第一項に定めたる登記を爲すことを要す

同一の登記所の管轄域内に於て事務所を移轉したるときは其移轉のみの登記を爲すことを要す

◎組合員の權利義務

第十七條 組合員は出資一口以上を有すべし

組合員の有すべき出資口數は十口を超ゆることを得ず

第十八條 組合員は組合に拂込むべき出資額に付相殺を以て組合に對抗することを得ず

第十九條 組合員は組合の承諾あるに非ざれば其の持分を讓渡することを得ず

組合員に非ざる者にして持分を讓受けんとするときは加入の例に依るべし

第二十條 組合員は持分を共有することを得ず

第二十一條 持分の讓受人は其の持分に付讓渡人の權利義務を承繼す

第二十二條 新に組合に加入したる組合員は其の加入前に生じたる組合の債務に付ても

亦責任を負擔す

第二十三條 組合員は總組合員五分の一以上の同意を得て總會の目的及其の招集の理由
を記載したる書面を提出して總會の招集を理事に請求することを得

第二十四條 組合員にして總會の招集手續又は其の決議の方法が法令又は定款に違背す
と認むるときは決議の日より一箇月内に其の決議の取消を地方長官に請求することを
得

◎管理及監督

第二十五條 産業組合には理事及監事を置くべし

理事及監事は總會に於て組合員中より之を選任す但し組合設立の當時の理事及監事は
定款を以て定むることを得

第二十六條 理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但し定款に別段の定ある
ときは此の限に在らず

第二十七條 理事又は監事は何時にても總會の決議を以て之を解任することを得

第二十八條 理事及監事の選任及解任は總組合員の半數以上出席し其の議決權は四分の

三以上を以て決す但し定款に別段の定あるときは此の限に在らず

第二十九條 理事は定款及總會の決議録を各事務所に備へ置き且組合員名簿を主たる事
務所に備へ置くべし

組合員及組合の債權者は前項に掲げたる書類の閲覽を求むることを得

第二十九條之二 組合員名簿には左の事項を記載すべし

一 各組合員の氏名住所

- 二 各組合員の出資口数
 - 三 各組合員の拂込みたる金額及其拂込の年月日
 - 四 出資各口の取得の年月日
 - 五 保証責任組合に在りては各組合員の保証金額
- 第三十條 理事は通常總會の會日より一週間前に財産目録貸借對照表、事業報告書及剰餘金處分案を監事に提出し且之を主たる事務所に備ふべし組合員及組合の債權者は前項に掲げたる書類の閲覧を求むることを得
- 第三十一條 理事は前條第一項に掲げたる書類及監事の意見書を通常總會に提出して其の承認を求むべし
- 第三十二條 民法第四十四條第一項第五十二條第二項第五十三條乃至第六十條及第六十一條第一項の規定は産業組合の理事に之を準用す
- 民法第四十四條第一項 法人は理事其他の代理人が其職務を行ふに付他人に加へたる損害を賠償する責に任す
- 同第五十二條第二項 理事數人ある場合に於て定款又は寄附行為に別段の定なきときは法人の事務は理事の過半数を以て之を決す
- 同第五十三條 理事は總て法人の事務に付法人を代表す但定款の規定又は寄附行為の趣旨に違反することを得ず又社団法人に在りては總會の決議に従ふことを要す
- 同第五十四條 理事の代理權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず
- 同第五十五條 理事は定款寄附行為又は總會の決議によりて禁止せられざることに限り特定行為の代理を他人に委任することを得
- 同第五十六條 理事の缺けたる場合に於て遲滞の爲め損害を生ずる虞あるときは裁判所は利害關係人又は檢事の請求に因り假理事を選任す

- 同第五十七條 法人と理事と利益相反する事項に付ては理事は代理權を布せず此場合に於ては前條の規定に依りて特別代理人を選任することを要す
- 同第五十八條 法人には定款寄附行為又は總會の決議を以て一人又は數人の監事を置くことを得
- 同第五十九條 監事の職務左の如し
- 一 法人の財産の状況を監査すること
 - 二 理事の業務執行の状況を監査すること
 - 三 財産の状況又は業務の執行に付不整の態あることを發見したるときは之を總會又は主務官廳に報告すること
 - 四 前號の報告を爲す爲め必要あるときは總會を招集すること
- 同第六十條 社団法人の理事は少くとも毎年一回社員の通常總會を開くことを要す
- 同第六十一條第一項 社団法人の理事は必要ありき認むるときは何時にても臨時總會を招集することを得
- 第三十三條 監事は理事其他の他組合の事務員と相兼ねることを得ず
- 第三十四條 民法第五十九條の規定は産業組合の監事に之を準用す
- 第三十五條 組合が理事と契約を爲す場合に於ては監事組合を代表す組合と理事との訴訟に付ても亦同じ
- 第三十六條 總會の決議は本法又は定款に別段の規定ある場合を除くの外出席したる組合員の議決權の過半数を以て之を爲す
- 第三十七條 組合員は代理人を以て議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を出席と看做す但し組合員に非されば代理人たることを得ず
- 代理人は代理權を證する書面を組合に差出すべし
- 第三十八條 民法第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項及第六十六條の規定は産業組合に之を準用す

民法第六十二條 總會の招集は少くとも五日前に其會議の目的たる事項を示し定款に定めたる規定に従ひて之を爲すことを要す

同第六十四條 總會に於ては第六十二條の規定に依りて豫め通知を爲したる事項に付てのみ決議を爲すことを得但定款に別段の定めるときは此限に在らず

同第六十五條第一項 各社員の表決権は平等なるものとす

同第六十五條 社團法人と其社員との關係に付き議決を爲す場合に於ては其社員は表決権を有せず

第三十八條の二 組合は命令の定めるところに依り定款を以て總會に代はるべき總會を設けることを得

總會に關する規定は前項の總代會に之を準用す但し總代會に於ては解散及合併の決議を爲すことを得ず

第三十九條 定款の變更は總會の決議に依るべし

第二十八條の規定は前項の決議に之を準用す

定款の變更は地方長官の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第四十條 組合が出資一口の金額の減少の決議をなしたるときは其の決議の日より二週間に財産目録及貸借對照表を作るべし

組合は前項の期間内に其の債權者に對し異議あらば一定の期限内に之を述べべき旨を催告すべし但し其の期限は二箇月を下ることを得ず

第四十一條 債權者が前條第二項の期限内に出資の減少に對して異議を述べざるるときは之を承認したるものと看做す

第四十二條 前二條の規定は保證責任組合か組合員の保證金額を減少する場合に之を準用す

第四十三條 組合員か其の出資の拂込を終る迄は之に配當すべき剰餘金は其の拂込に充つべし

第四十四條 組合は損失を填補したる後に非ざれば剰餘金の處分を爲すことを得ず

剰餘金配當に關する制限は命令を以て之を定む

施行規則第十四條 剰餘金の配當は持分の全部若しくは一部又は取扱ひたる物の數量價格若しくは事業の分益に對するの外之を爲すことを得ず

持分の全部若しくは一部に對する剰餘金配當の率は年六歩を越ゆることを得ず

第四十五條 組合は第五十三條の場合を除くの外持分の拂戻を爲すことを得ず

第四十六條 組合は定款を以て定めたる準備金の額に達する迄毎事業年度の剰餘金の四分の一以上を積立つべし

施行規則第四條 準備金の額は出資總額を下ることを得ず

第四十七條 組合の事業年度は一箇年とす

第四十八條 組合は組合員の持分を取得し又は質權の目的として之を受くることを得ず

第四十九條 産業組合は主務大臣地方長官及郡長之を監督す

第六十條 監督官廳は何時にても理事をして組合の事業に關する報告を爲さしめ又は組合の事業及財産の狀況を検査し其の他必要な命令を發し及處分を行ふ

第六十一條 組合の事業又は組合財産の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき又は組合の行爲が定款若しくは法令に違背し其の他公益を害するの虞あるときは主務大臣又は地方長官は總會の決議を取消し理事監事若しくは清算人の改選を命じ組合の事務を停止し又は組合の解散を命ずることを得

○加入及脱退

第四十九條

無限責任組合に加入せんとする者は總組合員の同意を得ることを要す

施行規則第五條 組合若し聯合會が新に加入する者より加入金又は新に出資口數を増加する者より増口金を徵集するときは其金額は之を準備金に組入るべし

脱退したる組合員又は組合若し聯合會に對し其持分の一部を拂戻すべきことを定めたるときは其殘額に付き亦同し

第五十條

定款を以て組合の存立時期を定めたるを否とを問はず組合員は事業年度の終りに於て脱退することを得但し六箇月前に其の豫告を爲すべし

前項の豫告期間は定款を以て延長することを得但し二箇年を超ゆることを得ず

第五十一條

組合員は左の事由に因りて脱退す

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第五十二條

除名の事由は定款を以て之を定む

除名は總會の決議に依る但し除名したる組合員に其の旨を通知するに非ざれば之を以て其の組合員に對抗することを得ず

第二十八條の規定は前項の決議に之を準用す

第五十三條

脱退したる組合員は定款の定むる所に依り其の持分の全部又は一部の拂戻を請求することを得

第五十四條

脱退したる組合員の持分は其の脱退したる事業年度の終りに於ける組合財産に依りて之を定む但し定款の定むる所に依り脱退當時の財産に依りて之を定むることを得

第五十五條

持分の拂戻は事業年度の終より三箇月内に之を爲すべし但し前條但書の場合に於ては脱退の時より三箇月内に之を爲すべし

持分拂戻の請求権は前項の期間經過の後二箇年間之を行はざるに因りて消滅す

第五十六條

持分の計算を爲すに當り組合財産を以て組合の債務を完済するに足らざるときは脱退したる組合員は其の負擔に歸すべき損失額を拂込むべし

第五十七條

脱退したる組合員が組合に對する債務を完済するまでは組合は其の持分の拂戻を停止することを得

第五十八條

無限責任組合及保證責任組合に在りては脱退したる組合員は脱退前の組合債權者に對し其の脱退を組合原簿に記載したる後二箇年間責任を負擔す

前項の規定は特別の契約を以て其の期間を延長することを妨げず

前二項の規定は持分を譲渡したる組合員に之を準用す

◎解散

第六十二條

組合は左の事由に因りて解散す

一 定款に定めたる事由の發生

二 總會の決議

三 組合の合併

四 組合員が七人未満に減したるとき

五 組合の破産

第二十八條の規定は解散及合併の決議に之を準用す無限責任組合の合併に付ては總組
合員の同意あることを要す

第六十三條 組合が解散したるときは合併及破産の場合を除くの外二週間内に各事務所
の所在地に於て其の登記を爲すべし

第六十四條 第四十條第四十一條の規定は合併の場合に之を準用す

第六十五條 合併は地方長官の認可を受くるに非されは其の効力を生ぜず

第六十六條 組合が合併を爲したるときは二週間内に各事務所の所在地に於て合併後存
続する組合に付ては變更の登記を爲し合併に因りて消滅したる場合に付ては解散の登
記を爲し合併に因りて設立したる組合に付ては設立の登記を爲すべし

第六十七條 合併後存続する組合又は合併に因りて設立したる組合は合併に因りて消滅
したる組合の権利義務を承継す

第六十八條 組合は總組合員の同意を以て其の組織を變更することを得
組合が組織變更に因り組合員の責任を減少するときは第四十條及第四十一條に定めら
る手續を爲すべし

第六十九條 民法第七十條の規定は産業組合の解散に之を準用す

民法第七十條 法人が其債務を完済すること能はざるに至りたるときは裁判所は理事若は債権者の請求に因り又
は職權を以て破産の宣告を爲す
前項の場合に於て理事は直ちに破産宣告の請求を爲すことを要す

○清算

第七十條 清算人は其の職務の範圍内に於て理事と同一の権利義務を有す

第七十一條 清算人は就職後遅滞なく組合財産の現況を調査し財産目録及貸借對照表を
作り之を總會に提出し其の承認を求むべし

第七十二條 清算人は組合の債務を辨濟し又は辨濟に必要な金額を供託するに非され
ば組合財産を分配することを得ず

第七十三條 清算事務が終りたるるときは清算人は遅滞なく決算報告書を作り之を總會に
提出して其の承認を求むべし

第七十四條 清算人の解任ありたるときは二週間内に各事務所の所在地に於て其の登記
を爲し且之を地方長官に届出つべし

第七十五條 民法第八十三條の規定は産業組合の清算に之を準用す但し同規定中一週間
とあるは二週間とす

民法第八十三條 清算が終了したるときは清算人は之を主務官廳に届出つることを要す

◎産業組合聯合會及産業組合中央會

明治四十二年四月法律第二十七號の改正にて九章として本項を加へ第七十六條より第九十二條に至る故に改正前
の九章は十章となり七十六條は九十三條となりて順序繰下げらる

第七十六條 産業組合は左の目的を以て産業組合聯合會を設立することを得
一 所屬組合に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむること(信用組合聯合
會)

二 所屬組合の賣却する物に加工し又は加工せしめて之を賣却すること(販賣組合聯
合會)

- 三 所屬組合の購買する物を購買して之に加工し又は加工せずして所屬組合に賣却すること(購買組合聯合會)
 - 四 所屬組合か其の組合員に使用せしむる物を所屬組合に貸付すること(生産組合)
- 前項第一號の聯合會に在りては信用組合外の組合又は第二號乃至第四號の産業組合聯合會を加入せしむることを得
- 第七十七條 産業組合聯合會は社團法人とす
- 産業組合聯合會の組織は有限責任及保證責任の二種とす
- 保證責任産業組合聯合會の所屬組合及所屬聯合會の保證責任は其の出資額の範圍内に於て之を定むべし
- 第八十二條 産業組合中央會は産業組合及産業組合聯合會の普及發達及聯絡を圖る目的を以て設立することを得
- 産業組合中央會は勅令の定むる所に依り産業組合の事業の一部を行ふことを得
- 第八十四條 産業組合中央會は全國を通して一箇とし其の設置は主務大臣の許可を受くべし
- 産業組合中央會の設立に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

●漁業法並關係法規

漁業法 (明治四十三年四月法律第五十八號)
 漁業組合令 (明治四十三年十一月勅令第四百二十九號)
 漁業登録令 (明治四十三年十一月勅令第四百三十號)
 漁業法施行規則 (明治四十三年十一月農商務省令第二十五號)
 漁業登録令施行規則 (明治四十四年一月農商務省令第一號)
 漁業組合經費豫算書及決算書方式 (明治四十四年二月農商務省告示第八十八號)
 漁業法施行規則 (第十二條第十三條及第十五條に該當する漁業の名稱(四十四年三月告示第四百十八號))

◎漁業及漁業者

- 第一條 本法に於て漁業と稱するは營利の目的を以て水産動植物の捕採又は養殖を業とするを謂ふ
 - 第二條 本法に於て漁業者と稱するは漁業を爲す者及漁業權又は入漁權を有する者を謂ふ
 - 第三條 公共の用に供せざる水面には別段の規定ある場合の外本法の規定を適用せず
 - 第三條 公共の用に供する水面と連接し一體を成す公共の用に供せざる水面には本法を適用す
- 前項の水面の占有者又は其の敷地の所有者は行政廳の許可を得て漁業に關し之の利用を制限し又は廢止することを得

◎漁業權

- 第四條 漁具を定置し又は水面を區劃して漁業を爲すの權利を得んとする者は行政官廳の免許を受くべし其の免許すべき漁業の種類は主務大臣之を指定す
- 第五條 水面を専用して洋業を爲すの權利を得むとする者は行政官廳の免許を受くべし

前項の免許は漁業組合が其の地先水面の専用を出願したる場合の外之を與へず
第六條 前二條の外主務大臣に於て免許を受けしむる必要ありと認むる漁業の種類は命
令を以て之を定む

施行規則

第十條 本則に於て免許漁業と稱するは定置漁業、區別漁業、専用漁業及特別漁業を謂ふ
第十一條 本則に於て定置漁業と稱するは漁具を定置して爲す漁業を謂ひ區別漁業と稱するは水面を圍

て爲す漁業を謂ひ専用漁業と稱するは他の免許漁業に該當せずして水面を専用して爲す漁業を謂ひ特別漁
業と稱するは第十四條各號に掲ぐる漁業を謂ふ
第十二條 定置漁業の種類左の如し

- 一 落網類漁業 敷網及垣網又は敷網を土俵若は礎等を以て一定の水面に敷設するもの
- 二 樹網類漁業 落網上綱及垣網を土俵若は礎等を以て一定の水面に敷設するもの
- 三 曲網類漁業 側綱及垣網を礎土俵若は支柱等を以て一定の水面に敷設するもの
- 四 垣網類漁業 曲網及垣網又は刺網を一定の水面に敷設するもの
- 五 出網類漁業 垣網を土俵若は礎等を以て一定の水面に敷設するもの
- 六 張網類漁業 覆網又は立網を支柱若は礎等を以て一定の水面に建設若は敷設するもの
- 七 帆敷類漁業 一定の水面に支柱を築て若は網を建設し又は竹、木、石堤等を建設して陷非の裝置若は魚堰を設くるもの

第十三條 區別漁業の種類左の如し

- 一 第一種 一定の区域内に於て瓦、竹、石以木等を沈設し又は築を建設して爲す養殖業
 - 二 第二種 土、石、竹、木等の圍障に依り限界せられたる一定の区域内に於て爲す養殖業
 - 三 第三種 前二號の外一定の区域内に於て爲す養殖業
- 第十四條 左に掲ぐる漁業は行政官廳の免許を受くべし
- 一 第一種 一定の網場又は捕獲場を有する鯨漁業
 - 二 第二種 一定の追込場を有する海豚漁業

- 三 第三種 一定の曳網場を有する地曳網、地漕網漁業
- 四 第四種 一定の曳寄場を有する船曳網漁業
- 五 第五種 一定の網場を有する獲待網漁業
- 六 第六種 一定の網場を有する敷網漁業
- 七 第七種 一定の水面に於て飼付を爲す漁業
- 八 第八種 一定の水面に漁場を設くる鯨漁業
- 九 第九種 一定の水面に築磯を設くる漁業
- 第十五條 前三號に該當する免許漁業の名稱は農商務大臣別に之を告示す
- 第十六條 左の區域を以て免許漁業の區域とす
 - 一 一定置漁業に在りては漁具を建設し又は敷設する區域
 - 二 區別漁業に在りては養殖を爲す區域
 - 三 専用漁業に在りては専用する區域
 - 四 特前漁業に在りては網場又は捕獲場の區域、第二種に在りては追込場の區域、第三種及第四種に在りては網の使用區域、第五種及第六種に在りては網場の區域、第七種に在りては飼付を爲す區域、第八種に在りては漁場の區域、第九種に在りては築磯の區域

第十八條 漁業の免許は市、町、村、町村組合及市町村内の獨立したる區に之を與へず但し漁業期間を更新する場合は此の限に在らず

前項の規定は北海道、沖縄縣並沖縄縣及鳴嶼町村制を施行したる島嶼の區域は町村内の一部に之を適用す
第二十二條 漁業の免許を受けんとするときは専用漁業に在りては漁場毎に其の他の漁業に在りては漁業の種類及漁場毎に願書三通を作り之を出願すべし
願書には左の事項を記載すべし

- 一 専用漁業に在りては漁具の種類又は漁業の方法、其の他の免許漁業に在りては漁業の種類名稱
- 二 漁獲物の種類
- 三 漁業時期
- 四 漁業権存続期間

第二十三條 前條の順序には漁場の位置及區域を記載したる漁場圖二通を添附すべし
前項の記載事項の外定置漁業の漁場圖には漁具の建設又は敷設の形狀を區別漁場の漁場圖には漁場の面積を記載すべし

第七條 漁業權は物權と看做し土地に關する規定を準用す

民法第二編第九章の規定は漁業權に之を適用せず

第八條 漁業權を抵當と爲したる場合に於て其の漁場に定著したる工作物は民法第三百

七十條の準用に關しては漁業權に附加して之を一體を成したる物と看做す

第九條 裁判所の土地の管轄が不動産所在地に依りて定まる場合に於ては漁場に最近き

沿岸の屬する市町村又は之に相當する行政區劃を以て不動産所在地と看做す

第十條 漁業權は行政官廳の許可を受くるに非されは之を分割し其の他變更することを

得ず
地先水面専用の漁業權は行政官廳の認可を受くるに非されは之を處分するを得ず

第十一條 漁業權者の有する水面使用に關する權利義務は漁業權處分に從ふ

第十二條 入漁權者は設定行爲又は舊法施行前の慣行に従ひ他人の専用漁業權に關する

漁場内に入會ひ其の専用漁業權の全部又は一部の漁業を爲すの權利を有す

第十三條 入漁權は物權と看做す

入漁權は相續及讓渡の目的たる外權利の目的たることを得ず

第十四條 入漁權は漁業權者の承諾あるに非されは之を讓渡することを得ず但し別段の

慣行ある場合は此の限に在らず
第十五條 漁業權又は入許權の各共有者は他の共有者の同意あるに非されは其の持分を

處分することを得ず

第十六條 漁業權の存續期間は二十年以内に於て行政廳の定むる所に依る但し第二十四

條第一項の規定に依り又は第三十四條の規定に基く命令に依り漁業を停止せられたる

期間は之を算入せず
前項の期間は漁業權者の申請に依り之を更新することを得

◎漁業權の制限及取消

第二十一條 行政官廳に於て必要ありと認むるときは漁業の免許を與ふるに當り之に制

限又は條件を附することを得

第二十二條 漁業免許を受けたる日より一年間其の漁業に従事する者なきとき又は引續

き二年間休業したるときは行政官廳は其の免許を取消すことを得

第二十三條 行政官廳の認可を得て漁業を爲さざる期間及第二十四條第一項の規定に依

り又は第三十四條の規定に基く命令に依り漁業を停止せられたる期間は前條の期間に

之を算入せず

第二十四條 水産動植物の蕃殖保護、船舶の航行碇泊繫留、水底電線の敷設若は國防其

の他の軍事上必要あるとき又は公益上害あるときは主務大臣は免許したる漁業を制限

し停止し又は免許を取消すことを得
漁業權者にして本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは漁業を制限し又

土地を使用し又は立木竹若は土石の除去を制限することを得

- 一 漁場の標識の建設
- 二 魚見若は漁業に關する信號又は之に必要な建設
- 三 漁業に必要な目標の保存又は建設

施行規則

第三十八條 漁業法第二十九條の許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる願書に圖面を添へ行政官廳に出願すべし

- 一 土地の使用に付ては其の所在、地番、種目及面積、所有者及占有者の氏名又は名稱及住所、使用の目的、時期及期間
- 二 立木竹若は土石の除去の制限に付ては其の種類存在の場所、所有者及所有者の氏名又は名稱及住所、使用の目的及期間

第三十條 漁業者は必要あるときは行政官廳の許可を得て特別の用途なき他人の土地に立入り漁業を爲すことを得

施行規則

第四十一條 漁業法第三十條の許可を受けんとするときは土地の所在、地番、種目、面積及現況、所有者の氏名又は名稱及住所、使用の時期及期間を記載したる願書に圖面を添へ行政官廳に之を出願すべし

第三十一條 漁業に關する測量、實地調査又は前二條の目的の爲必要あるときは行政官廳の許可を得て他人の土地に立入り支障小竹を伐採し又は障礙物を除去することを得

第三十二條 前三條の行爲を爲す者は豫め其の旨を土地所有者又は占有者に通知し爲に生じたる損害は之を賠償すべし

◎水産動植物の蕃殖保護

第三十四條 地方長官は水産動植物の蕃殖保護又は漁業取締の爲主務大臣の許可を得て

左の命令を發することを得

- 一 水産動植物の採捕に關する制限又は禁止
 - 二 水産動植物若は其の製品の販賣又は所持に關する制限若は禁止
 - 三 漁具又は漁船に關する制限若は禁止
 - 四 漁業者の數又は資格に關する制限
 - 五 水産動植物に有害なる物の遺棄に關する制限又は禁止
 - 六 水産動植物の蕃殖保護に必要な物の採取又は除去に關する制限若は禁止
- 主務大臣に於て前項の制限又は禁止を爲すの必要ありと認むるときは命令を以て之を定むることを得
- 前二項の命令には犯人の所有し又は所持する漁獲物製品及漁具の沒收並犯人の所有したる前記物件の全部又は一部を沒收すること能はざる場合に於て其の價額の追徴に關する規程を設くることを得

施行規則

第四十五條 漁業法第三十四條に依る命令は官廳又は公署、於て調査又は試験を爲す場合に之を適用せず養殖、學術研究其の他特別の理由に依り行政官廳の許可を受けたる場合亦同し

第三十五條 汽船「トロール」漁業又は氣船捕鯨業は主務大臣の許可を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

前項の漁業に關する制限又は禁止は主務大臣之を定む

第三十六條 爆發物を使用して水産動植物を採捕することを得ず但し海獸捕獲の爲に在る場合は此限に在らず

施行規則

第四十六條 水産動植物を産物又は死産物としむべき有産物を使用して水産動植物を採捕することを得ず
第四十七條 漁業法第三十六條又は前條の規定を犯し採捕したる水産動植物は之を所持又は販賣することを

第三十七條 主務大臣は遡河魚類の道路を害するの虞ありと認むるときは水面の一定區域内に於ける工作物の設置に付制限又は禁止に關する命令を發することを得

工作物にして遡河魚類の道路を害するものと認むるときは主務大臣は其の所有者又は占有者に除害工事を命ずることを得

施行規則

第四十八條 遡河魚類の道路を遮断して漁業を爲すときは地方長官の定むる所に依り魚道を開通すべし
第五十條 左に掲ぐる漁業は地方長官の許可を受くるに非ざれば之を爲すことを得ず

一 藻手繰網漁業

二 藻漕網漁業

三 藻打網漁業

四 藻曳網漁業

五 潜水器漁業

六 空釣網漁業

前項の漁業の地方名稱は地方長官之を公示すべし
地方長官第一項の漁業を許可したるときは鑑札を下付すべし

第五十一條 前條の漁業者漁業を爲すときは鑑札を携帯すべし

◎漁業組合水産組合

第四十二條 一定の區域内に住所を有する漁業者は行政官廳の許可を得て漁業組合を設けることを得

漁業組合の地區は市町村の區域又は市町村内の漁業者の部落の區域に依り之を定むべし

し但し特別の事情ある場合は此の限に在らず

市制町村制を施行せざる地方に在りては市町村に準すべきものを以て市町村と看做す
北海道に於ては郡を以て漁業組合の地區と爲すことを得

第四十三條 漁業組合は法人とす

漁業組合は漁業権若しは入漁権を取得し又は漁業権の貸付を受け組合員の漁業に關する共同の施設を爲すを以て目的とす

漁業組合は自ら漁業を営むことを得ず

組合員は漁業組合の取得し若しは貸付を受けたる専用漁業権又は入漁権の範圍内に於て各自漁業を爲すの権利を有す但し組合規約を以て別段の規定を設けることを得

第四十四條 漁業組合は相互に共同して其の目的を達する爲行政官廳の許可を得て漁業組合聯合會を設けることを得

漁業組合聯合會は法人とす

第五十一條 漁業者又は水産動植物の製造若しは販賣を業とする者は水産業の改良發達及水産動植物の蕃殖保護其の他水産業に關し共同の利益を圖る爲水産組合を設けることを得

第五十二條 水産組合成立したるときは其の地區内に於て定款の定むる所に依り組合員たる資格を有する者は總て其の聯合に加入したるものと看做す但し主務大臣に於て加入の義務なしを認めたる者は此の限に在らず

第五十三條 水産組合は相互に共同して其の目的を達する爲水産組合聯合會を設けることを得

第五十四條 水産組合及水産組合聯合會は法人とし重要物産同業組合法を準用す

◎權利の保護

第五十五條 漁業の免許若は許可の出願又は期間更新の申請に對する許否に不服ある者及第三條第二項、第二十二條、第二十四條、第二十五條若は第三十七條第二項の規定に依る處分に不服ある者は訴願を提起し違法に權利を傷害せられたりとするときは行政訴訟を提起することを得

第五十六條 漁場の區域漁業權若は入漁權の範圍又は漁業の方法に付漁業者の間に争むるときは關係者より行政官廳に之に關する裁決を申請することを得

前項の裁決に不服ある者は訴願を提起し違法に權利を傷害せられたりとするときは行政訴訟を提起することを得

施行規則

第五十五條 漁業法第五十六條第一項の裁決を申請せんとするときは漁業權に關しては漁業の免許を與へたる行政官廳に、入漁權に關しては農商務大臣に之を爲すべし但し關係者に免許を與へたる行政官廳異なるときは又は漁業權者、入漁權者の争に關するときは農商務大臣に之を爲すべし

第五十六條 裁決の申請書には左の事項を記載すべし

- 一 申請者及相手方の氏名若は名稱住所
- 二 申請の目的及理由
- 三 立證

申請書には證據書類を添附すべし

第五十七條 申請書には相手方の數に應じ前條書類の副本を添附すべし

◎制裁

第五十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一 免許に依らず若は漁業の停止中第四條又は第六條の漁業を爲したる者

二 免許漁業の制限又は免許の條件若は制限に違反して漁業を爲したる者

三 専用漁業の停止中其の漁場に於て停止したる漁業を爲したる者

前項の場合に於ては犯人の所有し又は所持する漁獲物及漁具は之を沒收す但し犯人の所有したる前記物件の全部又は一部を沒收すること能はるときは其の價額を追徴す

第五十九條 汽船「トロール」漁業に關し第三十五條第一項の規定同條第二項の制限若は禁止に違反したる者は五千圓以下の罰金、汽船捕鯨業に關し同條第一項の規定、同條第二項の制限若は禁止又は第三十六條の規定に違反したる者は二千圓以下の罰金に處し犯人の所有し又は所持する漁獲物及漁具は之を沒收す但し犯人の所有したる前記物件の全部又は一部を沒收すること能はるときは其の價額を追徴す

第六十條 漁業權又は漁業組合員の漁業を爲すの權利を侵害したる者は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪は告訴を待て之を論ず

第六十一條 漁場の標識を移轉し、汚損し又は毀壞したる者は五十圓以下の罰金又は料に處す

第六十二條 第四十一條の規定に依る職務の執行を拒み若は妨けたる者及臨檢搜索の際當該吏員の訊問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金又は料に處す

第六十三條 營業者未成年者又は禁治産者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第六十四條 營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の營業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出てざるの故を以て其の處罰を免かるゝことを得ず

第六十五條 明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基きて發する命令に依る犯罪に之を準用す

施行規則

- 第六十條 左の各號の一に該當する者は三月以下の禁錮又は百圓以下の罰金に處す
- 一 第四十六條の規定を犯したる者
 - 二 禁止區内に於て其の禁止したる水産動植物を採捕したる者
- 前項の場合に於ては犯人の所有し又は所持する漁獲物及漁具は之を沒收す但し犯人の所有したる前記物件の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す
- 第六十一條 左の各號の一に該當する者は五十圓以下の罰金又は料科に處す
- 一 第四十八條又は第五十條第一項の規定を犯したる者
 - 二 禁止區又は第九條の標識を移轉し汚損し又は毀壞したる者
- 第六十二條 第五十一條の規定を犯したる者は料科に處す

◎地方學事通則摘要

地方學事通則(二十三年十月法律第八十九條)
三十五年法律第七號を以て一部の改正加除を経たり

◎組合及區

- 第一條 町村は教育事務の爲勅令の規程に依り町村學校組合を設く
- 町村學校組合には町村制第十七條を適用す
- 第二條 市町村及町村學校組合は勅令の規定に依り教育事務の爲之を數區に分畫す
- 前項の場合に於て其區に區會若は區總會の設なきときは市制第十三條町村制第一百十條の規程を適用す
- 一區若は數區をして専ら使用せしむる學校に關しては其區内に居住し若は滞在し又は土地家屋を所有し營業(店舖を定めざる行商を除く)をなす者に於て設立維持を負擔すべし但其區の所有財産あるときは其收入を以て先づ其費用に充つべし
- 市制第六十條町村制第六十四條の區長並其代理者は命令の定むる所に從ひ其區に屬する國の教育事務を補助執行す
- 第三條 教育事務に關しては市町村内の區及町村學校組合若は其區に對し市若は町村に關する法律の規程を適用することを得
- 第四條 町村及町村學校組合若は其區は郡長の指定に從ひ他町村又は町村學校組合若は其區の兒童教育事務の委託に應ずべし
- 第五條 町村學校組合を解く場合町村學校組合内の某町村をして其小學校數校中の一校

若は若干校の設立維持を一町村限り負擔せしむる場合又は町村學校組合内の某町村をして兒童教育事務の委託を一町村限り負擔せしむる場合に於て財産處分に付關係町村の協議整はざるときは郡參事會に於て議決すべし
兒童教育事務の委託に對する報酬金の給否金額及其他必要の事項に付關係町村の協議整はざることも亦前項の例に依る

◎管理

第六條 府縣、郡、市、町村及町村學校組合は教育事務の爲勅令の定むる所に依り學務委員を置くべし

市町村内若は町村學校組合内の區は小學校教育事務の爲勅令の定むる所に依り學務委員を置くことを得

第七條 市町村立學校長其他校員、學務委員及區長並其代理者等の執行する國の教育事務は市制第三十一條第二本文町村制第三十三條第二本交に依るの限に在らず

第八條 府縣、郡、市、町村吏員に對する懲戒處分にして國の教育事務取扱に關するものに就きては其懲戒規程は勅令の定むる所に依る

◎基本金及積立金

第九條 府縣、郡、市、町村、町村學校組合及市町村内若は町村學校組合内の區は學校幼稚園、圖書館の爲基本財産又は積立金を設けることを得
基本財産及積立金は單に某學校幼稚園圖書館の爲之を設け又は通して數學校幼稚園圖書館の爲之を設けることを得

基本財産及積立金の設置及處分は監督官廳の許可を受くべし但積立金を其目的の爲支出する場合に在らず

基本財産より生ずる収入は教育に關する目的の外に之を使用することを不得

積立金より生ずる収入は其積立金に編入すべし

第十條 府縣、郡、市、町村、町村學校組合及市町村内若は町村學校組合内の區は教育に關する寄附金等あるときは基本財産とすべし但寄附者其使用の目的を定むるものは此限に在らず公立の學校、幼稚園、圖書館の授業料、入學試驗料、書器使用料等は基本財産又は積立金となすことを得

府縣、郡、市、町村、町村學校組合及市町村若は町村學校組合内の區は歲出の殘餘を以て學校基本財産となし又は特に歲入の幾部を増加して基本財産又は積立金と爲すことを得

●小學校令及關係法規摘要

(條文は小學校令なり)

小學校令(三十三年八月勅令第三百四十四號)
三十六年勅令第六十三號、同勅令第七十四號、四十年勅令第五十二號四十二年四月勅令第十二號四十四年勅令
第二百十六號を以て一部の改正加除を経たり
小學校令施行規則(三十三年八月文部省令第十四條)
三十五年省令第三號、三十五年同第十一號、同第二十二號、同第三十四號、三十七年同第一號、同第十九號、三
十八年同第七號、四十年同第六號四十二年四月同第十二號四十四年三月同第四號同七月同第二十二號四十四年三
月同第十五號同七月同第二十四號を以て改正加除を経たり

◎目的及種類

第一條 小學校は兒童身躰の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並其の生活に必
須なる普通の智識技能を授くるを以て本旨とす

第二條 小學校は之を分て尋常小學校高等小學校とす

尋常小學校の教科と高等小學校の教科とを一校に併置するものを尋常高等小學校とす
市、町村、町村學校組合又は其の區の負擔を以て設置するものを市町村立小學校とし
私人の費用を以て設置するものを私立小學校とす

第三條 尋常高等小學校に於て尋常小學校の教科を授くべき部分に對しては尋常小學校
の規定を準用し高等小學校の教科を授くべき部分に對しては高等小學校の規定を準用
す但し文部大臣に於て別段の規定を設けたる場合は此の限に在らず

◎設置
第六條 市町村は其區域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置すべ
し

第七條 郡長は一町村の資力尋常小學校設置に關する費用の負擔に堪へすと認めたるこ
きは其の町村をして尋常小學校設置の爲他の町村と學校組合を設けしむべし

第八條 郡長は一町村に於て就學せしむべき兒童の數一尋常小學校を構成するに足らず
と認めたるときは又は適度の通學路程内に於て一尋常小學校を構成するに足るべき數を
得ることを能はずと認めたるときは左の例に依るべし

一 其の町村をして尋常小學校設置の爲他の町村と學校組合を設けしむること
二 其の町村をして就學せしむべき兒童の全部若は一部の教育事務を他町村、町村學
校組合又は其の區に委託せしむること

郡長は町村の一部にして前項の事情あるもの町村の尋常小學校に對し適度の通學路程
内に在らずと認めたるときは亦前項の例に依るべし
郡長は町村學校組合の一部にして前項に準すべき事情ありと認めたるときは第一項第
二號の例に準すべし

第九條 市立尋常小學校の校數位置は府縣知事に於て市の意見を聞き之を定む
町村立尋常小學校の校數並位置は郡長に於て町村又は町村學校組合の意見を聞き之を
定め府縣知事の認可を受くべし

第十條 第七條又は第八條に依り郡長に於て町村學校組合を設けしめ若は其の組合を解
かしめむとするときは關係町村の意見を聞き府縣知事の認可を受くべし第八條に依り
郡長に於て兒童教育事務を委託せしめ又は其の委託を止めしめむとするときは關係町
村、町村學校組合の意見を聞き府縣知事の認可を受くべし

第十一條 府縣知事は市に於て設置すべき尋常小學校校數あるときは市内の一區若は數

區に對し又は市を分畫して數區となし其の一區若は數區に對し小學校設置に關する費用の負擔の爲め其の使用すべき小學校を指定することを得此の場合に於ては關係市及區の意見を聞くへし其の之を止めむとするとき亦同し
郡長は町村若は町村學校組合に於て設置すべき尋常小學校數校あるとき兒童教育事務の委託を要する場所數箇所あるとき又は其の設置すべき尋常小學校と兒童教育事務の委託を要する場所とあるときは町村内若は町村學校組合内の一區若は數區に對し又は町村若は町村學校組合を分畫して數區と爲し其の區若は數區に對し小學校設置に關する負擔又は兒童教育事務委託の爲め其の使用すべき小學校を指定することを得此の場合に於ては關係町村、町村學校組合及區の意見を聞き府縣知事の認可を受くべし其の之を止めむとするとき亦同し

第十二條 府縣知事は第七條及第八條第一項の事情あるも同條及第五十三條並第五十四條に依ることを得すと認めたるときは其の町村をして尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免れしむることを得

府縣知事は第八條第二項又は第三項の事情あるも同項及第五十三條並第五十四條に依ることを得すと認めたるときは其の町村若は町村學校組合をして其の一部に關しては尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免れしむることを得
第十四條 市町村は市町村又は其の區の負擔を以て高等小學校を設置することを得
町村は數町村の協議に依り町村學校組合を設け高等小學校を設置することを得
前項の町村學校組合を設け又は之を解かむとするときは郡長の認可を受くべし
郡長は前項の場合に於ては府縣知事の指揮を受くべし

第十五條 市町村立高等小學校の設置及廢止は府縣知事の認可を取くべし

第十六條 私立小學校の設置は設立者に於て府縣知事の認可を受け其の廢止は之を府縣知事に届出つべし

第十七條 前三條の規定は幼稚園、盲啞學校其の他小學校に類する各種學校に關し之を準用す

幼稚園、盲啞學校其の他小學校に類する各種學校は之を小學校に附設することを得

◎設備

第二十九條 小學校に於ては校舍、校地、校具、體操場を備ふべし

第三十條 校舍、校地、校具、體操場は非常變災の場合を除くの外小學校の目的以外に之を使用することを得す但し己を得ざる事情に依り監督官廳の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第三十一條 小學校の設備に關する規程は文部大臣に於て定むる準則に基き府縣知事之を定む

施行規則第六十四條 校地、校舍、休操場、及校具は學校の規模に適應することを要す

校地は道徳上並に衛生上善なく且兒童の通學に便利なる場所を選ぶべし

校舍は教授上、管理上並に衛生上適當にして質朴堅牢ならんことを要す

◎就學

第三十二條 兒童滿六歳に達したる翌日より滿十四歳に至る八箇年を以て學齡とす
學齡兒童の學齡に達したる日以後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とし尋常小學校の教科を終了したるときを以て就學の終期とす

學齡兒童保護者は就學の始期より其の終期に至る迄學齡兒童を就學せしむるの義務を負ふ

學齡兒童保護者と稱するは學齡兒童に對し親權を行ふ者又は親權を行ふ者なきときは其の後見人を謂ふ

施行規則第八十條 市町村長は其の市町村内に居住し翌年四月に於て就學の始期に達すべき兒童を調査し第五號表の様式に依り毎年十二月末日までに其の學齡簿を編製すべし但し第二十五條第二項に依る場合に於ては其の年九月に於て就學の始期に達すべき兒童を調査し毎年六月末までに學齡簿を編製すべし

同第八十一條 市町村長は學齡簿編製後三月三十一日までに其の年四月に於て就學の始期に達すべき兒童にして其の市町村に來住したる者ある時は遲滞なく之を學齡簿に記載すべし但し第二十五條第二項に依る場合に於ては市町村長は學齡簿編製後八月三十一日までに其の年九月に於て就學の始期に達すべき兒童にして其の市町村に來住したる者を遲滞なく學齡簿に記載すべし

市町村長は就學期間中に在る兒童にして其の市町村に來住したる者あるときは遲滞なく其の兒童の就學の始期に達したる年の學齡簿に記載すべし
市町村長は學齡簿に記載の兒童にして左の各號の一に該當する者あるときは遲滞なく之を抹消すべし但し第二號に該當する者あるときは市町村長は之を抹消すると同時に學齡簿の謄本を兒童の轉住地の市町村長に送付すべし

- 一 兒童死亡したるとき
 - 二 兒童市町村外に轉住したるとき
 - 三 兒童の居所一箇年以上分明ならざるとき
- 前二項の外學齡簿に記載の事項に異動を生じたるときは遲滞なく之を加除訂正すべし
- 同第八十二條 市町村長は兒童をして市町村立尋常小學校に入學せしむべき期日を定め其の保護者に通知すべし
- 市町村立尋常小學校組合又は其の使用に係る尋常小學校二校以上ある場合に於ては市町村長は前項の通知を爲すに當り兒童の入學すべき尋常小學校を指定することを得但し兒童の保護者は其の兒童を入學せしめんとする尋常小學校を選定して之を市町村長に申立つることを得

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又は不具癱疾の爲就學すること能はずと認めたるときは

市町村長は監督官廳の認可を受け學齡兒童保護者の義務を免除することを得

學齡兒童病弱又は發育不完全の爲就學せしむべき時期に於て就學すること能はずと認めたるときは市町村長は監督官廳の認可を受け其の就學を猶豫することを得

市町村長に於て學齡兒童保護者貧窮の爲其の兒童を就學せしむること能はずと認めたるときは亦前二項に準ず

旅行規則第八十四條 就學すべき兒童又は其保護者にして小學校令第三十三條に掲ぐる事由あるときは其の保護者は就學義務の免除又は就學の猶豫を市町村長に申立つべし但し貧窮に因る場合を除く外醫師の證明書を添ふることを要す

同第八十五條 就學猶豫の期間は其の年四月に於て始學の就學に達すべき兒童に在りては一箇年とし既に就學の始期に達したる兒童に在りては一箇年以下とす

第三十四條 第十二條に依り尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免せられたる區域内の學齡兒童保護者は其の義務を免せられたるものとす

第三十五條 尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇備する者は其の雇備に依りて兒童の就學を妨ぐることを得ず

第三十六條 學齡兒童保護者は就學せしむべき兒童を市町村立尋常小學校に入學せしむべし但し市町村長の認可を受け家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修めしむることを得

官立又は府縣立學校に於て尋常小學校の教科を授くべき部分は兒童就學に關しては市町村立尋常小學校と同視す

施行規則第八十六條 市町村長は小學校令第三十六條第一項但書の規定に依り尋常小學校の教科を修むる兒童の

教育を監督すべし必要を認むるときは其の児童に就き試験を行ふことを得

同第八十七條 市町村長は前條の児童の教育を不適當なりと認めたるときは小學校令第三十六條第一項但書の規定に依り與へたる認可を取消すべし

同第八十八條 児童の保護者に於て其の児童を當然入學せしむべき學校以外の市町村立小學校に入學せしめ又は官立府縣立學校に於て尋常小學校の教科を修めしめんとするときは其の學校の管理者又は學校長の承諾書を添へ關係市町村長に届出つべし

同第九十六條 第八十八條の規定又は小學校令第三十六條第一項但書の規定に依り當然入學すべき學校以外に於て尋常小學校の教科を修むる児童にして其の教科を卒りたるときは又は其の教科を卒らざりして退學し若し廢學したるときは關係學校長又は児童の保護者は其の旨を關係市町村長に届出つべし

第三十七條 児童の年齢就學の始期に達せざる者は之を小學校に入學せしむることを得す

第三十八條 小學校長は傳染病に罹り若し其の處ある児童又は性行不良にして他の児童の教育に妨ありと認めたる児童の小學校に出席するを停止することを得

○管理及監督

第六十條 市町村長又は町村學校組合長は市町村又は町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し市町村立小學校を管理す

第六十一條 府縣知事は市町村又は町村學校組合の區長及其の代理者をして市町村長又は町村學校組合長の指揮命令を受けて區に屬する國の教育事務を補助執行せしむることを得

第六十二條 市町村は教育事務の爲市制第六十一條町村制第六十五條に依り學務委員を置くべし但し市會町村會の議決に依るの限に在らず

町村學校組合は教育事務の爲條例の規定に依り學務委員を置くべし
市町村又は町村學校組合は教育事務の爲條例の規定に依り其の區に學務委員を置くことを得

學務委員には市町村立小學校の男教員を加ふべし
委員中教員より出づる者は市町村長又は町村學校組合長之を任免す

施行規則第八十二條 町村、町村學校組合並に區の學務委員は十人以下とす但し東京市に於ては十五人までを増すことを得

同第八十三條 學務委員は左に掲ぐる事項に就き市長、市參事會、町村長、町村學校組合長、區長並に其の代理者を補助し又は其の諮詢に應じて意見を陳述す

- 一 就學督促に關すること
 - 二 家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修むる者の認可に關すること
 - 三 就學義務の免除又は就學の猶豫に關すること
 - 四 設備に關すること
 - 五 經費豫算の調製に關すること
 - 六 授業科に關すること
 - 七 學校基金財産に關すること
 - 八 教科目の加除に關すること
 - 九 修業年限に關すること
 - 十 補習科の設置廢止に關すること
- 同第八十四條 公民中より選舉せられたる學務委員の任期は四箇年とす
補選選舉に依り就任したる者の任期は前任者の殘任期間とす
同第八十五條 學務委員にして資格の要件を失ひたる者は當然其の職を失ふ

●傳染病豫防並消毒に關する法規摘要

傳染病豫防法(三十年三月法律第三十六號)
三十八年法律第五十六號を以て一部の改正加除を経たり
 傳染病豫防法施行規則(三十年五月內務省令第十一號)
三十二年同第五十五號三十八年同第十四號を以て一部の改正加除を経たり
 傳染病豫防法に關する清潔法、消毒方法(三十年五月內務省令第十三號)
三十八年同第七十號を以て一部の改正加除を経たり

○傳染病の種類

傳染病豫防法第一條に規定せる八種傳染病左の如し
 虎列刺 赤痢 腸窒扶私 瘡痘 發疹窒扶私 猩紅熱 寶布埤利亞(格魯布を含む)ニベ
 スト。「バラチフス」(バラチフスは四十四年七月指定)
 右の外傳染病豫防法に依り豫防法の施行を必要とする傳染病あるときは主務大臣之を
 指定す

○清潔方法

傳染病豫防法に依る清潔法
 第一條 清潔方法の要項左の如し
 一 傳染病患者ありたる家に於ては殊に患者の居室其の他病毒傳染の疑ある場所に注
 意し消毒方法の施行を了りたる後掃除を行ひ其の塵芥は之を焼却すべし
 二 家屋掃除の際床下の塵芥其の他不潔物は之を取除け焼却すべし
 三 傳染病患者ありたる家の井戸流、糞所流、便所又は芥溜の掃除を要するときは消

毒方法の施行を了りたる後之を行ふべし但必要な場合には修理改造及井戸浚を爲す
 べし

- 四 ベストに對しては前各號の外屋根裏、天井、羽目板間、床下等に就て鼠族の搜索
 驅除を行ふべし
- 五 傳染病毒に汚染し若は汚染の疑ある家に於て施行する場合亦前各號を準用すべし
- 第二條 傳染病流行に際し溝渠を攪拌するは却て病毒蔓延の媒介を爲すの虞なしとせす
 必要の場合には消毒藥(生石灰末若は石灰)を投したる後浚すべし
- 第三條 傳染病の流行前又は流行後に於て清潔方法を行ひ家屋の掃除溝渠の浚すを爲す
 場合に於ては濫りに消毒藥を散布すべからず
- 第四條 溝渠を浚へたる汚泥塵芥は直に一定の運搬器に入れ健康上有害ならざる様一定
 の場所に棄つべし汚泥を路傍に散逸せしめ又は之を堆積すべからず

○消毒方法

- 第五條 消毒方法は左の四種とす
- 一 燒却
 - 二 蒸汽消毒
 - 三 煮沸消毒
 - 四 藥物消毒
- 第六條 燒却に適するものは左の如し
- 一 傳染病患者若は死體に用ひたる被服、臥具、布片、便器其の他の器具等にして甚
 しく病毒に汚染し消毒後再び用に供する目的なきもの

二 傳染病患者の吐瀉物其他の排泄物及塵芥動物の死體等
第七條 蒸汽消毒に適するものは左の如し

一 衣服、臥具、布片等總て絹布、綿布、麻布、毛織物類
二 硝子器、陶器、磁器其他鍍製若は木製品類等にして汽熱に堪ふるもの
第八條 蒸汽消毒を施行するときは左の各項に注意するを要す

一 革類、革製品、漆器其他の塗物類、護膜製品、護膜附品、糊附品、毛皮、象牙、
鼈甲、角の類は物品を損するを以て蒸汽消毒を避くべし

二 被服類に蒸汽消毒を施すには豫め袖中又は衣袋中を検索し若し彈丸、火藥等爆發
又は發火し易き物品あるときは之を取出すべし又消毒中他物に染色の恐あるもの等
は蒸汽消毒を避くべし

三 蒸汽消毒は流通蒸汽を用ひ成るべく消毒器中の空氣を驅逐し一時間以上攝氏百度
以上の濕熱に觸れしむべし

第九條 煮沸消毒に適するものは蒸汽消毒に適するものに同じ

煮沸消毒すべき物品を全部水中に浸し沸騰後三十分以上煮沸すべし

第十條 藥物消毒に供する藥劑並其の用法は左の如し

一 石炭酸水二十倍(結晶石炭酸五分、鹽酸二分、水九十四分)

石炭酸水を製するには石炭酸五分に凡水一分を加へ攪拌又は振盪しつゝ徐々に定量
の水を注ぎ後鹽酸一分を加ふべし温湯を用ふれば其の溶解殊に速かなりとす但し使
用の際は毎回振盪するを要す

石炭酸水は各種物件の消毒に適す但し使用の際は左の諸件に注意すべし

一 吐瀉物其他の排泄物には同容量を加へ能く攪拌すべし

二 器具室内等を消毒するには擦拭又は撒布すべし

三 手足等を消毒するには洗滌したる後更に淨水を以て洗淨すべし

四 衣類等を消毒するには鹽酸を加へたるものを用ひ六時間以上浸漬し其の後淨水
を以て更に洗滌すべし

一の二 「クレゾール」水(「クレゾール」石鹼液六分水九十四分)

「クレゾール」水を製するには「クレゾール」石鹼液六分に定量の水を加ふべし

二 「クレゾール」水は各種物件の消毒に適し其の用量及應用は石炭酸水に準すべし

昇汞水を製するには昇汞を定量の水に溶解し後鹽酸を加ふべし

昇汞水は猛毒にして無色無臭なるが爲危険を速き易き虞あり故に貯藏使用の際充分
に注意を加へ又其の危険を防かん爲「スカレット」又は「ゾイレフクシン」其他適當
の色素を加へて着色し一見識別し易からしむるを要す但金屬製の器に貯藏すべから
ず

昇汞人は陶器、硝子器、木製器具又ば室内の消毒に適す飲食用器具、玩具の消毒飲
料水の滲透すべき場所の消毒及金屬製品、糞便、吐瀉物の消毒に用ふべからず
手足等を消毒するには洗滌したる後更に淨水を以て洗淨すべし

三 生石灰(少量の水を澱けは熱を發して崩壞するもの)

生石灰末(生石灰に少量の水を加へ粉末と爲したるもの)

生石灰末は用に臨みて之を製し吐瀉物其他の排泄物、溝渠、芥溜、床下等の消毒

に用ふべし吐瀉物其の他の排泄物を消毒するには少くも其の容量五十分一を投じ能く攪拌すべし

石灰乳(十倍)(生石灰一分、水九分)

石灰乳を製するには一分の生石灰に九分の水を徐々に加へ能く攪拌すべし其の用量は吐瀉物其の他の排泄物等の容量四分の一以上とす但石灰乳は用に臨みて之を製し使用の際には毎回攪拌するを要す

普通石灰は生石灰を得ること能はざる場合に限り代用として其の倍量を用ふべし

四 格魯兒石灰水(二十倍)(格魯兒石灰五分、水九十五分)

格魯兒石灰水の應用並用量は石灰乳に同じ但用に臨みて製すべし

五 加里石鹼又は綠石鹼

加里石鹼又は綠石鹼三分を熱湯百分に溶解し使用の際には加熱するを要す

加里石鹼又は綠石鹼は不潔なる木製器具、戸、障子、床面等の消毒に適す

六 「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」は「フォルマリン」を噴霧發生せしめ又は適當の裝置に依り之を發生せしむべし

「フォルムアルデヒド」を使用せんとする際は左の諸件に注意すべし

一 氣密に閉鎖し得べき消毒函内又は土藏造、洋風建物、船舶、汽車等にして戸扉、窓孔等を密閉し得べき室内に非されば之を使用すべからず

二 消毒函又は室内の容積百立方尺に付「フォルマリン」四十瓦以上を噴霧せしめ若は「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上發生せしめ同時に約百瓦以上の水を蒸

發せしむるの比例を以て處置したる後七時間以上密閉し置くべし

「フォルムアルデヒド」は左の消毒に用ふることを得

一 土藏造、洋風建物、船舶、汽車等の密閉し得る室内又は室内に定着せる器物等にして他の消毒方法を行ふこと能はざるもの

二 他の消毒方法を行ふこと能はざる貴重品其の他の物件にして其の内部に至るまで消毒方法を施すの必要なしと認めたるもの

◎消毒方法の應用

第十一條 消毒方法の應用は左の如し

第一 患者

傳染病患者治癒したるときは全身入浴を行ひ衣類を改めしむべし場合に依りては温濕布を以て拭淨し入浴に代ゆるも妨なし

第二 死體

傳染病の死體を棺に斂むるには其の被服に昇汞水若は石炭酸水を充分に撒布し又は昇汞水若は石炭酸水に侵漬したる布を以て包み又は石灰を以て填つべし

第三 看病人、病家の家人其の他病毒に觸接したるもの

看病人、病家の家人其の他消毒方法の施行又は患者、死體、排泄物の運搬等の爲病毒に觸接したる者は時々若は其の都度手足及衣服を消毒し入浴すべし

第四 患者、死體等の運搬器

傳染病の患者、死體等を運搬したる担籠釣臺の類は使用後毎回昇汞水若は石炭酸水を以て擦拭すべし

第五 便所、芥溜、溝渠等

傳染病患者の吐瀉物其の他の排泄物の入りたる便所の糞池、肥料溜等には生石灰水、石灰乳若は格魯兒石灰水を灌き能く攪拌すべし但し便所は石炭酸水を以て消毒したる後直に使用し糞便は一週間の後肥料に供せしむることを得

病毒に汚染したる土地には石灰乳若は格魯兒石灰水を灌き其の塵芥を焼却すべし
病毒の混入したる溝渠には生石灰末、石灰乳若は格魯兒石灰水を灌くべし

第六 衣服、器具、敷物等

傳染流患者の着用せる衣類臥具並に其の病室に在る諸器具又は看病人及患者に接したる家人の衣類其の他病毒汚染の虞あるものは各物件の種類に従ひ消毒方法を施行すべし

第八條第一號に掲けたる物品の類は加里石鹼又は綠石鹼(毛皮には避くべし)を以て洗ひ又は石炭酸水を以て拭淨し若は之を撒布し又は「フオルムアルデヒド」を用ふべし

第七 家屋

患者の居室其の他傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ある室内各部分は石炭酸水又は昇汞水を以て拭淨すべし但し土藏造、洋風建物等密閉し得べき室内にては「フオルムアルデヒド」を用ふることを得

消毒後は日光の射入空氣の流通を良くし乾燥せしむるを要す

第七の二 井戸、水槽等
傳染病毒に汚染し若は汚染の疑ある井戸、水槽等には水量五十分の一の石灰を乳状と

なして投入し能く攪拌したる後十二時間以上放置し又は適當の裝置に依りて熱蒸氣を通じ三十分間以上沸騰せしむべし

第八 汽車

傳染病患者若は死體ありたる汽車内の消毒は第七に準すべし傳染病患者の吐瀉物其の他排泄物に對しては消毒藥を混し適宜に處置すべし

車室内に附屬する便所は石炭酸水を以て消毒すべし

第九 船舶

傳染病患者若は死體ありたる船室内の消毒は第七第八に準すへし其の他の場所に對しては消毒藥の撒布擦拭等適宜處置すべし

船底水には其の容量二百分の一の生石灰末を加へ二十四時間を経たる後汲出さしむべし

日用法規便覽終

法學士 長峰安三郎 法學士 宮島次郎 共著
文學士 大塚久 野田千太郎

式辭演說大全

全壹冊

洋裝美本
定價金壹圓
小包料金八錢

百般の儀式會合に於ける文辭演說の範を示し如何なる場合にも應用せらる。社交界に活躍せんとする人士の寶典なり。
今や第十二版を發行す以て本書の價值を知るべし

東京市芝區田村町六番地

發行所

市町村雜誌社

電話芝 二七七五番
振替東京 八八八七番

袖珍

市制町村制及附屬法令

全壹冊

定價金貳拾五錢 送料二錢

本書は改正市制町村制及一切の關係法令を網羅輯集せる小冊子にして携帶に至便なれば、**郡市役所、町村役場、及議員有志の袖珍なり**

東京市芝區田村町六番地

發行所

市町村雜誌社

電話芝 二七七五番

振替東京 八八八七番

市町村雜誌社 編輯部 野田千太郎著

第二版 通俗議事心得

全一冊 定價 參拾五錢 郵稅 貳錢

本書は市町村會の會議法を基礎とし議事に關する原理及實例慣例等を平易に解説したるものにして市町村會議員の職にあるものは勿論、校友會、同窓會、青年會等に携はるもの、又は會社其他苟も團体的行爲に關係を有するものは、一讀すべき書なり又附録として議院法、衆議院規則、東京府會會議規則、東京市會會議細則を卷末に添へて、參照の便に供せり

東京市芝區田村町六番地

所發行

市町村雜誌社

電話 芝 二七七五番

振替東京 八八八七番

發行所

(第一版) 明治四十年七月五日印刷
 (第二版) 明治四十年八月一日發行
 (第三版增訂) 明治四十一年二月二十日發行
 (第四版) 明治四十一年三月廿八日發行
 (第五版) 明治四十一年八月二日發行
 (增訂第六版) 明治四十二年二月六日發行
 (第七版) 明治四十二年四月三日發行
 (增訂第八版) 明治四十三年六月十八日發行
 (增訂第九版) 明治四十四年四月五日發行
 (第十版) 明治四十四年六月十日發行
 (增訂第十一版) 明治四十四年十一月廿八日發行

編輯者
發行所

右代表者

印刷者

印刷所

定價參拾五錢

東京市芝區田村町六番地
市町村雜誌社

長峰安三郎

東京京橋區采女町十番地

木村榮吉

東京京橋區采女町九番地

文英社

東京市芝區田村町六番地

市町村雜誌社

電話芝 二七七五番
振替東京 八八八七番

青年雜誌

明治四十一年三月創刊
每月一回十日發行

料金 一冊金拾貳錢
一ヶ月前金六拾五錢
一ヶ月前金壹圓貳拾錢

青年雜誌 是正義人道を説き忠君愛國の精神を鼓吹す

青年雜誌 法律經濟衛生産業を説き處世の要道を教ゆ

青年雜誌 文學を講じ傳記を掲げ青年の品性を陶冶するに

青年雜誌 是全國各地青年團體の求めに應じ其組織と活動の

狀況を録載し精神的に相共通裨益するの機關たり

購讀希望者は料金半ヶ年分六拾五錢又は一ヶ年分壹圓貳拾錢を添え速かに申込まるべし

東京市芝區田村町六番地

全國青年會聯合社

電話芝 二七七五番
振替貯金口座 一四一五二番

268

611

發行所

(第一版) 明治四十年七月五日印刷
 (第二版) 明治四十年八月一日發行
 (第三版增訂) 明治四十一年二月二十日發行
 (第四版) 明治四十一年三月廿八日發行
 (第五版) 明治四十一年八月二日發行
 (增訂第六版) 明治四十二年二月六日發行
 (第七版) 明治四十二年四月三日發行
 (增訂第八版) 明治四十三年六月十八日發行
 (增訂第九版) 明治四十四年四月五日發行
 (第十版) 明治四十四年六月十日發行
 (增訂第十一版) 明治四十四年十一月廿八日發行

編輯兼
發行所
右代表者

東京市芝區田村町六番地

市町村雜誌社

長峰安三郎

東京市芝區采女町十番地

木村榮吉

東京市芝區采女町九番地

文英社

印刷所

東京市芝區田村町六番地

市町村雜誌社

電話芝 二七七五番
 振替東京 八八八七番

青年雜誌

明治四十一年三月創刊 每月一回十日發行

料金 (一冊金拾貳錢) 半年六冊前金六拾五錢
 (一ヶ年十二冊前金壹圓貳拾錢)

青年雜誌

は正義人道を説き忠君愛國の精神を鼓吹す

青年雜誌

は法律經濟衛生産業を説き處世の要道を教ゆ

青年雜誌

は文學を講じ傳記を掲げ青年の品性を陶冶するに

青年雜誌

は全國各地青年團體の求めに應じ其組織と活動の

狀況を録載し精神的に相共通裨益するの機關たり

購讀希望者は料金半ヶ年分六拾五錢又は一ヶ年分
 壹圓貳拾錢を添え速かに申込まるべし

東京市芝區田村町六番地

全國青年會聯合社

電話芝 二七七五番
 振替貯金口座 一四二五二番

發行所

定價參拾五錢

法學士 長峰安三郎
法學士 三浦通太
法學士 野田千太郎
共著

改正町村制詳解

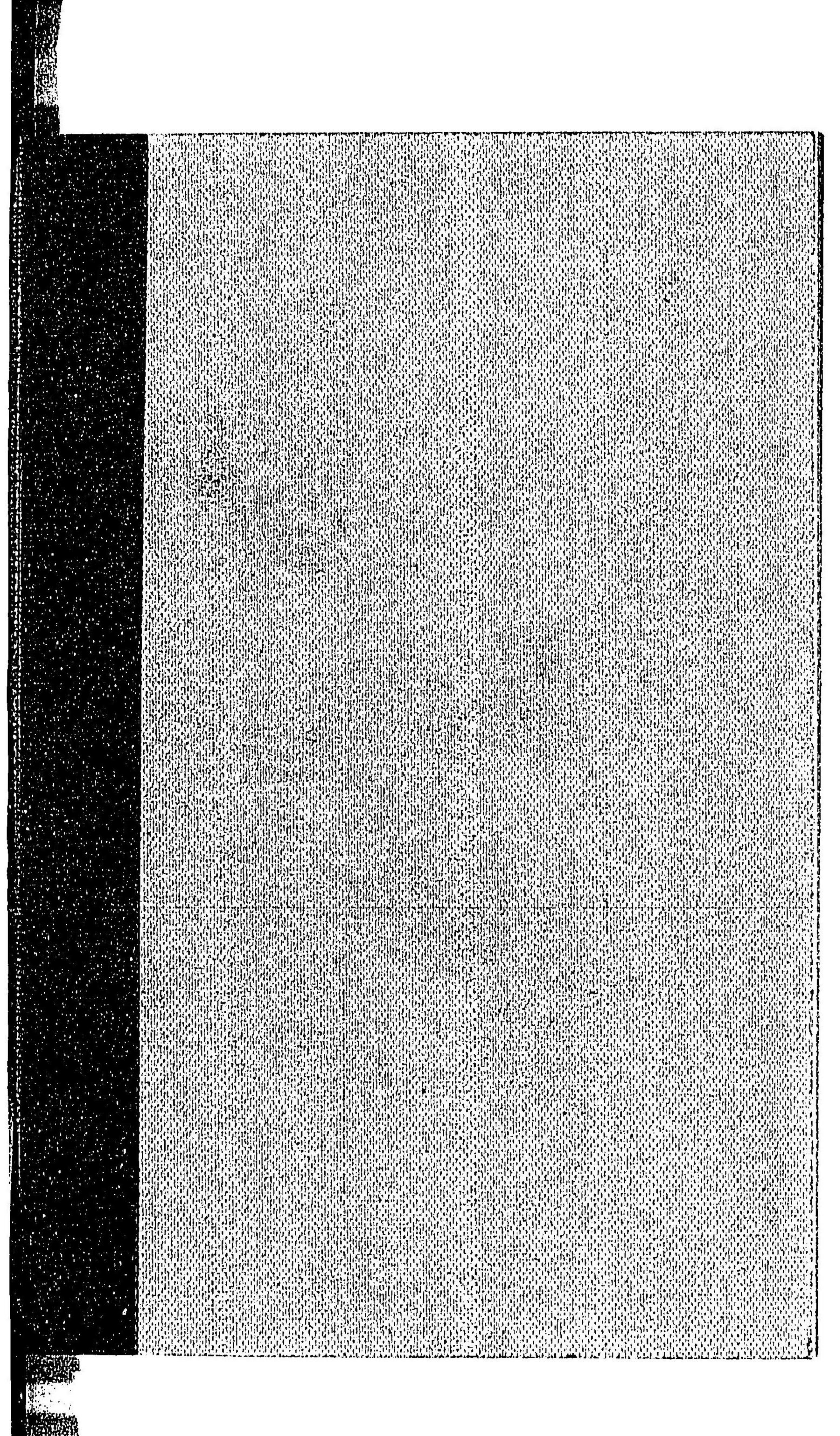
全一冊
洋裝美本
定價金壹圓五拾錢
小包料金八錢

今や改正法の實施に際し此種解釋書の出版既に十種に近し。
而かも説明平易にして精密能く疑義を解
決して適用に遺憾なからしむるもの其
れ幾ばくぞ本書が初版後二ヶ月にして第六版を
發行する偶然ならざるを知るべし

東京市芝區田村町六番地

發行所 市町村雜誌社

電話芝 二七七五番
振替東京 八八八七番



增訂 日用法規便覽

明治四十四年十月十五日現行

市町村雜誌社

國立國會圖書館

禁電子式複写

031072-000-8

CZ-5-0217

日用法規便覽

市町村雜誌社

M44

BBC-0677

